

令和6年2月20日提出

令和6年第1回

小金井市議会定例会議案

(写)  
小議発第200号  
令和6年2月13日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長  
宮 下 誠

令和6年第1回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。  
なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

令和6年度施政方針

報告第1号 小金井市土地開発公社の経営状況について

報告第2号 専決処分の報告について

議案第1号 令和5年度小金井市一般会計補正予算（第11回）

議案第2号 令和5年度小金井市一般会計補正予算（第12回）

議案第3号 令和5年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

議案第4号 令和5年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

議案第5号 令和5年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

議案第6号 令和5年度小金井市下水道事業会計補正予算（第2回）

議案第7号 令和6年度小金井市一般会計予算

議案第8号 令和6年度小金井市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和6年度小金井市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和6年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和6年度小金井市下水道事業会計予算

議案第12号 小金井市組織条例の一部を改正する条例

議案第13号 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する  
条例の一部を改正する条例

- 議案第14号 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 小金井市アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 小金井市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 小金井市地域公共交通活性化協議会条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 小金井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

## 議 長 報 告

### 1 東京都市議会議長会定例総会について

令和5年11月20日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

#### (1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第177回産業経済委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会 部会長の補欠選任結果について

エ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

オ 全国市議会議長会 部会長の補欠選任結果について

カ 第242回東京都都市計画審議会の会議結果について

キ 公益財団法人東京都区市町村振興協会令和5年度第1回臨時評議員会（みなし決議）の結果について

ク 令和5年第2回東京市町村総合事務組合議会定例会の会議結果について

ケ 関東市議会議長会支部長会議・第1回理事会の会議結果について

コ 全国市議会議長会第233回理事会・第115回評議員会合同会議の会議結果について

サ 第243回東京都都市計画審議会の会議結果について

シ 北方領土の返還を求める都民会議令和5年度第2回理事会の会議結果について

#### (2) 協議事項

ア 令和6年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

イ 令和6年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について

ウ 令和6年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

エ 令和5年度東京都市議会議員研修会について

### 2 東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会について

令和6年1月22日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の議題について協議し了承された。

- (1) 令和6年度消防委託事務について
- (2) 令和6年度通常総会日程等について
- (3) その他

東京消防庁より資料提供

### 3 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

#### (1) 小金井市議会震災避難訓練

- |      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| ア 目的 | 議会開催中に震災が起きた場合に、安全を確保し避難する手順を確認するため。 |
| イ 場所 | 小金井市役所本庁舎敷地内                         |
| ウ 期日 | 令和5年12月1日（金）                         |
| エ 議員 | 全議員                                  |

## 一部事務組合議会等活動状況報告

### 1 昭和病院企業団議会

選出議員 村山ひでき議員 小林正樹議員

### 2 湖南衛生組合議会

選出議員 五十嵐京子議員 たゆ久貴議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和5年11月10日から令和6年1月30日までに開催された各議会の報告である。

## 昭和病院企業団議会活動状況報告

### 1 企業団議会開催状況

令和5年11月21日（火） 令和5年第2回定例会

### 2 会議の概要

令和5年11月21日（火） 令和5年第2回定例会

行政報告3件及び議案2件を審議した。

#### (1) 行政報告

- 1 令和5年度公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について
- 2 令和5年度昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況について
- 3 令和4年度公立昭和病院中期計画の点検・評価について

以上3件については、いずれも了承した。

#### (2) 議案

議案第11号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第12号 令和4年度昭和病院企業団条例病院事業決算の認定について  
慎重審議の結果、認定することと決定した。

## 湖南衛生組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和5年11月20日（月） 令和5年第2回定例会

### 2 会議の概要

令和5年11月20日（月） 令和5年第2回定例会

議案3件を審議した。

議案第8号 令和4年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について  
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第9号 令和5年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1回）  
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第10号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について  
乃一祐太氏（武蔵村山市監査委員）を選任することに同意した。



令和6年度

# 施政方針

令和6年2月20日

小金井市長 白井 亨

# 目 次

1	はじめに .....	1
2	4つの重要課題 .....	3
3	令和6年度予算の概要と市政運営の基本政策 .....	4
4	むすび .....	13

## 1 はじめに

まずは、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、犠牲となられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地域の日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

では、令和6年第1回市議会定例会の開会に当たり、令和6年度の市政運営方針につきまして所信を申し述べ、市民の皆様及び市議会議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、可燃ごみの共同処理について御礼を申し上げます。浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働して間もなく5年目に入ります。本事業に御理解と御協力をいただいております施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様には深く感謝申し上げます。引き続き3市から排出される可燃ごみを安定的に処理するとともに、更なるごみの減量及び資源化の推進等、本市に与えられた役割と責任を誠実に果たしていきます。

あわせて、廃棄物の最終処分場の運営につきまして、多大なる御理解と御協力をいただいている日の出町の皆様に深く感謝申し上げます。引き続き、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組みます。

さらに、市内清掃関連施設周辺にお住まいの皆様にも多大なる御理解と御協力をいただき心より感謝申し上げます。

市民の皆様におかれましては、日頃よりごみの減量及び資源化の取組に御協力いただいておりますことに感謝申し上げますとともに、各施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様の御負担を少しでも軽減するため、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

令和2年に流行が発生して以降、この間のワクチン接種を始めとする新型コロナウイルス感染症への対応、また、インフルエンザの流行への対応等、本市における健康の維持・増進の取組は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護連絡会等の皆様の多大なる御協力無くしては成り立ちません。市民の皆様の命と健康を守るための御尽力に深く感謝申し上げます。

また、消防団、民生委員・児童委員、NPOの皆様など、市政を推進していく上で欠かせない存在として、日頃から様々な分野で支えていただいている全ての皆様に深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会の意識や行動が大きく変容していく中で、行政においては、潜在していた非対面型の行政サービスに対するニーズが顕在化したことにより、行政手続のオンライン化、Web会議の導入など、新たなデジタル技術の活用が定着してきました。こうした動きは、VUCA時代と言われる予測困難な現代において、より加速していくことが見込まれます。

本市においても、今後直面する様々な課題に対し、コロナ禍での経験や知見をいかしながら、アジャイル思考で、行政運営や市民サービスの在り方を模索し続けていきます。

国では令和5年4月にこども基本法が施行され、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が12月22日に閣議決定されました。この「こども大綱」に基づき、こども家庭庁のリーダーシップの下、政府全体のこども施策を推進するとされています。

本市では、令和6年2月10日と11日の2日間にわたり、『『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2023小金井』が開催されました。

全体テーマは、「子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映」であり、全体報告や分科会を通して、「子ども施策を担う自治体が、どのように一人一人の子どもの権利の具体化施策を進めるのか、そして、子ども施策に子どもの意見を反映させるためにどのようなことを行っていけばいいのか」について、有識者や多くの参加者と共に検討されました。本市におきましても、この経験を有意義にいかしていきます。

世界では、気候危機が一層深刻化する中、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする目標に向けて歩みを進めています。

本市としても、令和4年1月1日に小金井市気候非常事態宣言を発出し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指しています。その中で、教育委員会でも、児童・生徒が自分自身で行うことのできる環境を守るための取組を考え、実践し、その内容の発表・発信・交流を行う「ハチドリプロジェクト」を推進しています。

地球温暖化対策の推進につきましては、一人一人が他人事ではなく、自分事として意識し、行動につなげることが重要であるため、より一層市民、事業者、職員の意識啓発を推進します。

## 2 4つの重要課題

私が掲げた4つの市政の重要課題について申し上げます。

### (1) 新型コロナウイルス感染症と物価高騰対策

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となり、生活面においては、コロナ禍前の日常が戻ってきたように感じます。しかしながら、感染症法上の位置付け変更後も、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありませんので、今後とも地域の実情に応じて、必要な感染症対策・支援を行ってまいります。

また、物価高騰への対策としては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、国や東京都の財政支援や市独自財源を有効に活用し、市民の命と暮らしを守るため、引き続き、必要な支援に取り組めます。

### (2) 市全体の保育の質の向上と市立保育園の在り方の検討

令和6年度は、現「のびゆくこどもプラン 小金井」に基づき、「子どもがのびのびと育つまち」を実現するため、教育・保育の提供体制を安定的に確保するとともに、提供される保育等の質の維持・向上に資する施策を推進します。特に、待機児童解消施策として、新規開設を推進したことによる教育・保育施設の増加及び運営手法の多様化に当たっても、保育の質の維持・向上の両立が求められています。令和3年3月に策定した「小金井市すこやか保育ビジョン」及び「保育の質のガイドライン」を活用するとともに、専門的かつ客観的な視点で市の保育事業について必要な助言・サービスを行う保育アドバイザーを新たに配置し、市全体の保育の質の維持・向上を図ります。また、市立保育園の在り方の検討につきましては、市全体の保育の質の向上のため必要であると考えており、その必要性について御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

### (3) 新庁舎・(仮称)新福祉会館建設事業

令和5年12月に策定した本事業の再開方針を基に、現設計を進める

ことを基本として、可能な限り早期実現を目指します。

新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設は、市政進展へつながる重要な事業であり、また、災害発生時の対策拠点としての機能を十分発揮するためにも、着実に実現しなければなりません。事業効果には様々なものがありますが、福祉のまちづくりの拠点、新たな市民協働のまちづくりの拠点を市の中央部に据えることは、地域共生社会の実現のために、大きな効果が期待できると考えています。さらに、これまで物理的な制約により困難であった市の組織改正が検討できるとともに、オフィス環境が改善されることで職員のパフォーマンスが高まり、市民サービスの向上につながるものと考えています。

早期実現に向け、市民の皆様及び市議会議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

#### (4) 優先整備路線

国分寺崖線「はけ」と野川の自然やその豊かな自然環境から生み出される文化は、本市にとってかけがえのない財産であり、宝です。都市の近郊であり宅地開発が進む利便性の高い地域であるからこそ、豊かな自然の保全が一層重要となります。

こうした観点から、優先整備路線である小金井都市計画道路3・4・1号線及び小金井都市計画道路3・4・11号線につきましては、施行者である東京都に対し事業化の中止を求める要望書を提出するなど、今後も、はけと野川を守り、豊かな暮らしや文化を後世に継承していくため、適切に対応していきたいと考えております。

また、都市計画道路の必要性について、独自に検証をしていきます。

### 3 令和6年度予算の概要と市政運営の基本政策

令和6年度は、「ポストコロナ」を踏まえた意識の変化や誰もが暮らしやすい包摂社会の実現等に対応する観点から、行政評価を通じてこれまで取り組んできた施策の新陳代謝を高めていくことが重要となります。第5次小金井市基本構想の将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を着実に推進するため、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応し、本市の魅力を再構築するための予算として編成しました。

令和6年度予算は、一般会計541億3,200万円、前年度対比54億8,700万円、11.3%の増、特別会計及び公営企業会計を合わせた全会計では809億912万5千円で、前年度対比64億7,875万1千円、8.7%の増となりました。詳しくは、本定例会に御提案申し上げております各会計別予算案の中で、御説明申し上げます。

それでは、第5次基本構想に掲げる6つの政策の柱に沿いまして、方針や予定する取組の概要について申し上げます。

はじめに、環境と都市基盤の分野です。

気候非常事態宣言を踏まえ、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて各種取組を実施します。

まず、二酸化炭素排出削減のため、各御家庭における省エネ化の更なる促進についてです。家屋の屋上や屋根を対象に、表面温度や室温の上昇を抑えるとともに、電気代の節約にもつながる「遮熱塗装」を新規メニューとして加えるなど、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画において重点施策と位置付けている新エネルギー機器等利用設備補助制度を拡充します。

また、社会全般におけるSDGsへの注目の高まりや、サーキュラーエコノミーへの転換等の取組が求められるところ、時代に即した廃棄物行政を目指すべく、小金井市一般廃棄物処理基本計画の改定時期を迎えるに当たり、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく計画の策定及び小金井市災害廃棄物処理計画の改定に着手することとしました。

そして、平成30年度から取り組んできました小金井市清掃関連施設整備計画は、最終年度を迎えます。令和6年度末には、旧中間処理場敷地に缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設が竣工する予定です。浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の安定的な運転及び適正な資源化施策を推進するためには、市民の皆様には正しい分別を徹底していただけるよう、分別方法の更なる浸透に向けて、清掃指導員による分かりやすい説明に努めるとともに、様々な広報媒体、キャンペーン、イベント、環境教育・環境学習などによる情報発信を行ってまいります。

本市の魅力であるみどりを一層いかしていくため、市立公園・滄浪泉園緑地・環境楽習館においては、指定管理者の専門的な知見やノウハウを最

大限活用し、本市にふさわしい公園等の維持管理・運営・市民協働等を実現することにより、公園の質の向上を図るとともに、環境啓発の取組を推進します。また、あらゆる子どもや保護者同士が、誰でも遊びや体験に参加できるよう、インクルーシブデザインに配慮した遊び場、菜園等の整備について、幅広く子どもに意見を聴き、子ども同士及び保護者同士の相互理解を促進することで共生社会の実現につなげていきます。

駅周辺のまちづくりにつきましては、東小金井駅北口では、東部地区の中心にふさわしい街並み形成のため、引き続き土地区画整理事業を推進します。武蔵小金井駅北口では、駅周辺のにぎわいの再生や安全な住環境整備を計画的に進めていきます。令和6年度は、都市計画決定を含む、都市計画法に基づく手続に着手します。また、地元協議会や準備組合の方々と更に連携し、情報発信等に努めます。

住宅施策につきましては、居住支援相談窓口を拡充させ、不動産関係団体、福祉関係団体等に対して居住支援事業の理解促進のための居住支援ガイドブックを作成し、居住支援事業の更なる充実を推進します。

また、小金井市無電柱化推進計画に基づき、庁舎予定地に接する緑中央通りや武蔵小金井駅北口商店街のムサコ通りの無電柱化を進めます。

公共交通につきましては、誰もが円滑に移動でき、持続可能な総合交通体系を構築するため、小金井市地域公共交通計画を策定します。

次に、地域と経済の分野です。

近年、自然災害の脅威は非常に身近であり、備えは常に重要です。小金井市地域防災計画に基づき、災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強い小金井市の実現」を図るため、消防団の充実強化、及び市民一人一人の防災意識の向上を目的とした更なる啓発活動を推進します。令和6年度は、18年振りに本市で開催される北多摩地区消防大会を機に、市民の皆様にとって身近な存在である消防団活動の認知度の向上を図ります。総合防災訓練につきましては、より多くの市民が自分事として捉えるイベントにできるよう工夫していきます。

また、災害時に避難所となる市内小中学校全14校を対象としてマンホールトイレの設置を推進し、1校につき10基を設置します。これまで12校に設置を完了し、令和6年度は、小学校1校へ設置を予定しています。



安全・安心まちづくりにつきましては、引き続き、小金井市公式LINE（ライン）と連携した「こがねい安全・安心メール」を始めとする情報配信、小金井警察署と連携した啓発活動、地域における見守り活動支援等を実施します。

農業振興の分野につきましては、農地が持つ多面的機能を発揮するために必要な施設整備等に対して支援することで、農地の確保及び保全、その有効活用を図ることを目的とした東京都の支援事業「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用し、市民農園1園を整備します。子どもから高齢者まで「農」に親しむ機会を身近な地域で展開することで、都市農業への理解や関心を高めていきます。

また、令和7年度までを計画期間とした小金井市産業振興プランでは、まちの活気を生み出すことを目標としており、事業者や市民が生み出したまちの特徴となる数多くの魅力を見える化することで、多くの人が楽しむまちの実現を目指しています。令和6年度は、オープンスペースを活用した体験型、参加型イベントを実施するとともに、オープンスペース活用の担い手を育成していきます。あわせて、令和7年度に予定している小金井市産業振興プラン改定作業に先立ち、市内事業所の現況を調査し、改定作業における具体的な支援策の検討を進めていく上での、基礎資料の集約及び課題の整理を目的として、商業・商店街振興基礎調査及び工業事業所実態調査を実施します。商工会及び商店会連合会の皆様との一層の連携により、商工業の振興・安定を図ります。

次に、子どもと教育の分野です。

令和6年度は、現「のびゆくこどもプラン 小金井」の最終年度となることから、令和5年度に実施したニーズ調査を踏まえ、令和7年度からの5か年計画となる、次期「のびゆくこどもプラン 小金井」を策定します。

本市では、子どもの権利の普及啓発及び子どもの意見聴取と反映の仕組みづくりを進めるため、令和5年度に引き続き（仮称）中学生サミット改め「小金井を変えちゃう人の会」を開催し、次期「のびゆくこどもプラン 小金井」の策定にいかしていくとともに、「子どもの権利の日」等、子どもの権利の啓発について検討していきます。

また、改正児童福祉法の施行に対応し、母子保健機能と児童福祉機能を

統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う、「小金井市こども家庭センター」を令和6年4月に設置するほか、9月にはトワイライトステイ事業を開始し、児童虐待の未然防止並びに妊産婦及び子ども・子育て家庭への支援の充実・強化を図ります。

保育施策の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、市内の子育て世代の就労や生活に大きな困難が生じた中、民間保育園を始め、市内の保育関係者の皆様には、感染症対策を徹底しながら、子どもたちの健やかな成長を支えていただきました。また、保育園の定員拡充など待機児童の解消に向けた取組に多大なる御協力をいただきました。保育関係者の皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

共働き世帯及び就学児童数の増加を背景として学童保育所の利用者が増加し続けており、この傾向は今後しばらくの間継続する見込みです。学童保育所の運営・整備に当たっては、学童保育所の大規模化への対応とともに、児童の安全、保育の質の確保等を踏まえ、学校施設内の施設併用利用や民間施設の活用及び民設民営を推進することなど、緊急対策の必要性に鑑み、柔軟に検討し環境整備を進めていきます。令和5年度に民設民営学童保育所に対する補助制度を創設し、令和6年4月1日から小金井市初の民設民営学童保育所が開所します。令和6年度は更なる推進に努めます。

市立小中学校では、小金井市学校施設長寿命化計画に基づき、各学校の老朽化対策及び学級数増加への対応を行っていきます。令和6年度は、小金井第一小学校につきまして、校舎建て替え等の実施設計を着実に進め、緑小学校につきましても、増築の実施設計を進め、早期の工事着手を目指していくこととし、安全で安心な学習環境の整備・充実に取り組みます。

また、学校トイレの洋式化につきましては、令和5年度に引き続き改修工事を実施し、洋式化率80%を達成する予定です。これは、令和7年度末までとしていた整備目標に対し、1年早く到達することとなります。

本市においても近年増加傾向にある不登校対策につきましては、喫緊の課題であるとの認識の下、個々のニーズに対応できるよう、多様な学びの場の充実を進めます。また、特別支援教育及び中学校部活動は、強化の必要性から、人的支援の充実に努めます。

令和6年度の新たな事業といたしまして、学校のプールで行っている水泳指導の一部について、施設の老朽化や猛暑下での屋外活動の制約といっ

た課題を解消するとともに、水泳インストラクター活用による指導内容の向上を目的に、小学校一校において試行的に外部委託を実施します。体験型事業の新設といたしましては、小学5年生が立川市にある英語体験型施設において、リアリティーのある空間でシーンに応じた英語に触れる体験活動を行います。小学6年生の林間学校中に行う森林体験活動につきましては、カーボンニュートラルに資する全国でも例がない独創的事業です。多くの連携先機関との協働による手作り事業であるという特長をいかし、更に効果的なものとなるように、コンテンツの見直し・充実を進めます。

また、小金井市GIGAスクール構想を更に推進するため、小中学校から1校を実践校として指定し、それぞれの学校に試験的に電子黒板を導入して教室における子どもたちの学びをより深める手立てを研究します。

次に、文化と生涯学習の分野です。

令和4年度に閉館した、はげの森美術館附属喫茶棟につきましては、新たな事業者と協定を締結し、令和6年3月末から喫茶棟の運営を再開する予定です。旧中村研一邸茶室である花侵庵を含めた貴重な文化財の建物を地域に開き、建物やはげの自然の魅力を引き出すような情報発信を協働で行っていきます。

令和5年度に、4年ぶりに再開した「平和行事参加の旅」につきましては、市民の皆様が広島を訪れることで平和への認識を深めるきっかけとなっています。紛争が続く世界情勢の中で、平和への意識が次世代においても継承されていくよう、令和6年度も引き続き、このような各種平和事業を通して継続的な啓発に努めます。

男女共同参画の推進につきましては、一人一人が多様性を認め合い、理解を深めることで、それぞれが持つ違いを魅力や強みに変えていくことができると思います。本市は、多様性・ジェンダー平等を大切に、違いを力に変えるまちを目指しています。本市には「男女平等基本条例」、「パートナーシップ宣誓制度」など多様性を推進する条例等があります。令和6年度は、(仮称)小金井市第7次男女共同参画行動計画の策定に着手するとともに、引き続き、多様性への理解の促進、推進を基本姿勢に施策事業を実施していきます。

本市の発展に大きな影響のあった名勝小金井(サクラ)の名勝指定10

0周年を広く市民に周知するため記念式典を実施するほか、関係団体と連携し、大きな節目の年が後世の記憶に残るよう、市民の皆様と共に関連事業を盛り上げていきます。

また、令和5年度に設置した小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会において、部活動の地域連携に関する計画を検討し、市民参加の手法により令和7年度末までに、モデル事業の実施に向けた取組に着手します。

第4次小金井市生涯学習推進計画に基づき、人生100年時代を楽しむ生涯学習の環境づくりを推進するとともに、学校運営協議会と地域学校協働活動を両輪としながら小金井型コミュニティ・スクールや放課後子ども教室の更なる拡充を図ります。

専門人材による質の高い講座の実施、図書館の開館時間の延長等社会教育活動の更なる充実を図るため、令和6年度は、図書館緑分室及び公民館緑分館の業務委託を開始し、多様化するニーズに対応していきます。

スポーツの振興につきましては、第2次小金井市スポーツ推進計画に基づき、運動・スポーツを幅広いものとして捉え、あらゆる方の暮らしに様々な形で運動・スポーツが取り入れられている環境を目指します。こうした暮らしを通じて、健康づくりやコミュニティの醸成が進み、持続可能で、楽しく、元気な地域が広がっていくことを目指します。

次に、福祉と健康の分野です。

国は、新しい福祉の理念として、高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が、暮らし、生きがい、地域を共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指すとしています。本市においても、少子高齢化の進行に伴い、65歳以上の人口は増加傾向にあり、高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる地域社会の実現は市民共通の願いでもあり、間もなく策定が完了する「第3期小金井市保健福祉総合計画」に基づき、地域福祉社会の実現を目指します。

高齢者福祉につきましては、第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画に基づき、介護・医療・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現、介護保険制度の健全な運営を推進していきます。介護人材

不足が全国的な課題となっており、介護サービス事業者が人材確保について苦慮している状況です。本市は、介護人材確保のため「介護職員初任者研修」の実施と研修費用の補助を行ってきましたが、令和6年度は、「介護福祉士実務者研修」及び「介護福祉士資格取得」に対しても支援し、広く介護人材の確保を図ります。また、高齢者の介護予防のための取組ニーズは多様化していることから、包括連携協定を締結している市内のスポーツクラブと連携し、新しくシニアのための運動教室等を開催します。

続いて、障がい者福祉につきましては、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に掲げる小金井市障がい者ビジョンに基づき、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念や、誰もが相互に人格と個性を尊重し、相互に理解し支え合い、共に暮らす「共生社会」を目指します。共生社会の実現には、障がいに関する理解の促進が重要であることから、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の更なる普及啓発に努めます。また、令和4年4月に日常生活を営むために医療を要する児童及びその家族の支援のための関係機関による協議の場を設置し、令和5年7月からは医療的ケア児コーディネーターを配置していますが、令和6年度は、協議の場を活用しつつ、コーディネート事業の充実を図ります。

健康・医療に関する施策につきましては、健康増進計画（第3次）に基づき、市民の健康で質の高い生活を実現するため、市民一人一人の健康づくりを推進します。令和6年度は、独自健康診査に新たな検査項目を追加し、肺がん検診の受診率の向上を図ります。また、がん治療に伴う外見の変化に悩みを抱えている方に対し、ウィッグや胸部補正具などの購入費用を補助することにより、がん患者の療養生活の質の向上を図ります。そのほか、任意接種である男性HPVワクチン接種を実施し、その接種費用を助成することにより、性感染症やがんの発症予防を図ります。

次に、行政運営の分野です。

必要な情報を届けるために、情報発信機能の充実を図り、積極的かつ効果的・効率的な情報発信を行うとともに、情報が多くの市民の方々に分かりやすく伝わるような工夫を行うことにより、市政への興味・関心につなげ、各種情報が行動変容を起こすきっかけとなっていくことが必要である

と考えます。

市民の皆様への広報手段を強化するため、令和5年12月1日から、小金井市公式LINE（ライン）アカウントを開設し、サービスを開始しました。令和6年度は、市報を多世代にしっかり読んでいただける媒体にするため、紙面はフルカラーで、写真の有効な活用、特集記事の編成など、内容の充実・改善に取り組みます。

市民参加・協働の推進としては、平成28年度から実施している協働事業提案制度につきまして、令和5年度から新たに行政側が設定した公共的課題に基づき事業を提案していただく行政提案型協働事業を加えました。今後も引き続き、市民提案型、行政提案型の双方の事業を推進し、市民と職員が共に協働で市政運営に関わる意識醸成につなげていきます。

地域の課題解決や地域コミュニティを機能させていく上で重要な存在である町会・自治会は、加入率の微減傾向が続いているだけでなく、会員の高齢化・役員の成り手不足・集合住宅の未加入などの地域コミュニティにおける深刻な課題を抱えています。町会・自治会の方の声を聞きながら、効果的な町会・自治会への加入促進や、活動を活性化する方策を一緒に考えていく必要があります。また、青少年健全育成地区委員会や子供会育成連合会など、学校や家庭だけではなく、地域で子どもたちの体験活動、集団活動を通して子どもたちの成長を支える体制を引き続き支援していきます。

市全体の経営戦略としては、人口減少社会の進行により、税収や職員などの経営資源が縮減することを想定し、そのような状況にあっても持続可能な自治体となるための制度や仕組み、組織づくりに重点を置いた小金井市行財政改革2025を強力に推進します。

自治体DXの推進においては、市民の利便性向上のため、引き続き行政手続のオンライン化を進めるとともに、セキュリティ強化と業務効率化を目的とした、内部情報ネットワークの更改により、庁内の無線LAN化など、新たな業務環境を整備しました。令和6年度は、令和4年度に市民課窓口で試行導入したキャッシュレス決済を税証明窓口にも横展開するとともに、市民部においてセミセルフレジを導入する等、デジタル技術を活用し、更なる市民サービスの質の向上及び業務効率化を図ります。

公民連携・アウトソーシングの推進においては、行政の優れた点、民間

の優れた点を適切に分析しつつ、「民に任せることができることは民に」を基本に、行政サービスの役割分担について整理します。

公共施設マネジメントの推進においては、基本原則であるPPPの活用、小金井市公共施設等総合管理計画の基本目標に掲げる将来更新費用の縮減及び市民サービスの向上を図るため、市民参加による検討を行い、本市における公共施設の在り方を定めるとともに、集約・複合化等による学校施設の活用についても検討を行います。

また、公共施設の維持、更新及び安定稼働に向けた取組として、令和6年度は保健センターの大規模改修工事のほか、はげの森美術館及び前原町西之台会館での空調設備改修工事等を実施します。

現在の行政の仕組みや制度、組織や施設等は、人口が右肩上がりの時代に作られたものです。人口減少による歳入の減は事実として受け止め、新しい時代を見据えた改革に着実に取り組む必要があります。このため、小金井市人材育成基本方針に基づく人材育成への取組を強力に推進し、意欲的にチャレンジする職員を育てるとともに、スマート自治体への転換を進めます。また、令和6年8月に後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収事務を知識や経験の多い納税課に移管することで、効率的な滞納整理を進め、窓口一本化による利用者の利便性向上と市民負担の公平性を確保するとともに、歳入の確保に努めます。

#### 4 むすび

令和6年度は、「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」5年間の4年目となり、これまでを振り返りつつ、これからの5年間を考えなければならない大切な1年となります。

本市の人口は徐々に増加しておりましたが、令和6年1月1日現在、124,614人、令和5年1月1日からは142人の減となっており、今後は長年続いた人口増加傾向から減少に転じるとともに、働く世代の割合も低下する時代が来ることを想定しておくことが必要です。令和8年度からの「第5次小金井市基本構想・後期基本計画」の策定に当たりましては、国全体の人口減少という社会潮流を見据えた上で、小金井市の将来について子どもや若者も含めた幅広い世代の皆様と一緒に考えていきたいと思いをします。

市長就任から1年が経過しますが、市民との対話の場「みんなのタウンミーティング」を毎月開催する等、「みんなで作るまち」実現のための取組を一步ずつ進めてきました。まちづくりにおいては、地域に飛び出す職員を応援するとともに、「地域人材の育成」が重要であると考えています。市民の皆様が日常生活で感じている御意見や、得意とする分野における知見やスキルを御提供いただくことは、施策や事業をより良くしていくことにつながります。

また、地域人材の育成は、地域コミュニティの振興や共に助け合う意識の醸成など、まちづくりに欠かせない重要な要素の一つであります。まちの活性化につながるとともに、特に大規模災害への備えとして、災害対応力を強くするための地域力の向上にも結び付きます。多世代に渡る日常的な市民同士のつながりの仕掛けをあらゆる側面から創出していかなければなりません。

そのため、職員は更なる協働意識の向上に努めるとともに、地域の課題を市民と共に考える役割が求められています。

また、日々行っている事務について、法令やルールに沿っているか再確認するとともに、大切なことは、失敗から学ぶということを重視し、それを組織でしっかり共有し改善することです。コンプライアンス推進委員会を中心に、過去の事例を客観的に捉え、組織、財務、法務等、様々な視点から課題を抽出するための新たな取組を行い、更なるコンプライアンス意識の醸成を図ります。

今年の名勝小金井（サクラ）が国の名勝指定100周年を迎えるとともに、武蔵小金井駅が桜の観覧のための仮乗降場として設置されてからも100周年、そして東小金井駅が日本初の全額地元負担の請願駅として開業して60周年という、本市の成り立ちのルーツに関する節目の年となります。今後、市民主体の小金井市の運営とまちへの誇り・愛着を育むシビックプライドの醸成に取り組み、皆様と共に新しい小金井を目指して歩んでいきます。

市民の皆様及び市議会議員各位には、より一層の御理解、御協力をお願いし、本定例会に提案申し上げております令和6年度予算案を始め、各種案件につきまして、十分精査の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。



報告第1号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

## 小金井市土地開発公社の経営状況について

令和5年度小金井市土地開発公社変更事業計画

令和5年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和5年度小金井市土地開発公社変更資金計画

令和6年度小金井市土地開発公社事業計画

令和6年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和6年度小金井市土地開発公社資金計画

# 令和5年度小金井市土地開発公社

## 変更事業計画

### 1 用地取得事業

事業名	変更前		変更後		比較	
	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	0.00	0	154.88	112,200	154.88	112,200

## 令和5年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和5年度小金井市土地開発公社の収入支出補正予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ112,200千円を増額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ213,212千円とする。

2 収入支出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表 収入支出予算補正」による。

(短期借入金補正)

第2条 短期借入金の限度額は、112,200千円を増額し、短期借入金の限度額を112,200千円とする。

別表

## 収入支出予算補正

収入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収益		93,426	0	93,426
	1 公有地取得事業収益	93,426	0	93,426
	2 附帯等事業収益	0	0	0
2 借入金		0	112,200	112,200
	1 借入金	0	112,200	112,200
3 事業外収益		7,586	0	7,586
	1 受取利息	2	0	2
	2 雑収益	7,584	0	7,584
収入合計		101,012	112,200	213,212

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		0	65,242	65,242
	1 公有地取得事業費	0	65,242	65,242
2 販売費及び 一般管理費		6,887	0	6,887
	1 販売費及び一般管理費	6,887	0	6,887
3 償還金		92,068	0	92,068
	1 借入金償還金	92,068	0	92,068
4 事業外費用		2,056	0	2,056
	1 支払利息	2,054	0	2,054
	2 積立金	2	0	2
5 補償費		0	46,958	46,958
	1 補償費	0	46,958	46,958
6 特別損失		0	0	0
	1 その他の特別損失	0	0	0
7 予備費		1	0	1
	1 予備費	1	0	1
支出合計		101,012	112,200	213,212

## 収入支出補正予算明細書

収入

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計
1 事業収益			93,426	0	93,426
	1 公有地取得事業収益		93,426	0	93,426
	1 公有用地売却収益	1 公有用地売却収益	93,426	0	93,426
	2 附帯等事業収益		0	0	0
	1 保有土地賃貸等収益	1 公有用地賃貸収益	0	0	0
2 借入金			0	112,200	112,200
	1 借入金		0	112,200	112,200
		1 長期借入金	0	0	0
		2 短期借入金	0	112,200	112,200
3 事業外収益			7,586	0	7,586
	1 受取利息	1 受取利息	2	0	2
	2 雑収益	1 雑収益	7,584	0	7,584
収入合計			101,012	112,200	213,212

支出

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計
1 事業費			0	65,242	65,242
	1 公有地取得事業費		0	65,242	65,242
	1 公有用地取得事業費	1 公有用地取得事業費	0	65,242	65,242
2 販売費及び一般管理費			6,887	0	6,887
	1 販売費及び一般管理費		6,887	0	6,887
		1 報酬	480	0	480
		2 需用費	58	30	88
		3 役務費	701	0	701
		4 委託料	5,141	△ 30	5,111
		5 使用料及び賃借料	432	0	432
		6 負担金補助及び交付金	5	0	5
		7 公租公課	70	0	70
3 償還金			92,068	0	92,068
	1 借入金償還金	1 借入元金	92,068	0	92,068
4 事業外費用			2,056	0	2,056
	1 支払利息	1 支払利息	2,054	0	2,054
	2 積立金	1 積立金	2	0	2
5 補償費			0	46,958	46,958
	1 補償費	1 補償費	0	46,958	46,958
6 特別損失	1 その他の特別損失		0	0	0
	1 寄附金	1 寄附金	0	0	0
7 予備費			1	0	1
	1 予備費	1 予備費	1	0	1
支出合計			101,012	112,200	213,212

令和5年度小金井市土地開発公社

変更資金計画

受入資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比 較
1 事業収益	93,426	93,426	0
2 借入金	0	112,200	112,200
3 事業外収益	7,586	7,586	0
合 計	101,012	213,212	112,200

支払資金

(単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比 較
1 事業費	0	65,242	65,242
2 販売費及び一般管理費	6,887	6,887	0
3 償還金	92,068	92,068	0
4 事業外費用	2,056	2,056	0
5 補償費	0	46,958	46,958
6 特別損失	0	0	0
7 予備費	1	1	0
合 計	101,012	213,212	112,200

(単位：千円)

差 引	0	0	0
-----	---	---	---

令和6年度小金井市土地開発公社  
事業計画

1 用地取得事業

事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	306.08	147,635
小金井都市計画公園 (小長久保公園) 事業	152.15	87,209

2 用地売却事業

事業名	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	48.38	7,623



# 小金井市全図

## 小金井市都市計画道路3-4-8号線事業用地

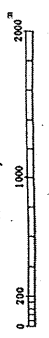
## 小金井市都市計画公園(小長久保公園)事業用地



凡例

市界	———
町界	———
消防署	Y
駐在所	X
学校	△
神社	卍
寺院	卍
郵便局	⊙
病院	⊙
工場	⊙
変電所	⊙
鉄道	———
河川	~~~~~
遊道	~~~~~

1 : 20,000



## 令和6年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和6年度小金井市土地開発公社の収入支出予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ257,525千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収入支出予算」による。

(短期借入金)

第2条 短期借入金の限度額は、234,844千円と定める。

別表

## 収 入 支 出 予 算

(収入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 事業収益		7,623	93,426	△ 85,803
	1 公有地取得事業収益	7,623	93,426	△ 85,803
2 借入金		234,844	112,200	122,644
	1 借入金	234,844	112,200	122,644
3 事業外収益		15,058	7,586	7,472
	1 受取利息	2	2	0
	2 雑収益	15,056	7,584	7,472
収 入 合 計		257,525	213,212	44,313

(支出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 事業費		196,469	65,242	131,227
	1 公有地取得事業費	196,469	65,242	131,227
2 販売費及び 一般管理費		12,849	6,887	5,962
	1 販売費及び一般管理費	12,849	6,887	5,962
3 償還金		7,512	92,068	△ 84,556
	1 借入金償還金	7,512	92,068	△ 84,556
4 事業外費用		2,319	2,056	263
	1 支払利息	2,317	2,054	263
	2 積立金	2	2	0
5 補償費		38,375	46,958	△ 8,583
	1 補償費	38,375	46,958	△ 8,583
6 特別損失		0	0	0
	1 その他の特別損失	0	0	0
7 予備費		1	1	0
	1 予備費	1	1	0
支 出 合 計		257,525	213,212	44,313

# 収 入 支 出 予 算 明 細 書

(収入)

款	項	目	節	本年度予算額	
1 事業収益				7,623	
	1 公有地取得事業 収益			7,623	
		1 公有用地売却 収益			7,623
				1 公有用地売却収益	7,623
2 借入金				234,844	
	1 借入金			234,844	
		1 借入金			234,844
				1 長期借入金	0
				2 短期借入金	234,844
3 事業外収益				15,058	
1 受取利息				2	
	1 受取利息			2	
				2	
			1 受取利息	2	
	2 雑収益				15,056
		1 雑収益			15,056
			1 雑収益	15,056	
収 入 合 計				257,525	

(単位：千円)

前年度予算額	比較	説明
93,426	△ 85,803	(売却収益事業)
93,426	△ 85,803	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
93,426	△ 85,803	
93,426	△ 85,803	
112,200	122,644	(借入対象事業)
112,200	122,644	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
112,200	122,644	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業
0	0	
112,200	122,644	
7,586	7,472	定期預金等受取利息
2	0	
2	0	
2	0	
7,584	7,472	小金井市事務事業費補助金等
7,584	7,472	
7,584	7,472	
213,212	44,313	

## (支出)

款	項	目	節	本年度予算額
1 事業費				196,469
	1 公有地取得事業費			196,469
		1 公有用地取得事業費		196,469
			1 公有用地取得事業費	196,469
2 販売費及び一般管理費				12,849
	1 販売費及び一般管理費			12,849
		1 販売費及び一般管理費		12,849
			1 報酬	480
			2 需用費	216
			3 役務費	1,963
			4 委託料	9,725
			5 使用料及び賃借料	440
			6 負担金補助及び交付金	5
			7 公租公課	20
3 償還金				7,512
	1 借入金償還金			7,512
		1 借入金償還金		7,512
			1 借入元金	7,512

(単位：千円)

前年度予算額	比較	説明
65,242	131,227	(取得対象事業)
65,242	131,227	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
65,242	131,227	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業
65,242	131,227	
6,887	5,962	
6,887	5,962	
6,887	5,962	
480	0	評議員会評議員報酬
58	158	消耗品費(事務用品)
701	1,262	不動産鑑定手数料、切手代、振込手数料等
5,141	4,584	物件調査委託料、仮杭設置委託料
432	8	パーソナルコンピュータ借上料、 会計システム借上料等
5	0	東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金
70	△ 50	法人住民税、法人市民税
92,068	△ 84,556	(元金償還対象事業)
92,068	△ 84,556	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
92,068	△ 84,556	
92,068	△ 84,556	

款	項	目	節	本年度予算額
4 事業外費用				2,319
	1 支払利息			2,317
		1 支払利息		2,317
			1 支払利息	2,317
	2 積立金			2
		1 積立金		2
			1 積立金	2
5 補償費				38,375
	1 補償費			38,375
		1 補償費		38,375
			1 補償費	38,375
6 特別損失				0
	1 その他の特別 損失			0
		1 寄附金		0
			1 寄附金	0
7 予備費				1
	1 予備費			1
		1 予備費		1
			1 予備費	1
支 出 合 計				257,525



(単位：千円)

前年度予算額	比較	説明
2,056	263	(支払利息対象事業)
2,054	263	<財源 売却収益> 小金井都市計画道路3・4・8号線事業
2,054	263	<財源 利子補給金> 小金井都市計画道路3・4・8号線事業
2,054	263	
2	0	(受取利息)
2	0	普通預金及び定期預金
2	0	
46,958	△ 8,583	(補償対象事業)
46,958	△ 8,583	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
46,958	△ 8,583	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業
46,958	△ 8,583	
0	0	
0	0	
0	0	
0	0	
1	0	
1	0	
1	0	
1	0	
213,212	44,313	

令和6年度小金井市土地開発公社  
資金計画

受入資金

(単位：千円)

区 分	金 額
1 事業収益	7,623
2 借入金	234,844
3 事業外収益	15,058
合 計	257,525

支払資金

(単位：千円)

区 分	金 額
1 事業費	196,469
2 販売費及び一般管理費	12,849
3 償還金	7,512
4 事業外費用	2,319
5 補償費	38,375
6 特別損失	0
7 予備費	1
合 計	257,525

差 引	0
-----	---

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

委任専決事項に係る専決処分報告書

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額等	その他の条件
1	令和5年1月23日	<p>事件概要：令和4年8月下旬頃、市が管理する中町四丁目公共緑地（小金井市中町四丁目16番）において、当該緑地内の樹木が倒れ、相手方の敷地内フェンスを破損した。</p> <p>日時：令和4年10月24日（月）午後2時30分頃</p> <p>場所：西東京市新町六丁目5番7号駐車場</p> <p>事件概要：職員の運転する庁用車が駐車場から出る際、当該駐車場に侵入してきた相手方の運転する車とすれ違った直後に、相手方の車が駐車をするため、右にハンドルを切り前進したところ、庁用車の右側後方に衝突し、当該車両が損傷した。</p>	千代田区 株式会社A	市は、相手方に対し、385,000円を支払う。	相手方は、市に對して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
2	令和5年1月30日	<p>日時：令和4年11月11日（金）、市が管理するはげの森緑地2（小金井市中町四丁目12番）において、当該緑地内の樹木が相手方敷地内に影響し、万年塚が傾いた。</p>	東久留米市 B氏	過失割合を市20%、相手方80%とし、相手方は、市に対し、141,514円を支払う。	双方は、今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
3	令和5年2月3日	<p>事件概要：令和4年11月11日（金）、市が管理するはげの森緑地2（小金井市中町四丁目12番）において、当該緑地内の樹木が相手方敷地内に影響し、万年塚が傾いた。</p>	小金井市 C氏	市は、相手方に対し、895,400円を支払う。	相手方は、市に對して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
4	令和5年3月16日	<p>日時：令和5年2月5日（日）午前11時頃</p> <p>場所：小金井市貫井北町五丁目18番18号</p> <p>事件概要：市道第6号線（保健センター通り）で、相手方が乗用車の操作を誤り、小金井市保健センターのコンクリート壁の一部を損傷させた。</p>	立川市 D氏	相手方は、市に対し、77,000円を支払う。	市は、相手方に對して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
5	令和5年8月16日	<p>日時：令和5年6月19日（月）午前11時頃</p> <p>場所：小金井市桜町一丁目15番10号地先</p> <p>事件概要：職員が運転する庁用車がL字の路地を右折した際、角の隅切りに車両を接触させ、相手方の壁が損傷した。</p>	小金井市 E氏	市は、相手方に対し、64,900円を支払う。	相手方は、市に對して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額等	その他の条件
6	令和5年9月1日	<p>事件概要：浴恩館公園内において、相手方が浴恩館の体育館施設の窓ガラスにボールをぶつけ、当該窓ガラスが破損したため、係る修繕費用について求償を行った。</p>	<p>小金井市 F氏</p>	<p>相手方は、市に対して、16,500円を支払う。</p>	<p>市と相手方との間には、本件に関し何ら債権債務がない。</p>
7	令和5年12月6日	<p>日時：令和5年8月30日（水）午後3時40分頃 場所：調布市深大寺東町八丁目28番地先東八道路上 事件概要：職員の運転する庁用車が黄信号が点灯したため停車したところ、後方を走行していた相手方の車が前方確認不足により停止せずに庁用車の後方右側側面に追突し、当該車両が損傷した。</p>	<p>横浜市 G氏</p>	<p>相手方は、市に対して、235,035円を支払う。</p>	<p>市は、相手方に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。</p>
8	令和5年12月26日	<p>事件概要：市報こがねい令和6年1月1日号1面において、印刷事業者が異なる二次元バーコード(LINEアカウント用URL)を誤って掲載したことから、訂正版市報を配布せざるを得ず、係る求償を行った。</p>	<p>渋谷区 H株式会社</p>	<p>相手方は、市に対して、581,380円を支払う。</p>	<p>市と相手方との間には、本件に関し何ら債権債務がない。</p>
9	令和5年12月27日	<p>日時：令和4年10月5日（水）午後1時23分頃 場所：小金井市貫井南町三丁目 連雀通り 小金井四小前信号付近 事件概要：小金井市立学校の教員が自転車を運転中に、相手方の自転車と衝突し、相手方を負傷させ、及び相手側の自転車を損壊させた。</p>	<p>小金井市 I氏 (法定代理人親権者 J氏)</p>	<p>市は、相手方に対して、90,363円を支払う。</p>	<p>相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。</p>

議案第1号

令和5年度

小金井市

一般会計補正予算

(第11回)

令和5年度小金井市一般会計補正予算（第11回）

令和5年度小金井市の一般会計の補正予算（第11回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,243,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 11,801,326	千円 51,250	千円 11,852,576
	2 国 庫 補 助 金	3,982,051	51,250	4,033,301
19 繰 入 金		3,336,882	10,000	3,346,882
	1 基 金 繰 入 金	3,334,939	10,000	3,344,939
歳 入 合 計		54,182,654	61,250	54,243,904



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 28,439,246	千円 68,309	千円 28,507,555
	1 社 会 福 祉 費	10,134,011	68,309	10,202,320
13 予 備 費		110,088	△7,059	103,029
	1 予 備 費	110,088	△7,059	103,029
歳 出 合 計		54,182,654	61,250	54,243,904

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
			千円	千円
3 民生費	1 社会福祉費	価格高騰重点支援 給付金給付事業	1,021,845	1,082,630

議案第1号資料1

令和5年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

( 第 1 1 回 )



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 11,801,326	千円 51,250	千円 11,852,576
	2 国庫補助金	3,982,051	51,250	4,033,301
19 繰入金		3,336,882	10,000	3,346,882
	1 基金繰入金	3,334,939	10,000	3,344,939
歳入合計		54,182,654	61,250	54,243,904

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 28,439,246	千円 68,309	千円 28,507,555
	1 社 会 福 祉 費	10,134,011	68,309	10,202,320
13 予 備 費		110,088	△7,059	103,029
	1 予 備 費	110,088	△7,059	103,029
歳 出 合 計		54,182,654	61,250	54,243,904

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 51,250	千円	千円	千円 17,059
51,250			17,059
			△7,059
			△7,059
51,250			10,000

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 1,694,651	千円 51,250	千円 1,745,901	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 51,250

款 19 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 2,440,000	千円 10,000	千円 2,450,000	1 財政調整基金繰入金	千円 10,000



説	明	千円
1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱)	(企 画 政 策 課) 51,250

説	明	千円
1	財政調整基金繰入金	(財 政 課) 10,000

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
12 価格高騰重点支援 給付金給付費	1,483,986	68,309	1,552,295	51,250		
				51,250		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
17,059			
17,059	10 需用費 1 消耗品費	27 27	1 価格高騰重点支援給付金給付に要する経費 ( ) 68,309
	11 役務費 1 郵便料 2 電話料	179 152 27	(1) 情報システム課関係経費 7,524 12 委託料 ( 7,524) 基幹系システム修正委託料(価格高騰重点支援給付金等対応分) 7,524
	12 委託料	18,103	(2) 地域福祉課関係経費 60,785
	18 負担金補助及び交付金	50,000	10 需用費 ( 27) 消耗品費 27 11 役務費 ( 179) 郵便料 152 電話料 27 12 委託料 ( 10,579) 価格高騰重点支援給付金給付事務委託料その3 9,193 価格高騰重点支援給付金確認書等作成等委託料その3 471 価格高騰重点支援給付金支払通知書等作成等委託料 915 18 負担金補助及び交付金 ( 50,000) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 50,000

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	110,088	△ 7,059	103,029			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 7,059		千円	千円

議案第1号資料2

令和5年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和4年度末現在高(A)	令和5年度当初当高(B)	予算補正状況		令和5年度末現在高(F)=(A)+(D)-(E)	(単位:千円)
					第6回	第8回		
1	財政調整基金	元金 利子 計	6,694,277	147 147	1,220,000 441 1,220,441	1,220,000 588 1,220,588	当 初 補 正 計 1,450,000 1,000,000 2,450,000	5,464,865
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,418	1 1			当 初 補 正 計 9,419	
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	2,840,121	60 60	200,000 200,000	200,000 60 200,060	当 初 補 正 計 6,160 6,160	3,034,021
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計	300,000	2 2	100,000 18 100,018	100,000 18 100,020	当 初 補 正 計 41,500	358,520
5	地域福祉基金	元金 利子 計	958,537	20 20	1,805 1,805	1,805 20 1,825	当 初 補 正 計 1,400 1,400	958,962
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子 計	360,819	2 2	200,156 200,156	200,156 2 200,160	当 初 補 正 計 76,100 213,500 289,600	271,379
7	環境基金	元金 利子 計	1,156,508	200,000 28 200,028	201,166 201,166	401,166 28 401,194	当 初 補 正 計 505,000	1,052,702
8	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	1 1			当 初 補 正 計 3,030	
9	みどり公園基金	元金 利子 計	105,875	3 3	4,405 4,405	4,405 3 4,408	当 初 補 正 計 110,283	
10	市営住宅整備基金	元金 利子 計	38,791	3,096 1 3,097		3,096 1 3,097	当 初 補 正 計 21,279	20,609
11	教育施設整備基金	元金 利子 計	153,281	8,811 4 8,815	3,279 3,279	12,090 4 12,094	当 初 補 正 計 30,000	135,375
12	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1			当 初 補 正 計 66	
合	計	元金 利子 計	12,620,721	211,907 270 212,177	1,930,811 459 1,931,270	2,142,718 731 2,143,449	当 初 補 正 計 3,344,939	11,419,231

## 議案第 1 号資料 3

### 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業概要

#### 1 目的

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の決定に伴い、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の負担を軽減するため、低所得の子育て世帯に対して、18歳以下の児童1人当たり5万円を給付する。

#### 2 支給対象者

基準日（令和5年12月1日）時点で小金井市に住民票があり、対象児童が属する以下のいずれかに該当する世帯主

- (1) 住民税非課税世帯（世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。）

450世帯

- (2) 住民税均等割のみ課税世帯（世帯全員の令和5年度分の住民税均等割のみが課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。）

45世帯

- (3) 家計急変世帯（予期せず令和5年1月から同年12月までの家計が急変し、住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯をいう。）

5世帯

#### 3 給付額

対象児童1人当たり5万円

#### 4 対象児童

基準日時点で、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の子ども（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童））

1,000人

※ 基準日以降に出生した子どもも対象

#### 4 給付手続

- (1) 住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯

対象世帯の抽出及び確認書等の送付（小金井市）

↓

確認書の受領及び返送（対象世帯）

↓

確認書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

- (2) 基準日以降に子どもを出生した世帯、家計急変世帯

市ホームページ、SNS、市報等で周知（小金井市）

↓

申請書の提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

#### 5 スケジュール（案）

- (1) 住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯

令和6年2月下旬 システム改修

3月上旬 対象世帯の抽出及び確認書等の準備

中旬 確認書等の送付、受付、支給要件の確認

4月中旬 振込（以降順次支給）

- (2) 家計急変世帯

令和6年3月中旬 周知

下旬 申請書の受付、支給要件の確認

4月中旬 振込（以降順次支給）

#### 6 申請期限

令和6年6月中旬（予定）



7 予算額

(1) 歳入

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

51,250千円

(2) 歳出

ア 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

50,000千円

イ その他（基幹系システム修正委託料、消耗品費、郵便料、電話料、価格高騰重点支援給付金給付事務委託料その3、価格高騰重点支援給付金確認書等作成等委託料その3、価格高騰重点支援給付金支払通知書等作成等委託料）

18,309千円

議案第 1 号資料 4

繰越明許費の内訳について

1 価格高騰重点支援給付金給付事業

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 1 2 価格高騰重点支援給付金給付費

事業 1 価格高騰重点支援給付金給付に要する経費

(2) 地域福祉課関係経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
10	消耗品費	105	0	105
11	郵便料	2,536	0	2,536
11	電話料	192	0	192
11	電話撤去手数料	23	0	23
12	価格高騰重点支援給付金給付事務委託料その 2	36,216	0	36,216
12	価格高騰重点支援給付金給付事務委託料その 3	9,193	0	9,193
12	価格高騰重点支援給付金確認書等作成等委託料その 2	2,979	0	2,979
12	価格高騰重点支援給付金確認書等作成等委託料その 3	471	0	471
12	価格高騰重点支援給付金支払通知書等作成等委託料	915	0	915
18	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	1,030,000	0	1,030,000
	合計	1,082,630	0	1,082,630

議案第2号

令和5年度

小金井市

一般会計補正予算

(第12回)

## 令和5年度小金井市一般会計補正予算（第12回）

令和5年度小金井市の一般会計の補正予算（第12回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ516,957千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,726,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 22,577,922	千円 699,166	千円 23,277,088
	1 市 民 税	12,005,860	699,166	12,705,026
15 国 庫 支 出 金		11,852,576	△940,464	10,912,112
	1 国 庫 負 担 金	7,787,400	△15,286	7,772,114
	2 国 庫 補 助 金	4,033,301	△925,178	3,108,123
16 都 支 出 金		8,003,601	△342,243	7,661,358
	1 都 負 担 金	2,665,007	15,862	2,680,869
	2 都 補 助 金	4,773,447	△358,105	4,415,342
17 財 産 収 入		15,830	12,460	28,290
	1 財 産 運 用 収 入	7,557	3,029	10,586
	2 財 産 売 払 収 入	8,273	9,431	17,704
18 寄 附 金		22,428	20,400	42,828
	1 寄 附 金	22,428	20,400	42,828
21 諸 収 入		273,078	76,724	349,802
	4 雑 入	227,545	76,724	304,269
22 市 債		855,100	△43,000	812,100
	1 市 債	855,100	△43,000	812,100
歳 入 合 計		54,243,904	△516,957	53,726,947

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 372,746	千円 △2,013	千円 370,733
	1 議 会 費	372,746	△2,013	370,733
2 総 務 費		6,219,557	669,204	6,888,761
	1 総 務 管 理 費	5,307,368	676,848	5,984,216
	2 徴 税 費	521,149	△8,643	512,506
	3 戸籍住民基本台帳費	306,707	△891	305,816
	4 選 挙 費	41,888	1,262	43,150
	6 監 査 委 員 費	33,537	628	34,165
3 民 生 費		28,507,555	190,402	28,697,957
	1 社 会 福 祉 費	10,202,320	△62,309	10,140,011
	2 児 童 福 祉 費	14,305,583	178,687	14,484,270
	3 生 活 保 護 費	3,967,746	78,638	4,046,384
	4 国 民 年 金 費	31,906	△4,614	27,292
4 衛 生 費		6,624,091	△374,794	6,249,297
	1 保 健 衛 生 費	2,898,847	△556,025	2,342,822
	2 清 掃 費	3,725,244	181,231	3,906,475
6 農 林 水 産 業 費		50,082	△7,310	42,772
	1 農 業 費	50,082	△7,310	42,772
7 商 工 費		448,878	△9,394	439,484
	1 商 工 費	448,878	△9,394	439,484
8 土 木 費		4,042,668	△1,035,620	3,007,048
	1 土 木 管 理 費	289,923	2,504	292,427
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,057,272	△9,741	1,047,531
	4 都 市 計 画 費	2,633,817	△1,028,383	1,605,434
9 消 防 費		1,594,491	△2,266	1,592,225
	1 消 防 費	1,594,491	△2,266	1,592,225

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 4,121,945	千円 50,248	千円 4,172,193
	1 教 育 総 務 費	712,824	89,326	802,150
	2 小 学 校 費	1,536,305	△17,222	1,519,083
	3 中 学 校 費	751,510	△10,074	741,436
	4 社 会 教 育 費	779,920	△9,744	770,176
	5 保 健 体 育 費	341,386	△2,038	339,348
11 公 債 費		2,136,717	△846	2,135,871
	1 公 債 費	2,136,717	△846	2,135,871
13 予 備 費		103,029	5,432	108,461
	1 予 備 費	103,029	5,432	108,461
歳 出 合 計		54,243,904	△516,957	53,726,947



第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム修正委託料 (社会保障・税番号制度対応分)	千円 4,840
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,883
8 土木費	2 道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う 物件補償費	30,000

### 第3表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
2	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 190,000	千円 147,000	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
	合 計	855,100	812,100	



議案第2号資料1

令和5年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第12回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 22,577,922	千円 699,166	千円 23,277,088
	1市 民 税	12,005,860	699,166	12,705,026
15国庫支出金		11,852,576	△940,464	10,912,112
	1国庫負担金	7,787,400	△15,286	7,772,114
	2国庫補助金	4,033,301	△925,178	3,108,123
16都支出金		8,003,601	△342,243	7,661,358
	1都負担金	2,665,007	15,862	2,680,869
	2都補助金	4,773,447	△358,105	4,415,342
17財産収入		15,830	12,460	28,290
	1財産運用収入	7,557	3,029	10,586
	2財産売払収入	8,273	9,431	17,704
18寄附金		22,428	20,400	42,828
	1寄附金	22,428	20,400	42,828
21諸収入		273,078	76,724	349,802
	4雑収入	227,545	76,724	304,269
22市債		855,100	△43,000	812,100
	1市債	855,100	△43,000	812,100
歳入合計		54,243,904	△516,957	53,726,947

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 372,746	千円 △2,013	千円 370,733
	1 議 会 費	372,746	△2,013	370,733
2 総 務 費		6,219,557	669,204	6,888,761
	1 総 務 管 理 費	5,307,368	676,848	5,984,216
	2 徴 税 費	521,149	△8,643	512,506
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	306,707	△891	305,816
	4 選 挙 費	41,888	1,262	43,150
	6 監 査 委 員 費	33,537	628	34,165
3 民 生 費		28,507,555	190,402	28,697,957
	1 社 会 福 祉 費	10,202,320	△62,309	10,140,011
	2 児 童 福 祉 費	14,305,583	178,687	14,484,270
	3 生 活 保 護 費	3,967,746	78,638	4,046,384
	4 国 民 年 金 費	31,906	△4,614	27,292
4 衛 生 費		6,624,091	△374,794	6,249,297
	1 保 健 衛 生 費	2,898,847	△556,025	2,342,822
	2 清 掃 費	3,725,244	181,231	3,906,475
6 農 林 水 産 業 費		50,082	△7,310	42,772
	1 農 業 費	50,082	△7,310	42,772
7 商 工 費		448,878	△9,394	439,484
	1 商 工 費	448,878	△9,394	439,484
8 土 木 費		4,042,668	△1,035,620	3,007,048
	1 土 木 管 理 費	289,923	2,504	292,427
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,057,272	△9,741	1,047,531
	4 都 市 計 画 費	2,633,817	△1,028,383	1,605,434
9 消 防 費		1,594,491	△2,266	1,592,225
	1 消 防 費	1,594,491	△2,266	1,592,225

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			△2,013
			△2,013
			669,204
			676,848
			△8,643
			△891
			1,262
			628
188,471			1,931
10,156			△72,465
121,531			57,156
56,784			21,854
			△4,614
△613,733			238,939
△613,733			57,708
			181,231
△6,266			△1,044
△6,266			△1,044
△4,049			△5,345
△4,049			△5,345
△844,414	△43,000	20,404	△168,610
			2,504
△6,375			△3,366
△838,039	△43,000	20,404	△167,748
			△2,266
			△2,266



款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 4,121,945	千円 50,248	千円 4,172,193
	1 教 育 総 務 費	712,824	89,326	802,150
	2 小 学 校 費	1,536,305	△17,222	1,519,083
	3 中 学 校 費	751,510	△10,074	741,436
	4 社 会 教 育 費	779,920	△9,744	770,176
	5 保 健 体 育 費	341,386	△2,038	339,348
11 公 債 費		2,136,717	△846	2,135,871
	1 公 債 費	2,136,717	△846	2,135,871
13 予 備 費		103,029	5,432	108,461
	1 予 備 費	103,029	5,432	108,461
歳 出 合 計		54,243,904	△516,957	53,726,947

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 △2,716	千円	千円	千円 52,964
			89,326
			△17,222
			△10,074
△2,716			△7,028
			△2,038
			△846
			△846
			5,432
			5,432
△1,282,707	△43,000	20,404	788,346

2 歳 入

款 1 市 税

項 1 市 民 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 個 人	千円 11,400,326	千円 699,166	千円 12,099,492	1 現年課税分	千円 699,166

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 7,554,646	千円 90,339	千円 7,644,985	1 社会福祉費負担金	千円 △ 6,941
				2 児童福祉費負担金	40,496
				6 生活保護費等負担金	56,784
2 衛生費国庫負担金	232,754	△ 105,625	127,129	1 保健衛生費負担金	△ 105,625

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	699,166

説	明	千円
1 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の4) 負担率 1/2	(保険年金課)	△ 791
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	7,791
5 低所得者保険料軽減負担金 (介護保険法第124条の2第2項) 負担率 1/2	(介護福祉課)	593
6 生活困窮者自立支援事業負担金 (生活困窮者自立支援法第15条、生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	△ 14,534
2 保育所運営費負担金 (児童福祉法第53条、子ども・子育て支援法第68条) 負担率 1/2	(保育課)	33,094
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	7,402
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	56,784
2 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱) 負担率 10/10	(健康課)	△ 105,625

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 478,926	千円 37,364	千円 516,290	2 児童福祉費補助金	千円 37,364
3 衛生費国庫補助金	1,107,350	△ 508,108	599,242	1 保健衛生費補助金	△ 508,108
4 土木費国庫補助金	620,788	△ 454,434	166,354	1 都市計画費補助金	△ 454,434

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 2,661,231	千円 15,862	千円 2,677,093	1 社会福祉費負担金	千円 △ 4,386

説	明	千円
3 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	△ 4,200
9 保育所等整備交付金 (保育所等整備交付金交付要綱) 補助率 1/2	(保育課)	41,564
4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健康課)	△ 508,108
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱) まちづくり推進課 補助率 1/2 区画整理課 補助率 1/2	( )	△ 46,018 (△ 2,518) (△ 43,500)
3 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 (地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱) 補助率 2/5	(まちづくり推進)	△ 408,416

説	明	千円
3 心身障害者福祉手当負担金 (心身障害者福祉手当都負担金交付要綱) 負担率 10/10	(自立生活支援課)	△ 6,588
4 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の3及び第72条の4) 負担率 3/4、1/4	(保険年金課)	4,255
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	3,895
7 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (高齢者の医療の確保に関する法律第99条) 負担率 3/4	(保険年金課)	△ 6,245
9 低所得者保険料軽減負担金 (介護保険法第124条の2第3項) 負担率 1/4	(介護福祉課)	297

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円	千円	千円	2 児童福祉費負担金	千円 20,248

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 2,817,900	千円 44,906	千円 2,862,806	1 社会福祉費補助金	千円 21,483
				2 児童福祉費補助金	23,423

説	明	千円
3 保育所運営費負担金 (児童福祉法第55条、子ども・子育て支援法第67条) 負担率 1/4	(保 育 課)	16,547
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	3,701

説	明	千円
7 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業等実施要綱) 補助率 1/2、ポイント制	(自立生活支援課)	△ 10,269
19 認知症高齢者グループホーム等施設開設準備経費補助金 (介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(介 護 福 祉 課)	31,752
4 認証保育所運営費等補助金 (東京都認証保育所運営費等補助要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	3,677
7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 10/10	(子育て支援課)	2,100
8 家庭福祉員事業等補助金 (区市町村が行う家庭的保育事業等に対する都費補助要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	792
9 定期利用保育事業費補助金 (一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	2,112
13 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 1/2、1/3	(子育て支援課)	△ 2,946
17 幼稚園型一時預かり事業運営費等補助金 (東京都幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業)運営費等補助金交付要綱) 補助率 10/10、1/3	(保 育 課)	4,520
30 待機児童解消区市町村支援事業補助金 (待機児童解消区市町村支援事業補助要綱) 補助率 7/16、1/16	(保 育 課)	13,168



款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 農林水産業 費都補助金	千円 20,945	△ 千円 6,266	千円 14,679	1 農業費補助金	△ 千円 6,266
5 商工費都補 助金	20,038	△ 4,049	15,989	1 商工費補助金	△ 4,049
6 土木費都補 助金	478,891	△ 389,980	88,911	1 道路橋りょう費補助金	△ 6,375
				2 都市計画費補助金	△ 383,605
7 教育費都補 助金	144,599	△ 2,716	141,883	1 教育費補助金	△ 2,716

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 財産貸付収 入	千円 3,681	千円 3,029	千円 6,710	1 土地貸付収入	千円 3,029

説	明	千円
4 都市農地保全支援プロジェクト補助金 (東京都都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱) 補助率 3/4	(経 済 課) △	6,266
1 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金 (東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱) 補助率 5/9、1/2、1/3	(経 済 課) △	3,050
3 東京都地域連携型商店街事業補助金 (東京都地域連携型商店街事業補助金交付要綱) 補助率 2/5	(経 済 課) △	999
3 都市再生地籍調査事業補助金 (東京都国土調査事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(道 路 管 理 課) △	6,375
2 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程) 補助率 1/4	(区 画 整 理 課) △	42,000
3 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 2/5	(ま ち づ くり 推 進) △	340,346
5 戸建住宅等耐震化促進事業補助金 (東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/4	(ま ち づ くり 推 進) △	750
6 東京都ブロック塀等安全対策促進事業補助金 (東京都ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/4	(ま ち づ くり 推 進) △	509
7 東京都地域学校協働活動推進事業費補助金 (東京都地域学校協働活動推進事業費補助金交付要綱) 補助率 2/3	(生 涯 学 習 課) △	2,716

説	明	千円
1 市有土地貸付料 東町一丁目市有地	(管 財 課) △	3,029
	(	3,029)

款 17 財産収入

項 2 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 物品売却収入	千円 1,033	千円 9,431	千円 10,464	1 物品売却収入	千円 9,431

款 18 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 土木費寄附金	千円 0	千円 20,400	千円 20,400	1 みどりのまちづくり協力金	千円 20,400

款 21 諸収入

項 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 過年度収入	千円 1,385	千円 76,720	千円 78,105	1 過年度収入	千円 76,720
6 雑入	195,739	4	195,743	1 雑入	4

款 22 市債

項 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 土木債	千円 259,800	千円 △ 43,000	千円 216,800	1 都市計画債	千円 △ 43,000

説	明	千円
19 貴金属売払収入	(管 財 課)	9,431

説	明	千円
1 みどりのまちづくり協力金	(環 境 政 策 課)	20,400

説	明	千円
44 令和4年度浅川清流環境組合負担金返還金	(ごみ対策課)	22,810
45 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金追加交付金	(健 康 課)	53,910
54 滄浪泉園内お供え金	(環 境 政 策 課)	4

説	明	千円
1 東小金井駅北口土地区画整理事業債	(財 政 課) △	43,000

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	372,746	△ 2,013	370,733			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,013			
△ 2,013	2 給料	△ 2,445	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,013
	3 職員手当等	849	2 給 料 (△ 2,445)
	4 共済費	△ 461	一般職給料 △ 2,445
	8 旅費	44	3 職員手当等 ( 849)
			4 共 済 費 (△ 461)
			8 旅 費 ( 44)
			普通旅費 44

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,577,356	90,291	1,667,647			
2 文書管理費	1,258,270	△ 4,000	1,254,270			
6 会計管理費	23,110	557	23,667			
11 財政調整基金費	1,220,588	190,000	1,410,588			
13 庁舎建設基金費	200,060	200,000	400,060			
15 公共施設マネジメント基金費	100,020	200,000	300,020			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
90,291			
90,291	2 給料	29,713	1 職員人件費その他 ( ) 90,291
	3 職員手当等	103,904	(1) 職員課関係経費 95,656
	4 共済費	△ 43,506	2 給 料 ( 33,815)
	8 旅費	180	一般職給料 33,815
			3 職員手当等 ( 105,585)
			4 共 済 費 (△ 43,924)
			8 旅 費 ( 180)
			普通旅費 180
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) △ 5,365
			2 給 料 (△ 4,102)
			再任用職員給料 △ 4,102
			3 職員手当等 (△ 1,681)
			4 共 済 費 ( 418)
△ 4,000			
△ 4,000	11 役務費	△ 4,000	4 内部情報システムに要する経
	6 その他の役務費	△ 4,000	費 (情報システム課) △ 4,000
			11 役 務 費 (△ 4,000)
			データセンター回線使用料 △ 4,000
557			
557	11 役務費	557	1 出納事務に要する経費 (会 計 課) 557
	5 手数料	557	11 役 務 費 ( 557)
			銀行振込手数料 557
190,000			
190,000	24 積立金	190,000	1 財政調整基金積立金 (財 政 課) 190,000
			24 積 立 金 ( 190,000)
			財政調整基金積立金(積立元金) 190,000
200,000			
200,000	24 積立金	200,000	1 庁舎建設基金積立金 (管 財 課) 200,000
			24 積 立 金 ( 200,000)
			庁舎建設基金積立金(積立元金) 200,000
200,000			
200,000	24 積立金	200,000	1 公共施設マネジメント基金積
			立金 (企 画 政 策 課) 200,000
			24 積 立 金 ( 200,000)
			公共施設マネジメント基金積立金(積立元
			金) 200,000



款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	336,647	△ 8,643	328,004			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8,643			
△ 8,643	2 給料	△ 5,442	1 職員人件費その他 (職員課) △ 8,643
	3 職員手当等	△ 3,149	2 給 料 (△ 5,442)
	4 共済費	△ 52	一般職給料 (△ 5,442)
			3 職員手当等 (△ 3,149)
			4 共 済 費 (△ 52)

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	306,707	△ 891	305,816			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 891				
△ 891	2 給料	△ 4,082	1 職員人件費その他	(職員課) △ 891
	3 職員手当等	1,324	2 給 料	(△ 4,082)
	4 共済費	1,817	一般職給料	△ 4,082
	8 旅費	50	3 職員手当等	( 1,324)
			4 共 済 費	( 1,817)
			8 旅 費	( 50)
			普通旅費	50

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	41,615	1,262	42,877			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,262			
1,262	2 給料	202	1 職員人件費その他 (職員課) 1,262
	3 職員手当等	1,014	2 給 料 ( 202)
	4 共済費	7	一般職給料 202
	8 旅費	39	3 職員手当等 ( 1,014)
			4 共 済 費 ( 7)
			8 旅 費 ( 39)
			普通旅費 39

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	33,537	628	34,165			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
628				
628	2 給料	91	1 職員人件費その他 (職員課)	628
	3 職員手当等	201	2 給 料 ( 91)	
			一般職給料 ( 91)	
	4 共済費	336	3 職員手当等 ( 201)	
			4 共 済 費 ( 336)	



款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,026,261	△ 28,393	997,868	△ 21,122		
				△ 6,588		
				△ 14,534		
2 障害者福祉費	2,691,132	6,141	2,697,273	1,417		
				11,686		
				2,124		
				△ 11,313		
				△ 1,080		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 7,271			
△ 25,030	2 給料	△ 15,018	1 職員人件費その他 (職員課) △ 25,030
	3 職員手当等	△ 7,577	2 給 料 (△ 15,018) 一般職給料 △ 15,018
	4 共済費	△ 2,435	3 職員手当等 (△ 7,577)
	19 扶助費	△ 28,327	4 共 済 費 (△ 2,435)
△ 2,360	22 償還金利息及び割引料	24,964	10 心身障害者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) △ 8,948
			19 扶 助 費 (△ 8,948) 心身障害者福祉手当 △ 8,948
△ 4,845			28 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 (地域福祉課) △ 19,379
			19 扶 助 費 (△ 19,379) 住居確保給付金 △ 19,379
24,964			34 返還金・還付金 ( ) 24,964
			(1) 地域福祉課関係経費 24,964
			22 償還金利息及び割引料 ( 24,964)
			令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化国庫交付金(事業費)返還金 22,631
			令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化国庫交付金(事務費)返還金 576
			令和4年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 1,757
4,724			
3,896	12 委託料	△ 2,160	21 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 15,582
	18 負担金補助及び交付金	△ 11,313	19 扶 助 費 ( 15,582) 介護給付費 15,582
1,908	19 扶助費	19,614	24 共同生活援助等家賃助成に要する経費 (自立生活支援課) 4,032
			19 扶 助 費 ( 4,032) 共同生活援助等家賃助成費 4,032
			26 障害者(児)施設運営費補助に要する経費 (自立生活支援課) △ 11,313
			18 負担金補助及び交付金 (△ 11,313) 障害者日中活動系サービス推進事業補助金 △ 11,313
△ 1,080			29 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業に要する経費 (自立生活支援課) △ 2,160

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費						
4 高齢者福祉費	581,530	31,752	613,282	31,752		
				31,752		
7 国民健康保険事業費	1,386,925	3,434	1,390,359	3,464		
				3,464		
8 介護保険事業費	1,531,995	△ 47,995	1,484,000	890		
				890		
10 後期高齢者医療費	1,261,906	△ 27,248	1,234,658	△ 6,245		
				△ 6,245		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			12 委託料 (△ 2,160) 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業委託料 △ 2,160
	18 負担金補助及び交付金	31,752	44 認知症高齢者グループホームの整備支援事業に要する経費 (介護福祉課) 31,752 18 負担金補助及び交付金 (31,752) 認知症高齢者グループホーム等施設開設準備経費補助金 31,752
△ 30	27 繰出金	3,434	1 国民健康保険特別会計繰出金 (財政課) 3,434 27 繰出金 (3,434) 保険基盤安定分繰出金 6,699 未就学児均等割保険料繰出金 △ 2,080 職員給与費等繰出金 △ 1,185
△ 48,885	27 繰出金	△ 47,995	1 介護保険特別会計繰出金 (財政課) △ 47,995 27 繰出金 (△ 47,995) 介護給付費繰出金 △ 32,826 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)繰出金 522 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業以外)繰出金 △ 369 低所得者保険料軽減繰出金 1,186 職員給与費等繰出金 △ 11,619 要介護認定事務費繰出金 △ 4,889
△ 21,003	27 繰出金	△ 27,248	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 (財政課) △ 27,248 27 繰出金 (△ 27,248) 療養給付費繰出金 △ 8,646 保険基盤安定繰出金 △ 8,326 保険料軽減措置繰出金 △ 10,276

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	7,845,863	155,937	8,001,800	80,590		
				11,103		
				4,520		
				7,835		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
75,347			
△ 26,242	1 報酬	△ 1,500	1 職員人件費その他 (職員課) △ 26,242
	2 給料	△ 18,387	2 給 料 (△ 18,387)
	3 職員手当等	△ 6,587	一般職給料 △ 18,387
	4 共済費	△ 1,339	3 職員手当等 (△ 6,587)
	8 旅費	71	4 共 済 費 (△ 1,339)
3,701			8 旅 費 ( 71)
	18 負担金補助及び交付金	111,597	普通旅費 71
	19 扶助費	14,804	19 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 14,804
323			19 扶 助 費 ( 14,804)
	22 償還金利子及び割引料	57,278	障害児通所給付費 14,804
			22 私立幼稚園補助金に要する経費 (保 育 課) 4,843
7,836			18 負担金補助及び交付金 ( 4,843)
			幼稚園型一時預かり事業補助金 4,843
			23 認可外保育施設助成に要する経費 (保 育 課) 15,671
			18 負担金補助及び交付金 ( 15,671)
57,278			保育従事職員等処遇改善臨時特例事業補助金 15,671
			26 返還金・還付金 ( ) 57,278
			(3) 子育て支援課関係経費 57,278
			22 償還金利子及び割引料 ( 57,278)
			平成29～令和4年度子ども・子育て支援国庫交付金返還金 23,471
			平成29～令和4年度子ども・子育て支援都交付金返還金 23,371
			令和4年度児童措置費国庫負担金返還金 (母子生活支援施設措置費) 1,447
			令和4年度児童措置費都負担金返還金 (母子生活支援施設措置費) 728
			令和4年度児童措置費国庫負担金返還金 (助産施設措置費) 544
			令和4年度児童措置費都負担金返還金 (助産施設措置費) 404
			令和4年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返還金 171
			令和4年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 965
			令和4年度子ども家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金 6,177
△ 1,500			31 子どもの権利推進に要する経費 (児 童 青 少 年 課) △ 1,500
	1 報酬		1 報 酬 (△ 1,500)

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費				57,132		
2 児童措置費	4,585,941	66,188	4,652,129	49,641		
				49,641		
4 保育園費	1,121,543	△ 12,605	1,108,938			
5 学童保育所費	458,272	△ 35,650	422,622	△ 8,700		
				△ 8,700		
6 ひとり親福祉費	43,532	4,817	48,349			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
33,951			子どもオンブズパーソン報酬 △ 1,500
			36 保育施設開設及び改修等に要する経費 (保 育 課) 91,083
			18 負担金補助及び交付金 ( 91,083)
			保育所整備事業補助金 88,683
			民間保育所等非常通報装置整備事業補助金 2,400
16,547			
16,547	12 委託料	66,188	2 民間保育所等運営に要する経費 (保 育 課) 66,188
			12 委 託 料 ( 66,188)
			保育所運営等委託料 66,188
△ 12,605			
△ 12,605	2 給料	△ 3,087	1 職員人件費その他 (職 員 課) △ 12,605
	3 職員手当等	△ 17,017	2 給 料 (△ 3,087)
	4 共済費	7,442	一般職給料 △ 3,087
	8 旅費	57	3 職員手当等 (△ 17,017)
			4 共 済 費 ( 7,442)
			8 旅 費 ( 57)
			普通旅費 57
△ 26,950			
△ 22,000	1 報酬	△ 20,000	2 学童保育所運営に要する経費 (児 童 青 少 年 課) △ 22,000
	3 職員手当等	△ 2,000	1 報 酬 (△ 20,000)
	18 負担金補助及び交付金	△ 13,650	学童保育指導員業務会計年度任用職員報酬 △ 20,000
△ 4,950			3 職員手当等 (△ 2,000)
			3 民設民営学童保育所に要する経費 (児 童 青 少 年 課) △ 13,650
			18 負担金補助及び交付金 (△ 13,650)
			民設民営学童保育所補助金 △ 13,650
4,817			
4,817	22 償還金利子及び割引料	4,817	6 返還金・還付金 (子 育 て 支 援 課) 4,817
			22 償還金利子及び割引料 ( 4,817)
			令和4年度母子家庭等対策総合支援事業費 3,275
			国庫補助金返還金
			令和4年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金 1,248
			令和4年度養育費確保支援事業都補助金返還金 294



款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	353,798	2,926	356,724			
2 扶助費	3,608,530	75,712	3,684,242	56,784		
				56,784		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,926			
2,926	2 給料	197	1 職員人件費その他 (職員課) 2,926
	3 職員手当等	1,691	2 給 料 ( 197)
	4 共済費	982	一般職給料 197
	8 旅費	56	3 職員手当等 ( 1,691)
			4 共 済 費 ( 982)
			8 旅 費 ( 56)
			普通旅費 56
18,928			
18,928	19 扶助費	75,712	1 生活保護扶助に要する経費 (地域福祉課) 75,712
			19 扶 助 費 ( 75,712)
			生活保護扶助 75,712

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	31,906	△ 4,614	27,292			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 4,614			
△ 4,614	2 給料	△ 3,370	1 職員人件費その他 (職員課) △ 4,614
	3 職員手当等	△ 1,266	2 給料 (△ 3,370)
	4 共済費	22	一般職給料 △ 3,370
			3 職員手当等 (△ 1,266)
			4 共済費 ( 22)

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	1,054,566	△ 11,306	1,043,260			
3 予防接種費	1,519,820	△ 544,719	975,101	△ 613,733		
				△ 613,733		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 11,306			
△ 11,306	2 給料	△ 4,497	1 職員人件費その他 (職員課) △ 11,306
	3 職員手当等	△ 6,332	2 給 料 (△ 4,497)
	4 共済費	△ 522	一般職給料 △ 4,497
	8 旅費	45	3 職員手当等 (△ 6,332)
			4 共 済 費 (△ 522)
			8 旅 費 ( 45)
			普通旅費 45
69,014			
69,014	7 報償費	△ 17,916	17 新型コロナウイルスワクチン 接種に要する経費 ( ) △ 544,719
	10 需用費	△ 6,540	(1) 情報システム課関係経費 22
	1 消耗品費	△ 2,797	13 使用料及び賃借料 ( 22)
	5 印刷製本費	△ 1,844	基幹系システム増設機器等借上料 (新型コロナ ウイルスワクチン接種対応分) 15
	14 医薬材料費	△ 1,899	内部情報パーソナルコンピュータ更新用ソ フトウェア借上料 7
	11 役務費	△ 10,102	(2) 健康課関係経費 △ 544,741
	2 電話料	△ 4,812	7 報 償 費 (△ 17,916)
	3 保険料	△ 1,258	新型コロナウイルスワクチン接種従事者謝 礼 △ 17,916
	5 手数料	△ 4,070	10 需 用 費 (△ 6,540)
	6 その他の役務費	38	消 耗 品 費 △ 2,797
	12 委託料	△ 448,575	印 刷 製 本 費 △ 1,844
	13 使用料及び賃借料	△ 14,102	医 薬 材 料 費 △ 1,899
	18 負担金補助及び交付金	△ 116,498	11 役 務 費 (△ 10,102)
	22 償還金利子及び割引料	69,014	電 話 料 △ 4,812
			新型コロナウイルスワクチン接種従事者傷 害保険料 △ 1,258
			審査支払手数料 △ 4,074
			電話撤去手数料 4
			回線使用料 38
			12 委 託 料 (△ 448,575)
			契約差金等 (新型コロナウイルスワクチン 接種券作成等委託料他6件) △ 448,847
			産業廃棄物収集運搬処理委託料 159
			ディープフリーザー撤去委託料 113
			13 使用料及び賃借料 (△ 14,124)
			接種会場借上料 △ 9,174
			蓄電池借上料 △ 4,950
			18 負担金補助及び交付金 (△ 116,498)
			ワクチン接種医療機関協力金 △ 112,596
			基本型接種施設協力金 △ 3,902
			22 償還金利子及び割引料 ( 69,014)
			令和4年度新型コロナウイルスワクチン接 種対策費国庫負担金返還金 31,455
			令和4年度新型コロナウイルスワクチン接 種体制確保事業費国庫補助金返還金 37,559

款 4 衛 生 費

項 2 清 掃 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	241,561	△ 18,769	222,792			
4 環境基金費	401,194	200,000	601,194			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 18,769			
△ 18,769	2 給料	△ 8,940	1 職員人件費その他 (職員課) △ 18,769
	3 職員手当等	△ 7,648	2 給 料 (△ 8,940)
	4 共済費	△ 2,191	一般職給料 △ 8,940
	8 旅費	10	3 職員手当等 (△ 7,648)
			4 共 済 費 (△ 2,191)
			8 旅 費 ( 10)
			普通旅費 10
200,000			
200,000	24 積立金	200,000	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 200,000
			24 積立金 ( 200,000)
			環境基金積立金 (積立元金) 200,000



款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農業振興費	29,734	△ 7,310	22,424	△ 6,266		
				△ 6,266		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,044			
△ 1,044	18 負担金補助及び交付金	△ 7,310	1 農業振興対策に要する経費 (経 済 課) △ 7,310
			18 負担金補助及び交付金 (△ 7,310)
			都市農地保全支援プロジェクト補助金 △ 7,310

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	84,326	△ 1,598	82,728			
2 商工振興費	340,854	△ 7,796	333,058	△ 4,049		
				△ 4,049		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,598			
△ 1,598	2 給料	△ 1,943	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,598
	3 職員手当等	526	2 給 料 (△ 1,943)
	4 共済費	△ 207	一般職給料 △ 1,943
	8 旅費	26	3 職員手当等 ( 526)
			4 共 済 費 (△ 207)
			8 旅 費 ( 26)
			普通旅費 26
△ 3,747			
△ 3,747	18 負担金補助及び交付金	△ 7,796	1 商工振興に要する経費 (経済課) △ 7,796
			18 負担金補助及び交付金 (△ 7,796)
			商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 △ 5,798
			地域連携型商店街事業補助金 △ 1,998

款 8 土 木 費

項 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	289,923	2,504	292,427			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
2,504			
△ 6,255	2 給料	△ 4,298	1 職員人件費その他 (職員課) △ 6,255
	3 職員手当等	△ 1,662	2 給料 (△ 4,298)
	4 共済費	△ 295	一般職給料 △ 4,298
8,759	18 負担金補助及び交付金	8,759	3 職員手当等 (△ 1,662)
			4 共済費 (△ 295)
			3 公共交通施策に要する経費 (交通対策課) 8,759
			18 負担金補助及び交付金 ( 8,759)
			コミュニティバス運行補助金 8,759

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	108,960	△ 6,886	102,074	△ 6,375		
				△ 6,375		
3 道路新設改良費	608,945	△ 2,855	606,090			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 511			
1,614	3 職員手当等	774	1 職員人件費その他 (職 員 課) 1,614
	4 共済費	840	3 職員手当等 ( 774)
△ 2,125	12 委託料	△ 8,500	4 共 済 費 ( 840)
			4 都市再生地籍調査事業に要す る経費 (道 路 管 理 課) △ 8,500
			12 委 託 料 (△ 8,500) 契約差金 (都市再生地籍調査委託料) △ 8,500
△ 2,855			
△ 1,216	12 委託料	△ 2,855	1 道路新設改良に要する経費 (道 路 管 理 課) △ 1,216
			12 委 託 料 (△ 1,216) 契約差金 (橋りょう長寿命化補修設計委託 料 (梶野橋)) △ 1,216
△ 1,639			2 都道134号線整備に要する 経費 ( ) △ 1,639
			(2) 道路管理課関係経費 △ 1,639
			12 委 託 料 (△ 1,639) 都道134号線植樹帯管理委託料 △ 1,639



款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	1,280,007	△ 915,787	364,220	△ 752,539		
				△ 2,250		
				△ 748,762		
				△ 1,527		
2 土地区画整理費	495,469	△ 133,000	362,469	△ 85,500	△ 43,000	
				△ 85,500	△ 43,000	
7 みどりと公園基金費	4,408	20,404	24,812			20,404
						20,404

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 163,248			
8,186	2 給料	4,983	1 職員人件費その他 (職員課) 8,186
	3 職員手当等	△ 1,428	2 給料 (4,983)
	4 共済費	4,472	一般職給料 4,983
	8 旅費	159	3 職員手当等 (△ 1,428)
	18 負担金補助及び交付金	△ 923,973	4 共 済 費 (4,472)
△ 750			8 旅 費 (159)
			普通旅費 159
			9 木造住宅耐震助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 3,000
			18 負担金補助及び交付金 (△ 3,000)
△ 170,175			木造住宅耐震改修助成金 △ 3,000
			11 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 918,937
			18 負担金補助及び交付金 (△ 918,937)
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金 △ 918,937
△ 509			12 ブロック塀等撤去助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 2,036
			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,036)
			ブロック塀等撤去助成金 △ 2,036
△ 4,500			
△ 4,500	12 委託料	△ 133,000	1 土地区画整理事業に要する経費 (区画整理課) △ 133,000
			12 委 託 料 (△ 133,000)
			東小金井駅北口土地区画整理事業委託料 △ 133,000
	24 積立金	20,404	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 20,404
			24 積立金 (20,404)
			みどりと公園基金積立金 (積立元金) 20,404

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	90,161	△ 2,266	87,895			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,266			
△ 2,266	1 報酬	△ 2,266	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) △ 2,266
			1 報 酬 (△ 2,266)
			団員報酬 △ 2,266

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	389,128	89,326	478,454			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
89,326			
89,326	2 給料	26,491	1 職員人件費その他 ( ) 89,326
	3 職員手当等	50,389	(1) 職員課関係経費 85,807
	4 共済費	12,403	2 給 料 ( 24,307)
	8 旅費	43	一般職給料 24,307
			3 職員手当等 ( 49,612)
			4 共 済 費 ( 11,845)
			8 旅 費 ( 43)
			普通旅費 43
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) 3,519
			2 給 料 ( 2,184)
			再任用職員給料 2,184
			3 職員手当等 ( 777)
			4 共 済 費 ( 558)

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	609,377	△ 17,222	592,155			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 17,222			
△ 17,222	2 給料	△ 9,230	1 職員人件費その他 (職員課) △ 17,222
	3 職員手当等	△ 5,563	2 給料 (△ 9,230)
	4 共済費	△ 2,496	一般職給料 △ 9,230
	8 旅費	67	3 職員手当等 (△ 5,563)
			4 共済費 (△ 2,496)
			8 旅費 ( 67)
			普通旅費 67



款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	289,655	△ 10,074	279,581			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 10,074			
△ 10,074	2 給料	△ 5,817	1 職員人件費その他 (職員課) △ 10,074
	3 職員手当等	△ 3,381	2 給料 (△ 5,817)
	4 共済費	△ 895	一般職給料 △ 5,817
	8 旅費	19	3 職員手当等 (△ 3,381)
			4 共済費 (△ 895)
			8 旅費 ( 19)
			普通旅費 19

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	344,455	△ 7,388	337,067	△ 2,716		
				△ 2,716		
4 文化財保護費	15,665	△ 2,356	13,309			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 4,672			
△ 1,729	2 給料	△ 2,779	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,729
	3 職員手当等	△ 277	2 給 料 (△ 2,779) 一般職給料 △ 2,779
	4 共済費	1,306	3 職員手当等 (△ 277)
	7 報償費	△ 5,659	4 共 済 費 ( 1,306)
△ 1,585	8 旅費	21	8 旅 費 ( 21) 普通旅費 21
			4 青少年育成事業に要する経費 (生涯学習課) △ 1,585
			7 報 償 費 (△ 1,585) 校庭開放指導員謝礼 △ 1,585
△ 1,358			10 地域学校協働活動推進事業に 要する経費 (生涯学習課) △ 4,074
			7 報 償 費 (△ 4,074) 地域コーディネーター謝礼 △ 1,929 学習支援員謝礼 △ 2,145
△ 2,356			
△ 2,356	1 報酬	△ 2,356	2 文化財の保護・調査・啓発活 動に要する経費 (生涯学習課) △ 2,356
			1 報 酬 (△ 2,356) 無形指定文化財調査業務会計年度任用職員 報酬 △ 2,356

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	76,708	△ 2,038	74,670			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,038			
△ 2,038	2 給料	△ 1,263	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,038
	3 職員手当等	△ 177	2 給料 (△ 1,263)
	4 共済費	△ 613	一般職給料 △ 1,263
	8 旅費	15	3 職員手当等 (△ 177)
			4 共 済 費 (△ 613)
			8 旅 費 ( 15)
			普通旅費 15

款 11 公 債 費

項 1 公 債 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 元 金	2,048,648	337	2,048,985			
2 利 子	88,069	△ 1,183	86,886			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
337				
337	22 償還金利子及び割引料	337	1 市債償還元金 (財 政 課)	337
			22 償還金利子及び割引料 ( 市債償還元金	( 337) 337
△ 1,183				
△ 1,183	22 償還金利子及び割引料	△ 1,183	1 市債償還利子 (財 政 課)	△ 1,183
			22 償還金利子及び割引料 (△ 市債償還利子	(△ 1,183) △ 1,183



款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	103,029	5,432	108,461			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 5,432		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 当	勤 勉 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		30,660	10,743		217	41,620	6,978	48,598
	議 員	24	143,720		56,715			200,435	44,765	245,200
	その他	1,195	165,113					165,113	268	165,381
	計	1,222	308,833	30,660	67,458		217	407,168	52,011	459,179
補正前	長 等	3		30,660	12,113		217	42,990	6,901	49,891
	議 員	24	143,720		56,715			200,435	44,765	245,200
	その他	1,207	168,879					168,879	268	169,147
	計	1,234	312,599	30,660	68,828		217	412,304	51,934	464,238
比 較	長 等				△1,370			△1,370	77	△1,293
	議 員									
	その他	△12	△3,766					△3,766		△3,766
	計	△12	△3,766		△1,370			△5,136	77	△5,059

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,345	1,020,655	2,243,675	2,234,397	5,498,727	1,000,434	6,499,161	
補正前	(6) 1,365	1,043,011	2,272,596	2,137,384	5,452,991	1,025,896	6,478,887	
比 較	( ) △20	△22,356	△28,921	97,013	45,736	△25,462	20,274	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		357,809	49,194	60,355	49,918	
補正前		357,702	50,184	62,331	51,800		237,818
比 較		107	△990	△1,976	△1,882		13,909
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		13,468	248,605	684,070	519,251	2,234,397
	補正前		15,120	158,627	694,549	509,253	2,137,384
	比 較		△1,652	89,978	△10,479	9,998	97,013

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	△ 28,921	その他の増減分	1 給与改定分 20,245 2 異動等分 △ 49,272 3 再任用給与改定分 106	※給与改定の状況 給与改定率 0.90% 給与改定実施時期 令和5年4月1日																
職員手当	97,013	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 481 (1) 給与改定分 30,710 (2) 異動等分 △ 31,434 (3) 再任用給与改定分 243  2 その他 97,494 (1) 給与改定分 6,053 (2) 異動等分 91,423 (3) 再任用給与改定分 18	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.275</td> <td>2.275</td> <td>4.55</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.275</td> <td>2.375</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.275	2.275	4.55	支給見込	2.275	2.375	4.65	超過分	0.00	0.10	0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.275	2.275	4.55																	
支給見込	2.275	2.375	4.65																	
超過分	0.00	0.10	0.10																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和5年12月1日現在	平均給料月額	316,592円	333,097円
	平均給与月額	421,392円	397,179円
	平均年齢	43歳1月	52歳6月
令和4年12月1日現在	平均給料月額	314,438円	333,522円
	平均給与月額	420,165円	401,373円
	平均年齢	42歳10月	52歳4月

地方債の前年度末に前年度末における現在の見込みに前年度末及び  
 当該年度の末における現在の見込みに関する調査補正

(単位:千円)

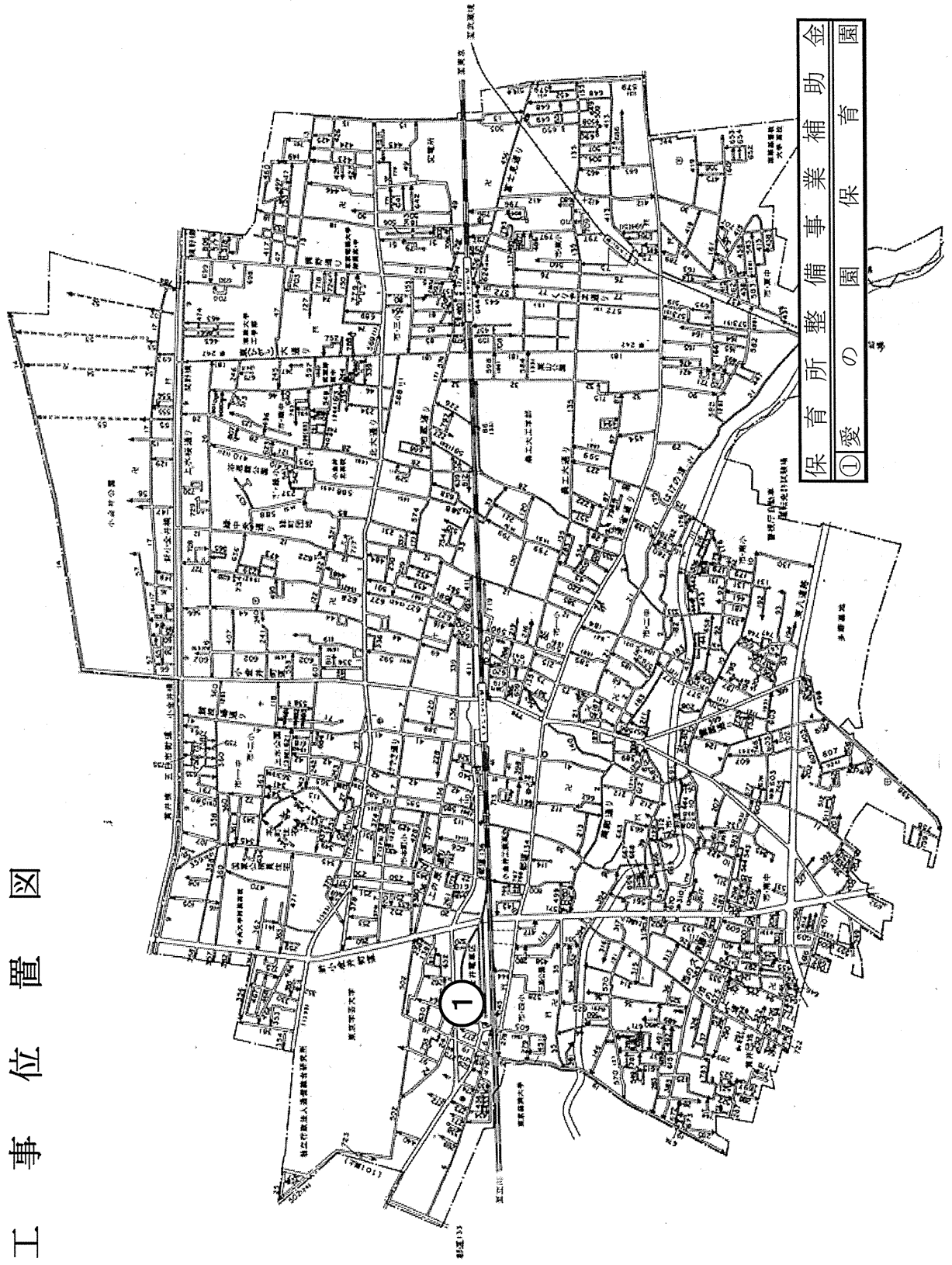
区 分	令和3年度末		令和4年度末		令和5年度		令和5年度		令和5年度		令和5年度	
	現在高		現在高		中起債		中増減		末現在		末現在	
	現在高	現在高	現在高	現在高	補正額	見込額	見込額	見込額	補正額	見込額	補正額	見込額
1 普通債	13,105,461	12,800,272	855,100	△ 43,000	812,100	1,314,321	12,341,051	△ 43,000	12,298,051	△ 43,000	12,298,051	
(4) 土 木	8,148,014	7,506,396	259,800	△ 43,000	216,800	884,341	6,881,855	△ 43,000	6,838,855	△ 43,000	6,838,855	
2 その他	4,880,558	4,066,740	0	0	0	734,664	3,332,413	△ 337	3,332,076	△ 337	3,332,076	
(3) 臨時財政対策債	4,614,845	3,892,134	0	0	0	662,686	3,229,785	△ 337	3,229,448	△ 337	3,229,448	
合 計	17,986,019	16,867,012	855,100	△ 43,000	812,100	2,048,985	15,673,464	△ 43,337	15,630,127	△ 43,337	15,630,127	

令和5年度 基金現在高調べ

(単位:千円)

NO	基金名	区分	令和4年度末現在高			令和5年度算定			予算補正状況			令和5年度末現在高見込額 (F)=(A)+(D)-(E)
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)		
1	財政調整基金	元金 利子 計	6,694,277	147	1,220,000 441	190,000	1,410,000 441	1,410,000 588	1,410,000 3・8・11補正 計	1,450,000 1,000,000 2,450,000	5,654,865	
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,418	1				1	1 補正 計		9,419	
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	2,840,121	60	200,000	200,000	400,000	400,000	400,000 4・7補正 計	6,160 6,160	3,234,021	
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計	300,000	2	100,000 18	200,000	300,000 18	300,000 300,018	300,000 20 300,020	41,500 41,500	558,520	
5	地域福祉基金	元金 利子 計	958,537	20	1,805		1,805	1,805	1,805 20 補正 計	1,400 1,400	958,962	
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子 計	360,819	2	200,156	2	200,156 2	200,156 2	200,156 4 5・6・10補正 計	76,100 213,500 289,600	271,379	
7	環境基金	元金 利子 計	1,156,508	200,000	201,166	200,000	401,166	601,166	601,166 28 補正 計	505,000 505,000	1,252,702	
8	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	1				1	1 補正 計		3,030	
9	みどり公園基金	元金 利子 計	105,875	3	4,405	20,404	24,809	24,809	24,809 3 補正 計	21,279 21,279	130,687	
10	市営住宅整備基金	元金 利子 計	38,791	3,096				3,096	3,096 1 補正 計	30,000 30,000	20,609	
11	教育施設整備基金	元金 利子 計	153,281	8,811	3,279		3,279	12,090	12,090 4 補正 計	30,000 30,000	135,375	
12	土地開発基金	元金 利子 計	65	1				1	1 補正 計		66	
合	計	元金 利子 計	12,620,721	211,907	1,930,811 459	810,404 0	2,741,215 461	2,953,122 731	2,953,122 731 補正 計	2,125,279 1,219,660 3,344,939	12,229,635	

工事位置図



新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策関連経費一覧

(単位：千円)

課名	款	項	目	事業	説明	予算額	財源内訳			
							国庫支出金	都支出金	その他	一般財源等
地域福祉課	3	1	1	28		△ 19,379	△ 14,534	0	0	△ 4,845
保育課	3	2	1	23		15,671	0	7,835	0	7,836
情報システム課	4	1	3	17	1	15	15	0	0	0
情報システム課	4	1	3	17	1	7	7	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 17,916	△ 17,916	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 2,797	△ 2,797	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 1,844	△ 1,844	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 1,899	△ 1,899	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 4,812	△ 4,812	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 1,258	△ 1,258	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 4,074	△ 4,074	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	4	4	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	38	38	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 7,819	△ 7,819	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 2,638	△ 2,638	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 1,316	△ 1,316	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 278,322	△ 278,322	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 104,946	△ 104,946	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 51,746	△ 51,746	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 2,060	△ 2,060	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	159	159	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	113	113	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 9,174	△ 9,174	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 4,950	△ 4,950	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 112,596	△ 112,596	0	0	0
健康課	4	1	3	17	2	△ 3,902	△ 3,902	0	0	0
生涯学習課	10	4	1	10		△ 429	0	△ 286	0	△ 143
合計						△ 617,870	△ 628,267	7,549	0	2,848



議案第2号資料5

繰越明許費の内訳について

1 戸籍情報システム修正委託料（社会保障・税番号制度対応分）

款2 総務費 項3 戸籍住民基本台帳費 目1 戸籍住民基本台帳費

事業2 戸籍事務に要する経費

（単位：千円）

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
12	戸籍情報システム修正委託料（社会保障・税番号制度対応分）	4,840	0	4,840
	合計	4,840	0	4,840

2 新型コロナウイルスワクチン接種事業

款4 衛生費 項1 保健衛生費 目3 予防接種費

事業17 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費

(1) 情報システム課関係経費

（単位：千円）

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
13	基幹系システム増設機器等借上料（新型コロナウイルスワクチン接種対応分）	2,548	2,532	16
13	内部情報パーソナルコンピュータ更新用ソフトウェア借上料	13	5	8
	合計	2,561	2,537	24

(2) 健康課関係経費

（単位：千円）

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
11	審査支払手数料	1,806	1,674	132
11	電話撤去手数料	64	0	64
11	回線使用料	723	684	39
12	新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料	119,531	119,076	455
12	新型コロナウイルスワクチン接種データ入力・窓口委託料	71,125	70,653	472
12	新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料	123,127	121,966	1,161
12	医療用産業廃棄物処理委託料	769	505	264
12	産業廃棄物収集運搬処理委託料	159	0	159
12	ディープフリーザー撤去委託料	113	0	113
	合計	317,417	314,558	2,859

3 都道134号線用地取得に伴う物件補償費

款8 土木費 項2 道路橋りょう費 目3 道路新設改良費

事業2 都道134号線整備に要する経費

(1) 都市計画課関係経費

（単位：千円）

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
13	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	150,000	120,000	30,000
	合計	150,000	120,000	30,000

議案第3号

令和5年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第3回)

## 令和5年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

令和5年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ36,566千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,137,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 1,489,476	千円 △36,566	千円 1,452,910
	1 他会計繰入金	1,386,925	3,434	1,390,359
	2 基金繰入金	102,551	△40,000	62,551
歳入合計		11,174,500	△36,566	11,137,934

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 196,965	千円 △1,185	千円 195,780
	1 総務管理費	162,828	△1,185	161,643
7 諸支出金		25,911	157,657	183,568
	1 償還金及び還付金	25,911	157,657	183,568
8 予備費		203,994	△193,038	10,956
	1 予備費	203,994	△193,038	10,956
歳出合計		11,174,500	△36,566	11,137,934

議案第3号資料

令和5年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第3回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 1,489,476	千円 △36,566	千円 1,452,910
	1 他会計繰入金	1,386,925	3,434	1,390,359
	2 基金繰入金	102,551	△40,000	62,551
歳入合計		11,174,500	△36,566	11,137,934

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 196,965	千円 △1,185	千円 195,780
	1 総 務 管 理 費	162,828	△1,185	161,643
7 諸 支 出 金		25,911	157,657	183,568
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,911	157,657	183,568
8 予 備 費		203,994	△193,038	10,956
	1 予 備 費	203,994	△193,038	10,956
歳 出 合 計		11,174,500	△36,566	11,137,934



補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			△1,185
			△1,185
			157,657
			157,657
			△193,038
			△193,038
			△36,566

2 歳 入

款 6 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,386,925	千円 3,434	千円 1,390,359	1 保険基盤安定繰入金	千円 6,699
				2 未就学児均等割保険料繰入金	△ 2,080
				3 職員給与費等繰入金	△ 1,185

款 6 繰 入 金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 国民健康保険事業運営基金繰入金	千円 102,551	△ 千円 40,000	千円 62,551	1 国民健康保険事業運営基金繰入金	△ 千円 40,000

説	明	千円
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保 険 年 金 課)	6,201
2 保険者支援分 (国民健康保険法第72条の4)	(保 険 年 金 課)	498
1 未就学児均等割保険料繰入金 (国民健康保険法第72条の3の2)	(保 険 年 金 課)	△ 2,080
1 職員給与費等繰入金	(保 険 年 金 課)	△ 1,185

説	明	千円
1 国民健康保険事業運営基金繰入金	(保 険 年 金 課)	△ 40,000

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	159,218	△ 1,185	158,033			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,185			
△ 1,185	2 給料	△ 481	1 職員人件費その他 ( ) △ 1,185
	3 職員手当等	957	(1) 保険年金課関係経費 △ 1,185
	4 共済費	△ 1,661	2 給 料 (△ 481)
			一般職給料 △ 481
			3 職員手当等 ( 957)
			4 共 済 費 (△ 1,661)

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償還金	1	157,657	157,658			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
157,657			
157,657	22 償還金利子及び割引料	157,657	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 157,657
			22 償還金利子及び割引料 ( 157,657)
			交付金等の返還金 157,657

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	203,994	△ 193,038	10,956			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 193,038			

## 給与費明細書

### 一 一般職

#### (1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( ) 45	19,017	53,227	52,742	124,986	24,175	149,161	
補正前	( ) 45	19,017	53,708	51,785	124,510	25,836	150,346	
比 較	( )		△481	957	476	△1,661	△1,185	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	8,278	919	912	1,345		12,750
	補正前	8,334	936	912	1,029		11,984
	比 較	△56	△17		316		766
	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		860		15,723	11,955	52,742
	補正前		720		15,971	11,899	51,785
	比 較		140		△248	56	957

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	△ 481	その他の増減分	1 給与改定分 713 2 異動等分 △ 1,194 3 再任用給与改定分 0	※給与改定の状況 給与改定率 0.90% 給与改定実施時期 令和5年4月1日																
職 員 手 当	957	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 192 (1) 給与改定分 799 (2) 異動等分 △ 991 (3) 再任用給与改定分 0  2 その他 1,149 (1) 給与改定分 272 (2) 異動等分 877 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.275</td> <td>2.275</td> <td>4.55</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.275</td> <td>2.375</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.275	2.275	4.55	支給見込	2.275	2.375	4.65	超過分	0.00	0.10	0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.275	2.275	4.55																	
支給見込	2.275	2.375	4.65																	
超過分	0.00	0.10	0.10																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和5年12月1日現在	平均給料月額	299,600円	—
	平均給与月額	448,060円	—
	平均年齢	38歳3月	—
令和4年12月1日現在	平均給料月額	292,893円	—
	平均給与月額	428,047円	—
	平均年齢	37歳5月	—

議案第4号

令和5年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

## 令和5年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和5年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ279,004千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,076,529千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 險 料		千円 1,865,724	千円 5,402	千円 1,871,126
	1 介 護 保 險 料	1,865,724	5,402	1,871,126
3 国 庫 支 出 金		2,035,192	△73,056	1,962,136
	1 国 庫 負 担 金	1,498,747	△35,777	1,462,970
	2 国 庫 補 助 金	536,445	△37,279	499,166
4 支 払 基 金 交 付 金		2,369,247	△69,777	2,299,470
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,369,247	△69,777	2,299,470
5 都 支 出 金		1,330,461	△49,418	1,281,043
	1 都 負 担 金	1,262,028	△49,570	1,212,458
	2 都 補 助 金	68,433	152	68,585
6 財 産 収 入		9	△3	6
	1 財 産 運 用 収 入	7	△3	4
8 繰 入 金		1,664,874	△92,152	1,572,722
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,531,995	△47,995	1,484,000
	2 基 金 繰 入 金	132,879	△44,157	88,722
歳 入 合 計		9,355,533	△279,004	9,076,529

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 304,698	千円 △17,814	千円 286,884
	1 総 務 管 理 費	221,931	△12,462	209,469
	2 徴 収 費	6,433	△18	6,415
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	75,402	△4,889	70,513
	4 趣 旨 普 及 費	445	△445	0
2 保 險 給 付 費		8,494,692	△262,605	8,232,087
	1 介 護 サービス等諸費	7,827,303	△262,056	7,565,247
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	259,415	11,103	270,518
	4 高 額 介 護 サービス等費	248,748	86	248,834
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	40,332	763	41,095
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	109,270	△12,501	96,769
4 地 域 支 援 事 業 費		453,773	2,257	456,030
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	271,363	4,240	275,603
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	8,242	△96	8,146
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	173,476	△1,914	171,562
	4 そ の 他 諸 費	692	27	719
5 基 金 積 立 金		2,836	△3	2,833
	1 基 金 積 立 金	2,836	△3	2,833
8 予 備 費		10,364	△839	9,525
	1 予 備 費	10,364	△839	9,525
歳 出 合 計		9,355,533	△279,004	9,076,529





議案第4号資料

令和5年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 險 料		千円 1,865,724	千円 5,402	千円 1,871,126
	1 介 護 保 険 料	1,865,724	5,402	1,871,126
3 国 庫 支 出 金		2,035,192	△73,056	1,962,136
	1 国 庫 負 担 金	1,498,747	△35,777	1,462,970
	2 国 庫 補 助 金	536,445	△37,279	499,166
4 支 払 基 金 交 付 金		2,369,247	△69,777	2,299,470
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,369,247	△69,777	2,299,470
5 都 支 出 金		1,330,461	△49,418	1,281,043
	1 都 負 担 金	1,262,028	△49,570	1,212,458
	2 都 補 助 金	68,433	152	68,585
6 財 産 収 入		9	△3	6
	1 財 産 運 用 収 入	7	△3	4
8 繰 入 金		1,664,874	△92,152	1,572,722
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,531,995	△47,995	1,484,000
	2 基 金 繰 入 金	132,879	△44,157	88,722
歳 入 合 計		9,355,533	△279,004	9,076,529

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 304,698	千円 △17,814	千円 286,884
	1 総 務 管 理 費	221,931	△12,462	209,469
	2 徴 収 費	6,433	△18	6,415
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	75,402	△4,889	70,513
	4 趣 旨 普 及 費	445	△445	0
2 保 険 給 付 費		8,494,692	△262,605	8,232,087
	1 介 護 サービス等諸費	7,827,303	△262,056	7,565,247
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	259,415	11,103	270,518
	3 そ の 他 諸 費	9,624	0	9,624
	4 高 額 介 護 サービス等費	248,748	86	248,834
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	40,332	763	41,095
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	109,270	△12,501	96,769
4 地 域 支 援 事 業 費		453,773	2,257	456,030
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	271,363	4,240	275,603
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	8,242	△96	8,146
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	173,476	△1,914	171,562
	4 そ の 他 諸 費	692	27	719
5 基 金 積 立 金		2,836	△3	2,833
	1 基 金 積 立 金	2,836	△3	2,833
7 諸 支 出 金		89,141	0	89,141
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	89,141	0	89,141
8 予 備 費		10,364	△839	9,525
	1 予 備 費	10,364	△839	9,525
歳 出 合 計		9,355,533	△279,004	9,076,529

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△17,814
			△12,462
			△18
			△4,889
			△445
△122,532		△110,231	△29,842
△120,254		△111,572	△30,230
3,257		6,156	1,690
△29		23	6
△744		646	184
153		478	132
△4,915		△5,962	△1,624
58		1,853	346
1,200		2,354	686
△47		△41	△8
△1,106		△473	△335
11		13	3
		△3	
		△3	
		△154	154
		△154	154
			△839
			△839
△122,474		△108,535	△47,995

2 歳 入

款 1 保 険 料

項 1 介 護 保 険 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 第1号被保険者保険料	千円 1,865,724	千円 5,402	千円 1,871,126	1 現年賦課分特別徴収保険料	△ 26,871
				2 現年賦課分普通徴収保険料	32,341
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	△ 68

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費負担金	千円 1,498,747	△ 千円 35,777	千円 1,462,970	1 現年度分	△ 千円 35,777

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 調整交付金	千円 386,099	△ 千円 37,376	千円 348,723	1 現年度分調整交付金	△ 千円 37,376
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	56,060	834	56,894	1 現年度分	834

説	明	千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課) △	26,871
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	32,629
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	288
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	68

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条) 負担率 15%、20%	(介護福祉課) △	35,777

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法第122条の2 第3項) 補助率 5%	(介護福祉課) △	37,376
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項) 補助率 20%	(介護福祉課)	834

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 66,789	△ 737	千円 66,052	1 現年度分	千円 △ 737

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費交付金	千円 2,293,567	△ 70,904	千円 2,222,663	1 現年度分	千円 △ 70,904
2 地域支援事業支援交付金	75,680	1,127	76,807	1 現年度分	1,127

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,262,028	△ 49,570	千円 1,212,458	1 現年度分	千円 △ 49,570



説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項) 補助率 38.5%	(介護福祉課) △	737

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課) △	70,904
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課)	1,127

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項) 負担率 17.5%、12.5%	(介護福祉課) △	49,570

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 35,038	千円 521	千円 35,559	1 現年度分	千円 521
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	33,395	△ 369	33,026	1 現年度分	△ 369

款 6 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 利子及び配当金	千円 7	千円 △ 3	千円 4	1 利子及び配当金	千円 △ 3

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費繰入金	千円 1,061,837	千円 △ 32,826	千円 1,029,011	1 現年度分	千円 △ 32,826
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	35,037	522	35,559	1 現年度分	522

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項) 補助率 12.5%	(介護福祉課)	521
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項) 補助率 19.25%	(介護福祉課) △	369

説	明	千円
1 介護給付費準備基金利子	(介護福祉課) △	3

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課) △	32,826
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課)	522

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 33,395	△ 千円 369	千円 33,026	1 現年度分	千円 △ 369
4 低所得者保険料軽減繰入金	94,318	1,186	95,504	1 現年度分	1,186
5 その他一般会計繰入金	307,408	△ 16,508	290,900	1 職員給与費等繰入金	△ 11,619
				2 事務費繰入金	△ 4,889

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 132,879	△ 千円 44,157	千円 88,722	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △ 44,157

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課) △	369
1 現年度分 (介護保険法第124条の2第1項)	(介護福祉課)	1,186
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △	11,619
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △	4,889

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課) △	44,157

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	219,838	△ 12,462	207,376			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 12,462			
△ 12,328	1 報酬	△ 134	1 職員人件費その他 ( ) △ 12,328
	2 給料	△ 3,647	(1) 介護福祉課関係経費 △ 12,328
	3 職員手当等	△ 6,962	2 給 料 (△ 3,647)
	4 共済費	△ 1,719	一般職給料 △ 3,647
△ 134			3 職員手当等 (△ 6,962)
			4 共 済 費 (△ 1,719)
			2 介護保険事業運営に要する経費 (介護福祉課) △ 134
			1 報 酬 (△ 134)
			介護保険事業運営業務会計年度任用職員報酬 △ 134

款 1 総務費

項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	6,433	△ 18	6,415			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 18			
△ 18	1 報酬	△ 14	1 介護保険料の賦課徴収に要する経費 (介護福祉課) △ 18
	11 役務費 5 手数料	3 3	1 報 酬 (△ 14) 介護保険料発送業務会計年度任用職員報酬 △ 14
	12 委託料	△ 7	11 役 務 費 ( 3) 公金収納手数料 3 12 委 託 料 (△ 7) 口座振替事務委託料 3 介護保険料仮徴収額変更通知書封入封緘等委託料 △ 6 介護保険料普通徴収納入通知書封入封緘等委託料 △ 4

款 1 総務費

項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
1 介護認定審査会費	千円 21,100	千円 △ 3,187	千円 17,913	千円	千円	千円
2 認定調査等費	54,302	△ 1,702	52,600			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 3,187			
△ 3,187	1 報酬	△ 3,127	1 介護認定審査会に要する経費 (介護福祉課) △ 3,187
	11 役務費 1 郵便料	△ 60 △ 60	1 報 酬 (△ 3,127) 介護認定審査会委員報酬 △ 3,127 11 役 務 費 (△ 60) 郵 便 料 △ 60
△ 1,702			
△ 1,702	1 報酬	△ 167	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) △ 1,702
	12 委託料	△ 1,535	1 報 酬 (△ 167) 認定調査業務会計年度任用職員報酬 △ 167 12 委 託 料 (△ 1,535) 認定調査委託料 △ 1,535

款 1 総務費

項 4 趣旨普及費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 趣旨普及費	445	△ 445	0			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 445			
△ 445	10 需用費	△ 445	1 趣旨普及に要する経費 (介護福祉課) △ 445
	1 消耗品費	△ 27	10 需用費 (△ 445)
	5 印刷製本費	△ 418	消耗品費 △ 27
			印刷製本費 △ 418

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 居宅介護サービス給付費	3,870,879	38,711	3,909,590	2,111		28,671
				2,111		28,671
2 特例居宅介護サービス給付費	387	0	387	2		
3 地域密着型介護サービス給付費	926,567	△ 23,759	902,808	△ 11,578		△ 9,589
				△ 11,578		△ 9,589
5 施設介護サービス給付費	2,603,524	△ 278,578	2,324,946	△ 110,034		△ 132,471
				△ 110,034		△ 132,471
6 特例施設介護サービス給付費	285	0	285	△ 2		2
7 居宅介護福祉用具購入費	10,840	1,570	12,410	542		808
				542		808
8 居宅介護住宅改修費	16,643	0	16,643	△ 53		41
9 居宅介護サービス計画給付費	398,015	0	398,015	△ 1,241		966
10 特例居宅介護サービス計画給付費	28	0	28	△ 1		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,929			
7,929	18 負担金補助及び交付金	38,711	1 居宅介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 38,711
			18 負担金補助及び交付金 ( 38,711) 居宅介護サービス給付費 38,711
△ 2			
△ 2,592			
△ 2,592	18 負担金補助及び交付金	△ 23,759	1 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 23,759
			18 負担金補助及び交付金 (△ 23,759) 地域密着型介護サービス給付費 △ 23,759
△ 36,073			
△ 36,073	18 負担金補助及び交付金	△ 278,578	1 施設介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 278,578
			18 負担金補助及び交付金 (△ 278,578) 施設介護サービス給付費 △ 278,578
220			
220	18 負担金補助及び交付金	1,570	1 居宅介護福祉用具購入費に要する経費 (介護福祉課) 1,570
			18 負担金補助及び交付金 ( 1,570) 居宅介護福祉用具購入費 1,570
12			
275			
1			

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	201,070	10,206	211,276	3,107		5,571
				3,107		5,571
2 特例介護予防サービス給付費	104	0	104	△ 1		1
3 地域密着型介護予防サービス給付費	2,044	△ 1,425	619	△ 527		△ 705
				△ 527		△ 705
5 介護予防福祉用具購入費	3,742	271	4,013	89		142
				89		142
6 介護予防住宅改修費	11,324	2,051	13,375	715		1,050
				715		1,050
7 介護予防サービス計画給付費	41,029	0	41,029	△ 126		98
8 特例介護予防サービス計画給付費	16	0	16			△ 1



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 1,528		千円	千円
1,528	18 負担金補助及び交付金	10,206	1 介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 10,206 18 負担金補助及び交付金 (10,206) 介護予防サービス給付費 10,206
△ 193			
△ 193	18 負担金補助及び交付金	△ 1,425	1 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 1,425 18 負担金補助及び交付金 (△ 1,425) 地域密着型介護予防サービス給付費 △ 1,425
40			
40	18 負担金補助及び交付金	271	1 介護予防福祉用具購入費に要する経費 (介護福祉課) 271 18 負担金補助及び交付金 (271) 介護予防福祉用具購入費 271
286			
286	18 負担金補助及び交付金	2,051	1 介護予防住宅改修費に要する経費 (介護福祉課) 2,051 18 負担金補助及び交付金 (2,051) 介護予防住宅改修費 2,051
28			
1			

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	9,624	0	9,624	△ 29		23

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 6		千円	千円

款 2 保険給付費

項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額介護サービス費	248,530	0	248,530	△ 774		602
2 高額介護予防サービス費	218	86	304	30		44
				30		44

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
172			
12			
12	18 負担金補助及び交付金	86	1 高額介護予防サービス費に要する経費 (介護福祉課) 86 18 負担金補助及び交付金 ( 86) 高額介護予防サービス費 86

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 高額医療合算介護サービス費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	40,000	693	40,693	130		440
				130		440
2 高額医療合算介護予防サービス費	332	70	402	23		38
				23		38

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
123			
123	18 負担金補助及び交付金	693	1 高額医療合算介護サービス費 に要する経費 (介護福祉課) 693 18 負担金補助及び交付金 (693) 高額医療合算介護サービス費 693
9			
9	18 負担金補助及び交付金	70	1 高額医療合算介護予防サービ ス費に要する経費 (介護福祉課) 70 18 負担金補助及び交付金 (70) 高額医療合算介護予防サービス費 70

款 2 保険給付費

項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定入所者介護サービス費	109,187	△ 12,501	96,686	△ 4,915		△ 5,962
				△ 4,915		△ 5,962



一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,624			
△ 1,624	18 負担金補助及び交付金	△ 12,501	1 特定入所者介護サービス費に 要する経費 (介護福祉課) △ 12,501  18 負担金補助及び交付金 (△ 12,501) 特定入所者介護サービス費 △ 12,501

款 4 地域支援事業費

項 1 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防・生活支援サービス事業費	243,363	2,990	246,353	778		1,707
				778		1,707
2 介護予防ケアマネジメント事業費	28,000	1,250	29,250	422		647
				422		647

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
505			
505	1 報酬	△ 320	1 予防サービス事業に要する経費 (介護福祉課) 2,990
	12 委託料	△ 60	
	18 負担金補助及び交付金	3,370	
			1 報 酬 (△ 320) 予防サービス業務会計年度任用職員報酬 △ 320 12 委 託 料 (△ 60) 訪問型サービス委託料 △ 60 18 負担金補助及び交付金 ( 3,370) 介護予防サービス負担金 3,241 高額介護予防サービス負担金 49 高額医療合算介護予防サービス負担金 80
181			
181	18 負担金補助及び交付金	1,250	1 介護予防ケアマネジメント事業に要する経費 (介護福祉課) 1,250
			18 負担金補助及び交付金 ( 1,250) 介護予防ケアマネジメント費 1,250

款 4 地域支援事業費

項 2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般介護予防事業費	8,242	△ 96	8,146	△ 47		△ 41
				△ 45		△ 42

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8			
△ 9	7 報償費	△ 65	
	10 需用費	△ 31	1 地域介護予防活動支援事業に
	14 医薬材料費	△ 31	要する経費 (介護福祉課) △ 96
			7 報 償 費 (△ 65)
			リーダー研修会講師謝礼 △ 14
			介護予防ボランティア養成講座講師謝礼 △ 36
			介護予防講座講師謝礼 △ 15
			10 需 用 費 (△ 31)
			医薬材料費 △ 31

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	167,017	△ 1,885	165,132	△ 1,088		△ 467
				△ 468		△ 181
				△ 321		△ 128
				△ 106		△ 42
				△ 69		△ 27
2 任意事業費	6,459	△ 29	6,430	△ 18		△ 6
				△ 11		△ 6

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 330			
△ 163	7 報償費	△ 507	2 在宅医療・介護連携推進事業 に要する経費 (介護福祉課) △ 812
	10 需用費 5 印刷製本費 14 医薬材料費	△ 311 △ 298 △ 13	7 報 償 費 (△ 104) 在宅医療・介護連携推進会議委員謝礼 △ 104 10 需 用 費 (△ 261) 印刷製本費 △ 261 12 委 託 料 (△ 447) 会議録作成委託料 △ 7 医療資源マップ作成委託料 △ 440
	12 委託料	△ 1,059	
	13 使用料及び賃借料	△ 8	
△ 106			3 生活支援体制整備事業に要す る経費 (介護福祉課) △ 555
			7 報 償 費 (△ 80) 生活支援協議体委員謝礼 △ 80 10 需 用 費 (△ 37) 印刷製本費 △ 37 12 委 託 料 (△ 430) 連携推進委託料その1 △ 50 連携推進委託料その2 △ 50 連携推進委託料その3 △ 50 生活支援ヘルパー養成講座委託料 △ 280 13 使用料及び賃借料 (△ 8) スマホ相談会会場借上料 △ 8
△ 34			4 認知症総合支援事業に要する 経費 (介護福祉課) △ 182
			12 委 託 料 (△ 182) 認知症初期集中支援事業委託料 △ 182
△ 24			5 地域ケア会議推進事業に要す る経費 (介護福祉課) △ 120
			7 報 償 費 (△ 120) 地域ケア会議推進事業参加者謝礼 △ 120
△ 44			6 地域包括ケアシステム構築推 進普及啓発事業に要する経費 (介護福祉課) △ 216
			7 報 償 費 (△ 203) 講演会講師謝礼 △ 60 シンポジウム講師謝礼 △ 143 10 需 用 費 (△ 13) 医薬材料費 △ 13
△ 5			
△ 12	11 役務費 3 保険料	△ 2 △ 2	2 認知症高齢者見守り事業に要 する経費 (介護福祉課) △ 29
	12 委託料	△ 27	11 役 務 費 (△ 2) イベント保険料 △ 2

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
2 任意事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円



一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
			12 委託料	(△ 27)
			見守りシール事業委託料	△ 27

款 4 地域支援事業費

項 4 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	692	27	719	11		13
				11		13

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3			
3	11 役務費 5 手数料	27 27	1 審査支払事務に要する経費 (介護福祉課) 27
			11 役 務 費 ( 27) 地域支援事業費審査支払手数料 27

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	2,836	△ 3	2,833			△ 3
						△ 3

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	24 積立金	△ 3	1 介護給付費準備基金積立金 (介護福祉課) △ 3
			24 積立金 (△ 3)
			介護給付費準備基金積立金 (積立利子) △ 3

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	7,484	0	7,484			△ 154

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 154		千円	千円

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	10,364	△ 839	9,525			



一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	
△ 839			

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 手 末 当	勤 手 勉 当	其 他 の 手 当	計		
補正後	長等								
	議員								
	その他	60	18,295				18,295		18,295
	計	60	18,295				18,295		18,295
補正前	長等								
	議員								
	その他	60	21,422				21,422		21,422
	計	60	21,422				21,422		21,422
比較	長等								
	議員								
	その他		△3,127				△3,127		△3,127
	計		△3,127				△3,127		△3,127

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( ) 48	22,703	90,215	69,625	182,543	35,815	218,358	
補正前	( ) 48	23,338	93,862	76,387	193,587	37,534	231,121	
比較	( )	△635	△3,647	△6,762	△11,044	△1,719	△12,763	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内 訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		14,063	2,315	912	2,044	
補正前		14,571	2,364	912	1,957		9,094
比較		△508	△49		87		△4,534
	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計
補正後			666		25,134	19,931	69,625
補正前			720		26,191	20,578	76,387
比較			△54		△1,057	△647	△6,762

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	△ 3,647	その他の増減分	1 給与改定分 1,213 2 異動等分 △ 4,860 3 再任用給与改定分 0	※給与改定の状況 給与改定率 0.90% 給与改定実施時期 令和5年4月1日																
職員手当	△ 6,762	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 1,704 (1) 給与改定分 1,403 (2) 異動等分 △ 3,107 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 5,058 (1) 給与改定分 225 (2) 異動等分 △ 5,283 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.275</td> <td>2.275</td> <td>4.55</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.275</td> <td>2.375</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.275	2.275	4.55	支給見込	2.275	2.375	4.65	超過分	0.00	0.10	0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.275	2.275	4.55																	
支給見込	2.275	2.375	4.65																	
超過分	0.00	0.10	0.10																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
		令和5年12月1日現在	287,615円
令和5年12月1日現在	平均給料月額	287,615円	—
	平均給与月額	358,911円	—
	平均年齢	39歳11月	—
令和4年12月1日現在	平均給料月額	295,719円	—
	平均給与月額	367,986円	—
	平均年齢	40歳2月	—

議案第5号

令和5年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第2回)

令和5年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和5年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,046千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,081,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,676,913	千円 20,202	千円 1,697,115
	1 後期高齢者医療保険料	1,676,913	20,202	1,697,115
3 繰 入 金		1,255,705	△27,248	1,228,457
	1 他 会 計 繰 入 金	1,255,705	△27,248	1,228,457
歳 入 合 計		3,088,601	△7,046	3,081,555

### 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 広域連合納付金		千円 2,905,870	千円 △7,046	千円 2,898,824
	1 広域連合納付金	2,905,870	△7,046	2,898,824
歳 出 合 計		3,088,601	△7,046	3,081,555

議案第5号資料

令和5年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)





# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保 険 料		千円 1,676,913	千円 20,202	千円 1,697,115
	1 後期高齢者医療保険料	1,676,913	20,202	1,697,115
3 繰 入 金		1,255,705	△27,248	1,228,457
	1 他 会 計 繰 入 金	1,255,705	△27,248	1,228,457
歳 入 合 計		3,088,601	△7,046	3,081,555

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,905,870	千円 △7,046	千円 2,898,824
	1 広域連合納付金	2,905,870	△7,046	2,898,824
歳 出 合 計		3,088,601	△7,046	3,081,555

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
		△7,046	
		△7,046	
		△7,046	

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料

項 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 特別徴収保険料	千円 717,937	△ 千円 29,832	千円 688,105	1 現年度分	△ 千円 29,832
	2 普通徴収保険料	958,976	50,034	1,009,010	1 現年度分
2 滞納繰越分					△ 2,463

款 3 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,255,705	△ 千円 27,248	千円 1,228,457	1 療養給付費繰入金	△ 千円 8,646
				2 保険基盤安定繰入金	△ 8,326
				4 保険料軽減措置繰入金	△ 10,276

説	明	千円
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	29,832
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	52,314
2 過年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	183
1 滞納繰越分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	2,463

説	明	千円
1 療養給付費繰入金	(保険年金課) △	8,646
1 保険基盤安定繰入金	(保険年金課) △	8,326
1 保険料軽減措置繰入金	(保険年金課) △	10,276

3 歳 出

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,905,870	△ 7,046	2,898,824			△ 7,046
						△ 7,046

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	△ 7,046	1 広域連合分賦金に要する経費 (保険年金課) △ 7,046
			18 負担金補助及び交付金 (△ 7,046) 療養給付費負担金 △ 8,646 保険料等負担金 20,202 保険基盤安定負担金 △ 8,326 保険料軽減措置負担金 △ 10,276

議案第6号

令和5年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算

(第2回)



令和5年度小金井市下水道事業会計補正予算（第2回）

（総則）

第1条 令和5年度小金井市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度小金井市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	2,066,766 千円	659 千円	2,067,425 千円
第2項 営業外収益	430,041 千円	659 千円	430,700 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	2,092,987 千円	△31,751 千円	2,061,236 千円
第1項 営業費用	1,969,368 千円	△43,273 千円	1,926,095 千円
第2項 営業外費用	25,760 千円	10,000 千円	35,760 千円
第4項 特別損失	67,859 千円	1,522 千円	69,381 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額286,633千円は、過年度分損益勘定留保資金37,764千円、当年度分損益勘定留保資金248,869千円で補填」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額430,187千円は、過年度分損益勘定留保資金118,376千円、当年度分損益勘定留保資金311,811千円で補填」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	203,659 千円	△184,100 千円	19,559 千円
第1項 企業債	182,000 千円	△182,000 千円	0 千円
第2項 国庫補助金	20,000 千円	△2,000 千円	18,000 千円
第3項 都補助金	1,000 千円	△100 千円	900 千円

支 出

第1款 資本的支出	490,292千円	△40,546千円	449,746千円
第1項 建設改良費	399,387千円	△40,546千円	358,841千円
(企業債の補正)			

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業	81,000千円	△81,000千円	0千円
流域下水道事業	101,000千円	△101,000千円	0千円
合 計	182,000千円	△182,000千円	0千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条第1号中「91,065千円」を「92,680千円」に改める。

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

議案第 6 号資料

令 和 5 年 度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 会 計

補 正 予 算 説 明 書

( 第 2 回 )



令和5年度小金井市下水道事業会計補正予算（第2回）実施計画

収益的収入及び支出  
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 下水道			2,066,766	659	2,067,425	
事業収益	2 営業外収益		430,041	659	430,700	
		3 長期前受金 戻 入	405,334	659	405,993	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 下水道			2,092,987	△ 31,751	2,061,236	
事業費用	1 営業費用		1,969,368	△ 43,273	1,926,095	
		1 管きよ費	268,796	△ 26,930	241,866	
		3 業務費	165,207	△ 17,042	148,165	
		4 総係費	76,069	△ 64	76,005	
		5 減価償却費	727,104	134	727,238	
		6 資産減耗費	5	629	634	
	2 営業外費用		25,760	10,000	35,760	
		2 消費税及び 地方消費税	7,001	10,000	17,001	
	3 特別損失		67,859	1,522	69,381	
		1 過年度損 益修正損	67,859	1,522	69,381	

資本的収入及び支出  
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資 本 的 収 入			203,659	△ 184,100	19,559	
	1 企 業 債		182,000	△ 182,000	0	
		1 下 水 道 事 業 債	182,000	△ 182,000	0	
	2 国庫補助金		20,000	△ 2,000	18,000	
		1 国庫補助金	20,000	△ 2,000	18,000	
	3 都補助金		1,000	△ 100	900	
		1 都補助金	1,000	△ 100	900	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資 本 的 支 出			490,292	△ 40,546	449,746	
	1 建設改良費		399,387	△ 40,546	358,841	
		1 管 き よ 建設改良費	285,714	△ 27,543	258,171	
		2 流域下水道 建設費	113,673	△ 13,003	100,670	

# 令和5年度小金井市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	3,573
減価償却費	727,236
賞与引当金の増減額 (△は減少)	413
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
資産減耗費	633
長期前受金戻入額	△ 405,996
支払利息	18,759
未収金の増減額 (△は増加)	△ 31,033
未払金の増減額 (△は減少)	△ 21,030

小計 292,555

利息の支払額 △ 18,759

業務活動によるキャッシュ・フロー 273,796

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 273,356
無形固定資産の取得による支出	△ 91,518
国庫補助金等による収入	18,900
一般会計からの繰入金による収入	659

投資活動によるキャッシュ・フロー △ 345,315

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 △ 80,904

財務活動によるキャッシュ・フロー △ 80,904

資金増加額 (又は減少額) △ 152,423

資金期首残高 878,843

資金期末残高 726,420

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位：千円)

区分	特別職 (人)	一般職 (人)	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
補正後	7	(1) 13	4,696	40,797	31,528	77,021	15,659	92,680
補正前	7	(1) 13	4,696	40,287	30,942	75,925	15,140	91,065
比較				510	586	1,096	519	1,615

※( )内は再任用短時間勤務職員の外書き人数

※手当には、賞与引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	6,408	1,200	912	832		1,420
	補正前	6,361	1,200	912	785		1,420
	比較	47			47		
	区分	住居手当	児童手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後	180	840		10,272	9,464	31,528
	補正前	180	840		10,263	8,981	30,942
比較				9	483	586	



2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	510	その他の増減分	1 給与改定分 306 2 異動等分 199 3 再任用給与改定分 5	※給与改定の状況 給与改定率：0.90% 給与改定実施時期：令和5年4月1日																
手 当	586	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 492 (1) 給与改定分 552 (2) 異動等分 △ 71 (3) 再任用給与改定分 11 2 その他 94 (1) 給与改定分 53 (2) 異動等分 40 (3) 再任用給与改定分 1	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.275</td> <td>2.275</td> <td>4.55</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.275</td> <td>2.375</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.275	2.275	4.55	支給見込	2.275	2.375	4.65	超過分	0.00	0.10	0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.275	2.275	4.55																	
支給見込	2.275	2.375	4.65																	
超過分	0.00	0.10	0.10																	

3 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和5年12月1日現在	平均給料月額	323,380円	—
	平均給与月額	403,986円	—
	平均年齢	45歳 1月	—
令和4年12月1日現在	平均給料月額	316,070円	—
	平均給与月額	398,991円	—
	平均年齢	43歳 7月	—

## 令和5年度小金井市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア	構 築 物	11,320,620		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,785,024</u>	8,535,596	
イ	機 械 及 び 装 置	60,422		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△25,406</u>	35,016	
ウ	車 両 運 搬 具	1,122		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△296</u>	826	
エ	工 具、器 具 及 び 備 品	1,739		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△927</u>	812	
オ	建 設 仮 勘 定		<u>181,500</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			8,753,750
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア	施 設 利 用 権		<u>1,561,984</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			1,561,984
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア	預 託 金		<u>8</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			8
	固 定 資 産 合 計			10,315,742
2 流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金		726,420	
(2)	未 収 金	266,510		
	貸 倒 引 当 金	<u>△1,888</u>	<u>264,622</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>991,042</u>
	資 産 合 計			<u><u>11,306,784</u></u>

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
ア	建設改善等のための財源に 充てるため企業の債に 企業債の企業債に 固定負債の債計	740,165	740,165	740,165
4	流動負債			
(1)	企業債			
ア	建設改善等のための財源に 充てるため企業の債に 企業債の企業債に	77,811	77,811	
(2)	未払金		261,598	
(3)	引当金			
ア	賞与引当金	7,836	7,836	
(4)	預り金		222	
	流動負債合計			347,467
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
ア	国庫補助金	1,187,907		
イ	都補助金	195,070		
ウ	他会計補助金等	2,676,499		
エ	受贈財産評価額	4,014,618		
オ	負担金等	411,096		
	長期前受金合計		8,485,190	
(2)	長期前受金収益化累計額			
ア	国庫補助金	△515,746		
イ	都補助金	△111,240		
ウ	他会計補助金等	△434,761		
エ	受贈財産評価額	△542,617		
オ	負担金等	△141,294		
	収益化累計額合計		△1,745,658	
	繰延収益合計			6,739,532
	負債合計			7,827,164
資本の部				
6	資本金			
(1)	固有資本金		3,008,042	3,008,042
7	剰余金			
(1)	利益剰余金			
ア	建設改良積立金	175,940		
イ	当年度未処分利益剰余金	295,638		
	利益剰余金合計		471,578	471,578
	剰余金合計			471,578
	資本合計			3,479,620
	負債資本合計			11,306,784

## 注記

### 1 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ア 有形固定資産

- ・減価償却の方法  
定額法による。
  - ・主な耐用年数
- |           |        |
|-----------|--------|
| 構築物       | 50年    |
| 機械及び装置    | 10～20年 |
| 車両        | 5年     |
| 工具、器具及び備品 | 4～17年  |

##### イ 無形固定資産

- ・減価償却の方法  
定額法による。
- ・主な耐用年数  
施設利用権 45年

#### (2) 引当金の計上方法

##### ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

##### イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

##### ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

#### (3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

### 2 予定貸借対照表等関連

#### (1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は713,780千円である。

### 3 リース契約により使用する固定資産

#### (1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

令和5年度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 会 計

補正予算（第2回）実施計画に関する説明書



令和5年度小金井市下水道事業会計補正予算（第2回）実施計画明細書

収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
					区	金額	
1	下水道事業収益	2,066,766	659	2,067,425			
2	営業外収益	430,041	659	430,700			
3	長期前受金戻入	405,334	659	405,993	受贈財産評価額	606	受贈財産評価額 606
					他会計補助金等	32	他会計補助金等 32
					都補助金	△ 3	都補助金 △ 3
					負担金等	24	負担金等 24

(単位:千円)

## 支 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金額	
1 下水道事業費用	2,092,987	△ 31,751	2,061,236			
1 営業費用	1,969,368	△ 43,273	1,926,095			
1 管さよ費	268,796	△ 26,930	241,866	修繕費	△ 2,015	管路施設補修費 △ 2,015
				委託料	△ 24,915	管路施設調査委託料 △ 2,200
						管路施設耐震診断委託料 △ 22,715
3 業務費	165,207	△ 17,042	148,165	委託料	△ 17,042	下水道使用料徴収事務委託料 △ 17,042
4 総係費	76,069	△ 64	76,005	給料	310	一般職等給料 (一般職6人・再任用1人) 310
				手当	288	一般職等手当 288
				法定福利費	561	一般職等法定福利費 561
				賞与引当金繰入額	114	賞与引当金繰入額 114
				委託料	△ 1,337	越流水水質分析作業委託料 △ 1,337
5 減価償却費	727,104	134	727,238	有形固定資産減価償却費	424	有形固定資産減価償却費 424
				無形固定資産減価償却費	△ 290	無形固定資産減価償却費 △ 290
6 資産減耗費	5	629	634	有形固定資産除却費	629	有形固定資産除却費 629
2 営業外費用	25,760	10,000	35,760			
2 消費税及び地方消費税	7,001	10,000	17,001	消費税及び地方消費税	10,000	消費税及び地方消費税 10,000



(単位:千円)

支 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金額	
4 特別損失	67,859	1,522	69,381			
1 過年度損益修正損	67,859	1,522	69,381	過年度損益修正損	1,522	過年度消費税及び地方消費税に係る延滞税 1,522

資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金額	
1 資本的収入	203,659	△ 184,100	19,559			
1 企業債	182,000	△ 182,000	0			
1 下水道事業債	182,000	△ 182,000	0	下水道事業債	△ 182,000	公共下水道事業 △ 81,000 流域下水道事業 △ 101,000
2 国庫補助金	20,000	△ 2,000	18,000			
1 国庫補助金	20,000	△ 2,000	18,000	国庫補助金	△ 2,000	国庫補助金 △ 2,000
3 都補助金	1,000	△ 100	900			
1 都補助金	1,000	△ 100	900	都補助金	△ 100	都補助金 △ 100

## 支 出

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金額	
1 資本的支出	490,292	△ 40,546	449,746			
1 建設改良費	399,387	△ 40,546	358,841			
1 管きよ建設改良費	285,714	△ 27,543	258,171	給料	200	一般職等給料(一般職4人) 200
				手当	184	一般職等手当 184
				法定福利費	△ 42	一般職等法定福利費 △ 42
				工事請負費	△ 27,885	マンホールトイレ用下水道施設 置工事 △ 11,425
						マンホール鉄蓋取替工事 △ 2,190
						管きよ布設替等工事 △ 10,670
						管きよ更生工事 △ 3,600
2 流域下水道建設費	113,673	△ 13,003	100,670	負担金	△ 13,003	多摩川流域下水道野川処理区建設 負担金 △ 2,605
						多摩川流域下水道北多摩一 号処理区建設負担金 △ 7,529
						荒川右岸東京流域下水道荒川右岸 処理区建設負担金 △ 41
						流域下水道改良負担金 △ 2,828

議案第7号

令和6年度

小金井市一般会計予算

## 令和6年度小金井市一般会計予算

令和6年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,132,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 22,392,617
	1 市 民 税	11,715,414
	2 固 定 資 産 税	8,065,762
	3 軽 自 動 車 税	74,839
	4 市 た ば こ 税	539,175
	5 都 市 計 画 税	1,997,427
2 地 方 譲 与 税		191,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	134,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	16,000
3 利 子 割 交 付 金		32,000
	1 利 子 割 交 付 金	32,000
4 配 当 割 交 付 金		169,000
	1 配 当 割 交 付 金	169,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		94,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	94,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		328,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	328,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,947,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,947,000
8 旧法による自動車取得税金 交 付		1
	1 旧法による自動車取得税金 交 付	1
9 環 境 性 能 割 交 付 金		50,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	50,000
10 地 方 特 例 交 付 金		698,304
	1 地 方 特 例 交 付 金	698,211
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	93
11 地 方 交 付 税		33,000
	1 地 方 交 付 税	33,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		9,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,000

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円 320,276
	1 負担金	320,276
14 使用料及び手数料		980,097
	1 使用料	457,600
	2 手数料	522,497
15 国庫支出金		10,921,664
	1 国庫負担金	7,934,971
	2 国庫補助金	2,955,053
	3 委託金	31,640
16 都支出金		8,253,811
	1 都負担金	2,713,995
	2 都補助金	4,993,489
	3 委託金	546,327
17 財産収入		19,384
	1 財産運用収入	6,973
	2 財産売却収入	12,411
18 寄附金		20,689
	1 寄附金	20,689
19 繰入金		1,876,461
	1 基金繰入金	1,869,236
	2 特別会計繰入金	7,225
20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		260,296
	1 延滞金・加算金及び過料	25,005
	2 受託事業収入	528
	3 収益事業収入	20,000
	4 雑入	214,762
	5 預金利子	1
22 市債		4,035,400
	1 市債	4,035,400
歳入合計		54,132,000

# 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		371,707
	1 議 会 費	371,707
2 総 務 費		4,786,773
	1 総 務 管 理 費	3,679,710
	2 徴 税 費	546,114
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	316,374
	4 選 挙 費	207,395
	5 統 計 調 査 費	2,759
	6 監 査 委 員 費	34,421
3 民 生 費		26,531,107
	1 社 会 福 祉 費	8,524,854
	2 児 童 福 祉 費	14,156,843
	3 生 活 保 護 費	3,821,375
	4 国 民 年 金 費	28,035
4 衛 生 費		10,161,415
	1 保 健 衛 生 費	1,758,742
	2 清 掃 費	8,402,673
5 労 働 費		14,689
	1 労 働 諸 費	14,689
6 農 林 水 産 業 費		35,591
	1 農 業 費	35,591
7 商 工 費		220,368
	1 商 工 費	220,368
8 土 木 費		3,854,601
	1 土 木 管 理 費	302,716
	2 道 路 橋 り よ う 費	884,983
	3 河 川 費	4,008
	4 都 市 計 画 費	2,586,867
	5 住 宅 費	76,027
9 消 防 費		1,608,420
	1 消 防 費	1,608,420



款	項	金額
10 教 育 費		千円 4,454,677
	1 教 育 総 務 費	878,760
	2 小 学 校 費	1,668,447
	3 中 学 校 費	677,717
	4 社 会 教 育 費	824,816
	5 保 健 体 育 費	404,937
11 公 債 費		2,019,547
	1 公 債 費	2,019,547
12 諸 支 出 金		15,056
	1 土 地 基 金 費	1
	2 開 発 公 社 費	15,055
13 予 備 費		58,049
	1 予 備 費	58,049
歳 出 合 計		54,132,000

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（令和6年度）	令和6年度 ～令和21年度	令和6年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	令和6年度 ～令和21年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
（仮称）第7次男女共同参画行動計画策定支援委託料	令和7年度	7,102 千円
第5次基本構想・後期基本計画策定支援委託料	令和7年度	8,572 千円
公共施設在り方方針等策定支援委託料	令和7年度	18,700 千円
新庁舎・（仮称）新福社会館建設施工者選考支援委託料	令和7年度	7,265 千円
市民交流センター指定管理委託料	令和6年度 ～令和11年度	市民交流センターの管理運営に要する額
固定資産評価資料整備委託料	令和7年度 ～令和8年度	11,908 千円

事 項	期 間	限 度 額
戸籍情報システム修正委託料 (標準化対応分)	令和7年度	16,082千円
学童保育所運営委託料	令和6年度 ～令和7年度	192,565千円
一般廃棄物処理基本計画等策 定支援委託料	令和7年度	11,454千円
清掃関連施設運営管理等委託 料	令和7年度	534,717千円
教育プラン策定支援委託料	令和7年度	2,888千円
学校施設長寿命化計画策定支 援委託料	令和7年度	10,452千円
学校施設等管理委託料	令和6年度 ～令和7年度	35,528千円
GHPエアコン借上料(令和 6年度導入分)	令和7年度 ～令和16年度	69,720千円

事 項	期 間	限 度 額
第一小学校校舎改築等工事監理委託料	令和6年度 ～令和9年度	71,000 千円
第一小学校校舎改築等工事設計意図伝達委託料	令和6年度 ～令和9年度	30,200 千円
第一小学校校舎改築等工事	令和6年度 ～令和9年度	4,823,000 千円
学校施設等管理委託料	令和6年度 ～令和7年度	19,737 千円
学校部活動地域連携計画策定支援委託料	令和7年度	2,686 千円
総合体育館指定管理委託料	令和6年度 ～令和11年度	総合体育館の管理運営に要する額
栗山公園健康運動センター指定管理委託料	令和6年度 ～令和11年度	栗山公園健康運動センターの管理運営に要する額

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	清掃関連施設整備事業	千円 3,730,700	証書借入  又は  証券発行	4.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの時 から据置期 間を含み、 30年以内 に償還す る。 ただし、財 政その他の 都合により 据置期間 及び償還 年限を短縮 し、もしくは 繰上償還を し、又は低 利債に借換 えすることが できる。	借入年度 令和6年度  ただし、事 業の進捗又 は財源その 他の都合に より、起債 額の全部又 は一部を翌 年度に繰り 越して借り 入れること ができる。
2	東小金井駅北口土地区画整理事業	123,000				
3	緑小学校校舎改修事業	125,700				
3	総合体育館エレベーター等改修事業	56,000				
合 計		4,035,400				

議案第8号

令和6年度

小金井市

国民健康保険特別会計予算

## 令和6年度小金井市国民健康保険特別会計予算

令和6年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,594,578千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,409,266
	1 国民健康保険税	2,409,266
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 都 支 出 金		7,582,034
	1 都 補 助 金	7,582,034
5 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
6 繰 入 金		1,568,331
	1 他 会 計 繰 入 金	1,410,521
	2 基 金 繰 入 金	157,810
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		34,939
	1 延滞金・加算金及び過料	20,102
	2 雑 入	14,837
歳 入 合 計		11,594,578



## 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		189,596 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	155,504
	2 徴 税 費	34,092
2 保 険 給 付 費		7,337,493
	1 療 養 諸 費	6,504,231
	2 高 額 療 養 費	774,321
	3 移 送 費	43
	4 出 産 育 児 諸 費	42,518
	5 葬 祭 費	6,000
	6 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 費	9,880
	7 傷 病 手 当 金	500
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		3,865,945
	1 医 療 給 付 費 分	2,663,366
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	892,916
	3 介 護 納 付 金 分	309,663
4 保 健 事 業 費		165,520
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	103,416
	2 保 健 事 業 費	62,104
5 基 金 積 立 金		4
	1 基 金 積 立 金	4
6 公 債 費		109
	1 公 債 費	109
7 諸 支 出 金		25,911
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,911
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		11,594,578

議案第9号

令和6年度

小金井市

介護保険特別会計予算

## 令和6年度小金井市介護保険特別会計予算

令和6年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,425,224千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		千円 2,143,421
	1 介 護 保 險 料	2,143,421
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,977,289
	1 国 庫 負 担 金	1,535,020
	2 国 庫 補 助 金	442,269
4 支 払 基 金 交 付 金		2,408,718
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,408,718
5 都 支 出 金		1,339,092
	1 都 負 担 金	1,265,200
	2 都 補 助 金	73,892
6 財 産 収 入		9
	1 財 産 運 用 収 入	7
	2 財 産 売 払 収 入	2
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,556,628
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,546,000
	2 基 金 繰 入 金	10,628
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		64
	1 延滞金・加算金及び過料	3
	2 雑 入	61
歳 入 合 計		9,425,224

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 307,436
	1 総 務 管 理 費	218,271
	2 徴 収 費	6,576
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	78,448
	4 趣 旨 普 及 費	4,141
	0 計 画 策 定 委 員 会 費	0
	2 保 険 給 付 費	8,616,061
1 介 護 サービス等諸費	1 介 護 サービス等諸費	7,920,447
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	289,635
	3 そ の 他 諸 費	10,056
	4 高 額 介 護 サービス等費	252,528
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	45,231
	6 特 定 入 所 者 費 介 護 サービス等費	98,164
	3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	
4 地 域 支 援 事 業 費		490,843
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	293,940
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	10,413
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	185,725
	4 そ の 他 諸 費	765
5 基 金 積 立 金		7
	1 基 金 積 立 金	7
6 公 債 費		28
	1 公 債 費	28
7 諸 支 出 金		8,222
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	8,222
8 予 備 費		2,626
	1 予 備 費	2,626
歳 出 合 計		9,425,224

議案第10号

令和6年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算

## 令和6年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,251,913千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,804,296
	1 後期高齢者医療保険料	1,804,296
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,319,340
	1 他 会 計 繰 入 金	1,319,340
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		128,275
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	10,010
	3 受 託 事 業 収 入	116,837
	4 雑 入	1,426
歳 入 合 計		3,251,913



歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		14,801 千円
	1 総 務 管 理 費	8,358
	2 徴 収 費	6,443
2 保 険 給 付 費		41,400
	1 葬 祭 費	41,400
3 広 域 連 合 納 付 金		3,078,950
	1 広 域 連 合 納 付 金	3,078,950
4 保 健 事 業 費		98,527
	1 保 健 事 業 費	98,527
5 諸 支 出 金		17,235
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,010
	2 繰 出 金	7,225
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,251,913

議案第11号

令和6年度

小金井市

下水道事業会計予算

## 令和6年度小金井市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度小金井市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	1, 133ヘクタール
(2) 年間総処理水量	19, 222, 520立方メートル
(3) 一日平均処理水量	52, 664立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 下水道施設建設事業	174, 443千円
イ 流域下水道建設負担金	122, 915千円
ウ 流域下水道改良負担金	42, 531千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2, 066, 301千円
第1項 営業収益	1, 647, 063千円
第2項 営業外収益	419, 238千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2, 043, 970千円
第1項 営業費用	1, 980, 019千円
第2項 営業外費用	33, 951千円
第3項 予備費	30, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額212, 781千円は、過年度分損益勘定留保資金10, 062千円、当年度分損益勘定留保資金202, 719千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	248, 659千円
第1項 企業債	248, 000千円
第2項 他会計負担金	659千円

支 出

第1款 資本的支出	461,440千円
第1項 建設改良費	372,181千円
第2項 固定資産購入費	1,438千円
第3項 企業債償還金	77,812千円
第4項 その他資本的支出	9千円
第5項 予備費	10,000千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
公共下水道事業	103,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときから据置期間を含み、40年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度令和6年度  ただし、事業の進捗又はその他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。
流域下水道事業	145,000				
合計	248,000				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

94,843千円

令和6年2月20日提出

東京都小金井市長 白井 亨

議案第12号

小金井市組織条例の一部を改正する条例

小金井市組織条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収事務を市税と併せて実施すること等に  
に伴い、市民部の事務分掌を整備するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市組織条例の一部を改正する条例

小金井市組織条例（昭和44年条例第34号）の一部を次のように改正する。

### 第2条中

#### 「 市民部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 文化振興及び協働推進に関すること。
- (3) 産業の振興及び消費者保護に関すること。 を
- (4) 国民健康保険、老人医療、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。
- (5) 市税に関すること。 」

#### 「 市民部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 文化振興及び協働推進に関すること。
- (3) 産業の振興及び消費者保護に関すること。 に改める。
- (4) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。
- (5) 市税等に関すること。 」

### 付 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

議案第 1 2 号資料

小金井市組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(事務分掌) 第 2 条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画財政部 省略 総務部 省略 市民部</p> <p>(1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> (2) <u>文化振興及び協働推進に関すること。</u> (3) <u>産業の振興及び消費者保護に関すること。</u> (4) <u>国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。</u> (5) <u>市税等に関すること。</u></p> <p>環境部 } 省略   ? } 都市整備部 }</p> <p>付 則 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。</p>	<p>(事務分掌) 第 2 条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画財政部 省略 総務部 省略 市民部</p> <p>(1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> (2) <u>文化振興及び協働推進に関すること。</u> (3) <u>産業の振興及び消費者保護に関すること。</u> (4) <u>国民健康保険、老人医療、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。</u> (5) <u>市税に関すること。</u></p> <p>環境部 } 省略   ? } 都市整備部 }</p>	<p>事務の移管等に伴う規定の整備</p>

議案第 13 号

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。



小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の6の項特定個人情報の欄第3号中「法別表第2の1の項に規定する医療保険各法」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」に改める。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第13号資料

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略 (4) }</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する<u>特定個人番号利用事務</u>をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する<u>利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(個人番号及び特定個人情報情報の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略 (4) }</p> <p>(個人番号及び特定個人情報情報の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる<u>特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p>	<p>個人 の利 の伴 の 用 語 の 備</p> <p>個人 の利 の伴 の 用 語 の 備</p>

整備

同上

- 2 省略
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、回表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができ、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報番号利用者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合、この限りでない。

- 4 省略

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
省略		
6 市長	省略	(1) 省略 (2) 省略 (3) <u>医療保険各法 (法別表第2の1の項に規定する医療保険各法をいう。)</u> 又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

用語の整備

- 2 省略
- 3 市の執行機関は、特定個人情報番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができ、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報番号利用者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合、この限りでない。

- 4 省略

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
省略		
6 市長	省略	(1) 省略 (2) 省略 (3) <u>医療保険各法 (健康保険法 (大正11年法律第70号)、船員保険法 (昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法 (昭和37</u>

	<p>年法律第152号)を いう。)又は高齢者の 医療の確保に関する法 律による医療に関する 給付の支給に関する情 報であって規則で定め るもの</p>	
	<p>(4) } 省略       ? } (8) }</p>	<p>省略</p>
<p>付 則 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5年法律第48号）の施行の日から施行する。</p>		

議案第14号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

育児時間の対象となる職員の範囲及び夏季休暇の取得期間を拡大するため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「1年3月」を「1年6月」に改める。

第12条の3第1項中「9月30日まで」の次に「(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、6月1日から10月31日まで)」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号資料

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(育児時間) 第10条 育児時間は、生後1年6月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。</p> <p>2 } 省略 3 } 6 }</p> <p>(夏季休暇) 第12条の3 夏季休暇は、夏季の期間（7月1日から9月30日まで）<u>（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、6月1日から10月31日まで）</u>をいう。）において職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であることとする。</p> <p>2 省略 3 省略</p> <p>付 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(育児時間) 第10条 育児時間は、生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。</p> <p>2 } 省略 3 } 6 }</p> <p>(夏季休暇) 第12条の3 夏季休暇は、夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）において職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 省略 3 省略</p>	<p>育児時間の対象範囲の拡大</p> <p>夏季休暇の取得期間の拡大</p>

議案第15号

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について定めるほか、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。



小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第6条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、任期が満了し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2中

学童保育指導員	1,290円
---------	--------

を

学童保育指導員	1,290円
学童保育指導員補助	1,130円

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

(期末手当等の支給)

第5条の2 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。）第17条第1項又は小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第20号）第5条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第17条の2第1項又は小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p><u>小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</u> (通則) 第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。 (勤勉手当) 第6条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、任期が満了し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。 2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p>	<p><u>小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u> (通則) 第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>題名の変更  用語の整備  勤勉手当に係る規定の追加</p>

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 省略

別表第2 (第2条関係)

職種	報酬時間額
省略	
学童保育指導員	1, 290円
学童保育指導員補助	1, 130円
省略	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第16号)の一部を次のように改正する。  
第5条の2を次のように改める。  
(期末手当等の支給)  
第5条の2 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)第17条第1項又は小井井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第20号)第5条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 給与条例第17条の2第1項又は小井井市会計年度任

(委任)

第6条 省略

別表第2 (第2条関係)

職種	報酬時間額
省略	
学童保育指導員	1, 290円
省略	

条の繰下げ

職種の追加

<p>用職員の報酬等に関する条例第6条第1項に規定するそれぞれ の基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、 当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	
---	--

## 議案第15号資料2

### 小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例の主な改正概要

令和6年度から会計年度任用職員に支給する勤勉手当について、次のとおり改定する。

- 1 年間支給月数  
年間支給月数を2.25月とする。
- 2 実施時期  
令和6年6月期の勤勉手当から実施
- 3 改正による影響額  
153,150千円

議案第15号資料3

多摩26市における会計年度任用職員（月額制）の勤勉手当改定予定の状況

令和6年1月19日現在

自治体名	令和6年度 支給有無	年間支給月数
小金井市	有り	2.25月
八王子市	有り	2.25月
立川市	有り	2.25月
武蔵野市	有り	0.05月
三鷹市	有り	2.25月
青梅市	有り	2.25月
府中市	検討中	検討中
昭島市	有り	2.25月
調布市	月額制の任用無し	—
町田市	検討中	検討中
小平市	有り	2.25月
日野市	有り	2.25月
東村山市	有り	2.25月
国分寺市	有り	2.25月
国立市	月額制の任用無し	—
福生市	有り	2.25月
狛江市	有り	1.10月
東大和市	月額制の任用無し	—
清瀬市	有り	2.25月
東久留米市	有り	2.25月
武蔵村山市	月額制の任用無し	—
多摩市	有り	2.25月
稲城市	有り	1.10月
羽村市	月額制の任用無し	—
あきる野市	月額制の任用無し	—
西東京市	有り	2.25月

※ 改定予定の自治体を含む。

議案第16号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、初任給及び給料表の改定並びに勤勉手当の年間支給月数の引上げを行うため、本案を提出するものであります。



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の137.5」を「100分の142.5」に改め、同条第3項中「100分の52.5」を「100分の55」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	156,200	210,100	233,800	289,700	495,000
	2	157,100	211,800	235,500	292,000	
	3	158,100	213,400	237,200	294,300	
	4	159,100	215,100	238,900	296,500	
	5	160,100	216,700	240,700	298,700	
	6	161,100	218,300	242,400	300,900	
	7	162,100	219,900	244,100	303,100	
	8	163,100	221,600	245,900	305,400	
	9	164,000	223,300	247,700	307,700	
	10	164,900	224,900	249,500	310,000	
	11	165,900	226,600	251,300	312,300	
	12	166,900	228,300	253,100	314,600	
	13	167,900	230,100	255,000	316,900	
	14	169,100	231,800	257,100	319,300	

15	170,300	233,400	259,200	321,700	
16	171,500	235,100	261,200	324,000	
17	172,800	236,900	263,300	326,400	
18	174,900	238,600	265,400	328,900	
19	177,000	240,200	267,600	331,500	
20	179,200	241,900	269,800	334,000	
21	181,400	243,700	272,000	336,500	
22	183,200	245,400	274,200	339,200	
23	185,000	247,000	276,300	341,900	
24	186,800	248,700	278,500	344,600	
25	188,600	250,600	280,700	347,300	
26	190,500	252,500	282,900	350,000	
27	192,400	254,300	285,100	352,700	
28	194,300	256,100	287,300	355,500	
29	196,200	258,000	289,400	358,200	
30	198,100	260,100	291,600	361,200	
31	200,100	262,100	293,800	364,100	
32	202,100	264,200	296,000	367,000	
33	204,300	266,200	298,200	370,000	
34	206,100	268,000	300,400	372,800	
35	207,800	269,800	302,600	375,500	
36	209,500	271,600	304,800	378,200	
37	211,200	273,300	307,000	380,700	
38	212,800	274,900	309,300	383,200	
39	214,300	276,600	311,600	385,500	
40	215,800	278,400	313,900	387,900	
41	217,300	280,100	316,200	390,300	
42	218,800	281,800	318,500	392,600	
43	220,300	283,400	320,900	394,900	
44	221,800	285,100	323,200	397,200	
45	223,300	286,800	325,600	399,600	

46	224,800	288,500	328,000	401,900	
47	226,300	290,100	330,400	404,100	
48	227,800	291,800	332,900	406,300	
49	229,300	293,500	335,400	408,600	
50	230,800	295,100	338,100	410,900	
51	232,300	296,800	340,800	413,100	
52	233,800	298,500	343,500	415,300	
53	235,200	300,200	346,200	417,300	
54	236,700	301,900	348,800	419,200	
55	238,200	303,600	351,300	421,200	
56	239,700	305,200	353,700	423,100	
57	241,100	306,800	356,000	424,900	
58	242,500	308,400	358,200	426,700	
59	244,000	310,000	360,300	428,400	
60	245,500	311,600	362,300	430,200	
61	247,000	313,200	364,200	432,000	
62	248,400	314,800	366,200	433,500	
63	249,900	316,400	368,100	434,600	
64	251,400	318,000	369,900	435,500	
65	252,900	319,500	371,700	436,400	
66	254,400	321,100	373,400	437,200	
67	255,900	322,600	375,000	437,900	
68	257,300	324,200	376,500	438,600	
69	258,800	325,700	378,000	439,300	
70	260,300	327,100	379,000	440,000	
71	261,700	328,400	380,100	440,700	
72	263,100	329,800	381,000	441,400	
73	264,600	331,200	381,900	442,100	
74	266,000	332,600	382,700	442,800	
75	267,500	333,900	383,500	443,500	
76	269,000	335,300	384,200	444,100	

77	270,400	336,500	385,000	444,700	
78	271,900	337,600	385,700	445,400	
79	273,400	338,600	386,400	446,000	
80	274,800	339,500	387,100	446,600	
81	276,200	340,300	387,800	447,200	
82	277,600	341,100	388,400	447,800	
83	278,900	341,900	389,000	448,400	
84	280,300	342,600	389,500	449,000	
85	281,600	343,300	390,000	449,600	
86	283,000	344,100	390,500	450,200	
87	284,300	344,700	391,000	450,800	
88	285,600	345,400	391,600	451,300	
89	287,000	346,100	392,200	451,800	
90	288,200	346,700	392,800	452,400	
91	289,500	347,200	393,400	452,900	
92	290,900	347,600	393,900	453,400	
93	292,100	348,100	394,400	453,900	
94	293,300	348,600	395,000	454,400	
95	294,500	349,100	395,500	454,900	
96	295,700	349,600	396,000	455,400	
97	297,000	350,000	396,500	455,800	
98	298,200	350,500	397,000		
99	299,400	350,900	397,500		
100	300,700	351,400	398,000		
101	301,900	351,900	398,500		
102	303,100	352,300	399,000		
103	304,300	352,800	399,500		
104	305,400	353,300	400,000		
105	306,500	353,700	400,400		
106	307,400	354,100	400,900		
107	308,300	354,500	401,400		

108	309,200	354,900	401,800		
109	310,000	355,300	402,200		
110	310,700	355,700	402,700		
111	311,400	356,100	403,200		
112	312,100	356,500	403,600		
113	312,800	356,900	404,000		
114	313,200	357,300	404,500		
115	313,700	357,700	405,000		
116	314,200	358,100	405,400		
117	314,600	358,500	405,800		
118	315,000	358,900	406,300		
119	315,300	359,300	406,700		
120	315,600	359,700	407,100		
121	315,900	360,100	407,500		
122	316,300	360,400	408,000		
123	316,600	360,800	408,400		
124	316,900	361,200	408,800		
125	317,200	361,600	409,200		
126	317,600	361,900	409,700		
127	317,900	362,300	410,100		
128	318,200	362,700	410,500		
129	318,500	363,100	410,900		
130	318,900		411,400		
131	319,200		411,800		
132	319,500		412,200		
133	319,800		412,600		
134	320,200		413,000		
135	320,500		413,400		
136	320,800		413,800		
137	321,100		414,200		
138	321,400		414,600		

139	321,800		415,000		
140	322,100		415,400		
141	322,400		415,800		
142	322,700				
143	323,000				
144	323,300				
145	323,600				
146	323,900				
147	324,200				
148	324,500				
149	324,800				
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	198,800	230,900	271,600	313,700	430,000

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず170,400円とする。

別表第1の2（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外	1	147,800	231,400	268,900	300,300
	2	148,300	233,300	270,700	302,400
	3	148,800	235,000	272,400	304,500
	4	149,300	236,800	274,200	306,600
	5	149,800	238,500	276,000	308,700

の職員

6	150,300	240,100	277,800	310,800
7	150,800	241,600	279,600	312,900
8	151,400	243,100	281,400	315,000
9	152,000	244,500	283,200	317,000
10	152,500	246,000	285,000	319,000
11	153,200	247,500	286,800	321,000
12	153,800	249,000	288,600	323,000
13	154,400	250,500	290,400	324,900
14	155,100	252,000	292,100	326,900
15	155,900	253,500	293,800	328,800
16	156,700	255,000	295,500	330,700
17	157,500	256,400	297,200	332,600
18	158,500	257,900	298,900	334,500
19	159,600	259,400	300,500	336,400
20	160,700	260,900	302,200	338,400
21	161,800	262,400	303,900	340,200
22	162,900	263,900	305,500	342,100
23	164,000	265,400	307,100	343,900
24	165,100	266,900	308,700	345,700
25	166,200	268,400	310,300	347,500
26	167,500	269,900	311,800	349,200
27	168,900	271,400	313,300	350,800
28	170,300	272,900	314,700	352,400
29	171,700	274,400	316,100	354,000
30	173,200	276,000	317,600	355,200
31	174,700	277,500	319,000	356,400
32	176,200	278,900	320,400	357,600
33	177,800	280,400	321,800	358,800
34	179,300	281,900	323,200	359,900
35	180,900	283,200	324,600	360,900
36	182,500	284,600	325,900	362,000

37	184,100	285,900	327,200	363,000
38	185,600	287,300	328,400	364,000
39	187,200	288,700	329,600	364,900
40	188,800	289,900	330,700	365,800
41	190,300	291,200	331,800	366,700
42	191,700	292,400	332,800	367,500
43	193,100	293,600	333,700	368,300
44	194,500	294,700	334,600	369,100
45	195,800	295,800	335,500	369,800
46	196,900	296,800	336,400	370,400
47	198,000	297,800	337,200	371,000
48	199,100	298,800	338,000	371,600
49	200,100	299,800	338,800	372,100
50	201,100	300,800	339,600	372,600
51	202,100	301,700	340,300	373,000
52	203,000	302,600	341,000	373,400
53	204,000	303,500	341,700	373,800
54	205,100	304,400	342,400	374,200
55	206,200	305,300	343,000	374,600
56	207,400	306,100	343,600	375,000
57	208,700	306,900	344,200	375,300
58	209,900	307,700	344,700	375,700
59	211,200	308,500	345,200	376,100
60	212,500	309,300	345,700	376,400
61	213,800	310,100	346,100	376,700
62	215,100	310,700	346,500	377,100
63	216,400	311,300	346,900	377,500
64	217,700	311,900	347,300	377,800
65	218,900	312,500	347,700	378,100
66	220,200	313,100	348,100	378,500
67	221,500	313,700	348,500	378,900



68	222,800	314,300	348,900	379,200
69	224,000	314,800	349,200	379,500
70	225,300	315,400	349,600	379,800
71	226,600	315,900	350,000	380,100
72	227,900	316,400	350,300	380,400
73	229,200	316,900	350,600	380,700
74	230,500	317,400	351,000	381,000
75	231,800	317,900	351,300	381,300
76	233,100	318,400	351,600	381,600
77	234,400	318,800	351,900	381,900
78	235,600	319,300	352,300	382,200
79	236,900	319,700	352,600	382,500
80	238,200	320,100	352,900	382,800
81	239,400	320,500	353,200	383,100
82	240,700	320,900	353,500	383,400
83	242,000	321,300	353,800	383,700
84	243,200	321,600	354,100	384,000
85	244,500	321,900	354,400	384,200
86	245,800	322,300	354,700	384,500
87	247,100	322,700	355,000	384,800
88	248,400	323,000	355,300	385,100
89	249,600	323,300	355,600	385,400
90	250,900	323,700	355,900	385,700
91	252,200	324,000	356,200	386,000
92	253,500	324,300	356,500	386,300
93	254,800	324,600	356,800	386,600
94	256,100	325,000	357,100	386,900
95	257,300	325,300	357,400	387,200
96	258,500	325,600	357,700	387,500
97	259,600	325,900	358,000	387,800
98	260,800	326,300	358,300	388,100

99	262,000	326,600	358,600	388,400
100	263,100	326,900	358,900	388,700
101	264,100	327,100	359,200	389,000
102	265,200	327,400	359,500	389,300
103	266,300	327,700	359,800	389,600
104	267,400	328,000	360,100	389,900
105	268,400	328,300	360,300	390,200
106	269,400	328,700	360,600	390,500
107	270,400	329,000	360,900	390,800
108	271,400	329,200	361,200	391,100
109	272,400	329,500	361,500	391,400
110	273,400	329,800	361,800	391,700
111	274,400	330,100	362,100	392,000
112	275,100	330,400	362,400	392,300
113	276,000	330,700	362,700	392,600
114	276,800	331,000	363,000	392,900
115	277,600	331,300	363,300	393,200
116	278,400	331,600	363,600	393,500
117	279,100	331,900	363,900	393,800
118	279,700	332,200	364,200	394,100
119	280,300	332,500	364,500	394,400
120	280,800	332,800	364,800	394,700
121	281,300	333,100	365,100	395,000
122	281,800	333,400	365,400	395,300
123	282,200	333,700	365,700	395,600
124	282,600	334,000	366,000	395,900
125	283,000	334,300	366,300	396,200
126	283,400	334,600	366,600	396,500
127	283,800	334,900	366,900	396,800
128	284,200	335,200	367,200	397,100
129	284,500	335,500	367,500	397,400

130	284,900	335,800	367,800	397,700
131	285,300	336,100	368,100	398,000
132	285,700	336,400	368,400	398,300
133	286,000	336,700	368,700	398,600
134	286,300	337,000	369,000	398,900
135	286,600	337,300	369,300	399,200
136	286,900	337,600	369,600	399,500
137	287,200	337,900	369,900	399,800
138	287,500	338,200	370,200	400,100
139	287,800	338,500	370,500	400,400
140	288,100	338,800	370,800	400,700
141	288,400	339,100	371,100	401,000
142	288,700	339,400	371,400	401,300
143	289,000	339,700	371,700	401,600
144	289,300	340,000	372,000	401,900
145	289,600	340,300	372,300	402,200
146	289,800	340,600	372,600	402,500
147	290,100	340,900	372,900	402,800
148	290,400	341,200	373,200	403,100
149	290,700	341,500	373,500	403,400
150	291,000	341,800	373,800	
151	291,300	342,100	374,100	
152	291,600	342,400	374,400	
153	291,900	342,700	374,700	
154	292,200	343,000	375,000	
155	292,500	343,300	375,300	
156	292,800	343,600	375,600	
157	293,100	343,900	375,900	
158	293,400	344,200	376,200	
159	293,700	344,500	376,500	
160	294,000	344,800	376,800	

161	294,300	345,100	377,100	
162	294,600	345,400	377,400	
163	294,900	345,700	377,700	
164	295,200	346,000	378,000	
165	295,500	346,300	378,300	
166	295,800	346,600	378,600	
167	296,100	346,900	378,900	
168	296,400	347,200	379,200	
169	296,700	347,500	379,500	
170	297,000	347,800	379,800	
171	297,300	348,100	380,100	
172	297,600	348,400	380,400	
173	297,900	348,700	380,700	
174	298,200	349,000	381,000	
175	298,500	349,300	381,300	
176	298,800	349,600	381,600	
177	299,100	349,900	381,900	
178	299,400	350,200	382,200	
179	299,700	350,500	382,500	
180	300,000	350,800	382,800	
181	300,300	351,100	383,100	
182	300,600	351,400	383,400	
183	300,900	351,700	383,700	
184	301,200	352,000	384,000	
185	301,500	352,300	384,300	
186	301,800	352,600	384,600	
187	302,100	352,900	384,900	
188	302,400	353,200	385,200	
189	302,700	353,500	385,500	
190	303,000	353,800	385,800	
191	303,300	354,100	386,100	

192	303,600	354,400	386,400	
193	303,900	354,700	386,700	
194	304,200	355,000		
195	304,500	355,300		
196	304,800	355,600		
197	305,100	355,900		
198	305,400	356,200		
199	305,700	356,500		
200	306,000	356,800		
201	306,300	357,100		
202	306,600	357,400		
203	306,900	357,700		
204	307,200	358,000		
205	307,500	358,300		
206	307,800	358,600		
207	308,100	358,900		
208	308,400	359,200		
209	308,700	359,500		
210	309,000	359,800		
211	309,300	360,100		
212	309,600	360,400		
213	309,900	360,700		
214	310,200	361,000		
215	310,500	361,300		
216	310,800	361,600		
217	311,100	361,900		
218	311,400	362,200		
219	311,700	362,500		
220	312,000	362,800		
221	312,300	363,100		
222	312,600	363,400		

223	312,900	363,700		
224	313,200	364,000		
225	313,500	364,300		
226	313,800			
227	314,100			
228	314,400			
229	314,700			
230	315,000			
231	315,300			
232	315,600			
233	315,900			
234	316,200			
235	316,500			
236	316,800			
237	317,100			
238	317,400			
239	317,700			
240	318,000			
241	318,300			
242	318,600			
243	318,900			
244	319,200			
245	319,500			
246	319,800			
247	320,100			
248	320,400			
249	320,700			
250	321,000			
251	321,300			
252	321,600			
253	321,900			

	254	322,200			
	255	322,500			
	256	322,800			
	257	323,100			
	258	323,400			
	259	323,700			
	260	324,000			
	261	324,300			
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
	208,600	222,900	243,100	274,600	

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

#### 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第17条の2第2項及び第3項の規定を除く。）は令和5年4月1日から、改正後の条例第17条の2第2項及び第3項並びに付則第5項及び第6項の規定は同年12月1日から適用する。

（令和5年4月1日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）

- 3 令和5年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から令和6年3月31日までの間における異動者等の号給の調整）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異

動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和5年12月の勤勉手当の特例)

5 令和5年12月の勤勉手当に限り、改正後の条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の112.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の142.5」とあるのは「100分の147.5」とし、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

6 令和5年12月の勤勉手当における改正後の条例第17条の2第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは「属する月の末日から4月を経過する日」とする。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

8 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																												
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="805 1243 1189 1668"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td><math>\frac{100}{5}</math>分の112.</td> <td><math>\frac{100}{2.5}</math>分の11.</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td><math>\frac{100}{5}</math>分の132.</td> <td><math>\frac{100}{2.5}</math>分の13.</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td><math>\frac{100}{5}</math>分の142.</td> <td><math>\frac{100}{2.5}</math>分の14.</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の112.	$\frac{100}{2.5}$ 分の11.	行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の132.	$\frac{100}{2.5}$ 分の13.	行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$ 分の142.	$\frac{100}{2.5}$ 分の14.	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="805 336 1189 1153"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td><math>\frac{100}{5}</math>分の107.</td> <td><math>\frac{100}{7.5}</math>分の10.</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td><math>\frac{100}{5}</math>分の127.</td> <td><math>\frac{100}{7.5}</math>分の12.</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td><math>\frac{100}{5}</math>分の137.</td> <td><math>\frac{100}{7.5}</math>分の13.</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の107.	$\frac{100}{7.5}$ 分の10.	行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の127.	$\frac{100}{7.5}$ 分の12.	行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$ 分の137.	$\frac{100}{7.5}$ 分の13.	
職員の区分		割合																												
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の112.	$\frac{100}{2.5}$ 分の11.																												
行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の132.	$\frac{100}{2.5}$ 分の13.																												
行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$ 分の142.	$\frac{100}{2.5}$ 分の14.																												
職員の区分	割合																													
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の107.	$\frac{100}{7.5}$ 分の10.																												
行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の127.	$\frac{100}{7.5}$ 分の12.																												
行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$ 分の137.	$\frac{100}{7.5}$ 分の13.																												
<p>3 定年前任用短時間勤務職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合には、当該定年前任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の5.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 省略</p>	<p>3 定年前任用短時間勤務職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合には、当該定年前任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の5.2.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 省略</p>	<p>勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>同上</p>																												

5 省略

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)  
行政職給料表(1)

(単位:円)

職員の 区分	職務 の級 号級	1級					2級					3級					4級					5級							
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	156,200	210,100	233,800	289,700	333,800	389,700	433,800	489,700	533,800	589,700	633,800	689,700	733,800	789,700	833,800	889,700	933,800	989,700	1,033,800	1,089,700	1,133,800	1,189,700	1,233,800	1,289,700	1,333,800	1,389,700	1,433,800	1,489,700
	2	157,100	211,800	235,500	292,000	335,500	392,000	435,500	492,000	535,500	592,000	635,500	692,000	735,500	792,000	835,500	892,000	935,500	992,000	1,035,500	1,092,000	1,135,500	1,192,000	1,235,500	1,292,000	1,335,500	1,392,000	1,435,500	1,492,000
	3	158,100	213,400	237,200	294,300	337,200	394,300	437,200	494,300	537,200	594,300	637,200	694,300	737,200	794,300	837,200	894,300	937,200	994,300	1,037,200	1,094,300	1,137,200	1,194,300	1,237,200	1,294,300	1,337,200	1,394,300	1,437,200	1,494,300
	4	159,100	215,100	238,900	296,500	338,900	396,500	438,900	496,500	538,900	596,500	638,900	696,500	738,900	796,500	838,900	896,500	938,900	996,500	1,038,900	1,096,500	1,138,900	1,196,500	1,238,900	1,296,500	1,338,900	1,396,500	1,438,900	1,496,500
	5	160,100	216,700	240,700	298,700	340,700	398,700	440,700	498,700	540,700	598,700	640,700	698,700	740,700	798,700	840,700	898,700	940,700	998,700	1,040,700	1,098,700	1,140,700	1,198,700	1,240,700	1,298,700	1,340,700	1,398,700	1,440,700	1,498,700
	6	161,100	218,300	242,400	300,900	342,400	399,900	442,400	499,900	542,400	599,900	642,400	699,900	742,400	799,900	842,400	899,900	942,400	999,900	1,042,400	1,099,900	1,142,400	1,199,900	1,242,400	1,299,900	1,342,400	1,399,900	1,442,400	1,499,900
	7	162,100	219,900	244,100	303,100	344,100	399,100	444,100	499,100	544,100	599,100	644,100	699,100	744,100	799,100	844,100	899,100	944,100	999,100	1,044,100	1,099,100	1,144,100	1,199,100	1,244,100	1,299,100	1,344,100	1,399,100	1,444,100	1,499,100
	8	163,100	221,600	245,900	305,400	345,900	400,900	445,900	499,900	545,900	599,900	645,900	699,900	745,900	799,900	845,900	899,900	945,900	999,900	1,045,900	1,099,900	1,145,900	1,199,900	1,245,900	1,299,900	1,345,900	1,399,900	1,445,900	1,499,900
	9	164,000	223,300	247,700	307,700	347,700	401,700	447,700	499,700	547,700	599,700	647,700	699,700	747,700	799,700	847,700	899,700	947,700	999,700	1,047,700	1,099,700	1,147,700	1,199,700	1,247,700	1,299,700	1,347,700	1,399,700	1,447,700	1,499,700
	10	164,900	224,900	249,500	310,000	349,500	402,500	449,500	499,500	549,500	599,500	649,500	699,500	749,500	799,500	849,500	899,500	949,500	999,500	1,049,500	1,099,500	1,149,500	1,199,500	1,249,500	1,299,500	1,349,500	1,399,500	1,449,500	1,499,500
	11	165,900	226,600	251,300	312,300	351,300	403,300	451,300	499,300	551,300	599,300	651,300	699,300	751,300	799,300	851,300	899,300	951,300	999,300	1,051,300	1,099,300	1,151,300	1,199,300	1,251,300	1,299,300	1,351,300	1,399,300	1,451,300	1,499,300
	12	166,900	228,300	253,100	314,600	353,100	404,100	453,100	499,100	553,100	599,100	653,100	699,100	753,100	799,100	853,100	899,100	953,100	999,100	1,053,100	1,099,100	1,153,100	1,199,100	1,253,100	1,299,100	1,353,100	1,399,100	1,453,100	1,499,100
	13	167,900	230,100	255,000	316,900	355,000	405,000	455,000	499,000	555,000	599,000	655,000	699,000	755,000	799,000	855,000	899,000	955,000	999,000	1,055,000	1,099,000	1,155,000	1,199,000	1,255,000	1,299,000	1,355,000	1,399,000	1,455,000	1,499,000
	14	169,100	231,800	257,100	319,300	357,100	406,100	457,100	499,100	557,100	599,100	657,100	699,100	757,100	799,100	857,100	899,100	957,100	999,100	1,057,100	1,099,100	1,157,100	1,199,100	1,257,100	1,299,100	1,357,100	1,399,100	1,457,100	1,499,100
	15	170,300	233,400	259,200	321,700	359,200	407,200	459,200	499,200	559,200	599,200	659,200	699,200	759,200	799,200	859,200	899,200	959,200	999,200	1,059,200	1,099,200	1,159,200	1,199,200	1,259,200	1,299,200	1,359,200	1,399,200	1,459,200	1,499,200
	16	171,500	235,100	261,200	324,000	361,200	408,200	461,200	499,200	561,200	599,200	661,200	699,200	761,200	799,200	861,200	899,200	961,200	999,200	1,061,200	1,099,200	1,161,200	1,199,200	1,261,200	1,299,200	1,361,200	1,399,200	1,461,200	1,499,200
	17	172,800	236,900	263,300	326,400	363,300	409,300	463,300	499,300	563,300	599,300	663,300	699,300	763,300	799,300	863,300	899,300	963,300	999,300	1,063,300	1,099,300	1,163,300	1,199,300	1,263,300	1,299,300	1,363,300	1,399,300	1,463,300	1,499,300
	18	174,900	238,600	265,400	328,900	365,400	410,400	465,400	499,400	565,400	599,400	665,400	699,400	765,400	799,400	865,400	899,400	965,400	999,400	1,065,400	1,099,400	1,165,400	1,199,400	1,265,400	1,299,400	1,365,400	1,399,400	1,465,400	1,499,400
	19	177,000	240,200	267,600	331,500	367,600	411,600	467,600	499,600	567,600	599,600	667,600	699,600	767,600	799,600	867,600	899,600	967,600	999,600	1,067,600	1,099,600	1,167,600	1,199,600	1,267,600	1,299,600	1,367,600	1,399,600	1,467,600	1,499,600
	20	179,200	241,900	269,800	334,000	369,800	412,800	469,800	499,800	569,800	599,800	669,800	699,800	769,800	799,800	869,800	899,800	969,800	999,800	1,069,800	1,099,800	1,169,800	1,199,800	1,269,800	1,299,800	1,369,800	1,399,800	1,469,800	1,499,800

5 省略  
別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)  
行政職給料表(1)

(単位:円)

職員の 区分	職務 の級 号級	1級					2級					3級					4級					5級							
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	148,300	202,600	227,300	284,500	327,300	384,500	427,300	484,500	527,300	584,500	627,300	684,500	727,300	784,500	827,300	884,500	927,300	984,500	1,027,300	1,084,500	1,127,300	1,184,500	1,227,300	1,284,500	1,327,300	1,384,500	1,427,300	1,484,500
	2	149,200	204,300	229,100	286,900	329,100	386,900	429,100	486,900	529,100	586,900	629,100	686,900	729,100	786,900	829,100	886,900	929,100	986,900	1,029,100	1,086,900	1,129,100	1,186,900	1,229,100	1,286,900	1,329,100	1,386,900	1,429,100	1,486,900
	3	150,200	206,000	230,900	289,200	330,900	389,200	430,900	489,200	530,900	589,200	630,900	689,200	730,900	789,200	830,900	889,200	930,900	989,200	1,030,900	1,089,200	1,130,900	1,189,200	1,230,900	1,289,200	1,330,900	1,389,200	1,430,900	1,489,200
	4	151,200	207,800	232,700	291,500	332,700	391,500	432,700	491,500	532,700	591,500	632,700	691,500	732,700	791,500	832,700	891,500	932,700	991,500	1,032,700	1,091,500	1,132,700	1,191,500	1,232,700	1,291,500	1,332,700	1,391,500	1,432,700	1,491,500
	5	152,200	209,500	234,600	293,800	334,600	393,800	434,600	493,800	534,600	593,800	634,600	693,800	734,600	793,800	834,600	893,800	934,600	993,800	1,034,600	1,093,800	1,134,600	1,193,800	1,234,600	1,293,800	1,334,600	1,393,800	1,434,600	1,493,800
	6	153,200	211,200	236,400	296,100	336,400	396,100	436,400	496,100	536,400	596,100	636,400	696,100	736,400	796,100	836,400	896,100	936,400	996,100	1,036,400	1,096,100	1,136,400	1,196,100	1,236,400	1,296,100	1,336,400	1,396,100	1,436,400	1,496,100
	7	154,200	212,900	238,200	298,400	338,200	398,400	438,200	498,400	538,200	598,400	638,200	698,400	738,200	798,400	838,200	898,400	938,200	998,400	1,038,200	1,098,400	1,138,200	1,198,400	1,238,200	1,298,400	1,338,200	1,398,400	1,438,200	1,498,400
	8	155,200	214,700	240,100	300,700	340,100	399,100	439,100	499,100	539,100	599,100	639,100	699,100	739,100	799,100	839,100	899,100	939,100	999,100	1,039,100	1,099,100	1,139,100	1,199,100	1,239,100	1,299,100	1,339,100	1,399,100	1,439,100	1,499,100
	9	156,100	216,500	242,000	303,100	342,000	401,000	441,000	499,000	541,000	599,000	641,000	699,000	741,000	799,000	841,000	899,000	941,000	999,000	1,041,000	1,099,000	1,141,000	1,199,000	1,241,000	1,299,000	1,341,000	1,399,000	1,441,000	1,499,000
	10	157,000	218,200	243,900	305,500	343,900	402,000	442,000	499,000	542,000	599,000	642,000	699,000	742,000	799,000	842,000	899,000	942,000	999,000	1,042,000	1,099,000	1,142,000	1,199,000	1,242,000	1,299,000	1,342,000	1,399,000	1,442,000	1,499,000
	11	158,000	220,000	245,800	307,900	345,800	403,000	443,000	499,000	543,000	599,000	643,000	699,000	743,000	799,000	843,0													

<u>21</u>	<u>181,400</u>	<u>243,700</u>	<u>272,000</u>	<u>336,500</u>	
<u>22</u>	<u>183,200</u>	<u>245,400</u>	<u>274,200</u>	<u>339,200</u>	
<u>23</u>	<u>185,000</u>	<u>247,000</u>	<u>276,300</u>	<u>341,900</u>	
<u>24</u>	<u>186,800</u>	<u>248,700</u>	<u>278,500</u>	<u>344,600</u>	
<u>25</u>	<u>188,600</u>	<u>250,600</u>	<u>280,700</u>	<u>347,300</u>	
<u>26</u>	<u>190,500</u>	<u>252,500</u>	<u>282,900</u>	<u>350,000</u>	
<u>27</u>	<u>192,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,100</u>	<u>352,700</u>	
<u>28</u>	<u>194,300</u>	<u>256,100</u>	<u>287,300</u>	<u>355,500</u>	
<u>29</u>	<u>196,200</u>	<u>258,000</u>	<u>289,400</u>	<u>358,200</u>	
<u>30</u>	<u>198,100</u>	<u>260,100</u>	<u>291,600</u>	<u>361,200</u>	
<u>31</u>	<u>200,100</u>	<u>262,100</u>	<u>293,800</u>	<u>364,100</u>	
<u>32</u>	<u>202,100</u>	<u>264,200</u>	<u>296,000</u>	<u>367,000</u>	
<u>33</u>	<u>204,300</u>	<u>266,200</u>	<u>298,200</u>	<u>370,000</u>	
<u>34</u>	<u>206,100</u>	<u>268,000</u>	<u>300,400</u>	<u>372,800</u>	
<u>35</u>	<u>207,800</u>	<u>269,800</u>	<u>302,600</u>	<u>375,500</u>	
<u>36</u>	<u>209,500</u>	<u>271,600</u>	<u>304,800</u>	<u>378,200</u>	
<u>37</u>	<u>211,200</u>	<u>273,300</u>	<u>307,000</u>	<u>380,700</u>	
<u>38</u>	<u>212,800</u>	<u>274,900</u>	<u>309,300</u>	<u>383,200</u>	
<u>39</u>	<u>214,300</u>	<u>276,600</u>	<u>311,600</u>	<u>385,500</u>	
<u>40</u>	<u>215,800</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>	<u>387,900</u>	
<u>41</u>	<u>217,300</u>	<u>280,100</u>	<u>316,200</u>	<u>390,300</u>	
<u>42</u>	<u>218,800</u>	<u>281,800</u>	<u>318,500</u>	<u>392,600</u>	
<u>43</u>	<u>220,300</u>	<u>283,400</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
<u>44</u>	<u>221,800</u>	<u>285,100</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
<u>45</u>	<u>223,300</u>	<u>286,800</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
<u>46</u>	<u>224,800</u>	<u>288,500</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
<u>47</u>	<u>226,300</u>	<u>290,100</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
<u>48</u>	<u>227,800</u>	<u>291,800</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	

<u>21</u>	<u>173,500</u>	<u>238,100</u>	<u>266,600</u>	<u>333,100</u>	
<u>22</u>	<u>175,300</u>	<u>239,900</u>	<u>268,800</u>	<u>335,800</u>	
<u>23</u>	<u>177,100</u>	<u>241,600</u>	<u>270,900</u>	<u>338,500</u>	
<u>24</u>	<u>178,900</u>	<u>243,400</u>	<u>273,100</u>	<u>341,200</u>	
<u>25</u>	<u>180,700</u>	<u>245,300</u>	<u>275,300</u>	<u>343,900</u>	
<u>26</u>	<u>182,600</u>	<u>247,200</u>	<u>277,500</u>	<u>346,600</u>	
<u>27</u>	<u>184,500</u>	<u>249,000</u>	<u>279,700</u>	<u>349,300</u>	
<u>28</u>	<u>186,400</u>	<u>250,800</u>	<u>282,000</u>	<u>352,100</u>	
<u>29</u>	<u>188,300</u>	<u>252,700</u>	<u>284,200</u>	<u>354,900</u>	
<u>30</u>	<u>190,200</u>	<u>254,800</u>	<u>286,500</u>	<u>357,900</u>	
<u>31</u>	<u>192,200</u>	<u>256,800</u>	<u>288,800</u>	<u>360,800</u>	
<u>32</u>	<u>194,200</u>	<u>258,900</u>	<u>291,100</u>	<u>363,700</u>	
<u>33</u>	<u>196,400</u>	<u>260,900</u>	<u>293,400</u>	<u>366,700</u>	
<u>34</u>	<u>198,300</u>	<u>262,700</u>	<u>295,700</u>	<u>369,600</u>	
<u>35</u>	<u>200,100</u>	<u>264,500</u>	<u>298,000</u>	<u>372,400</u>	
<u>36</u>	<u>201,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>375,200</u>	
<u>37</u>	<u>203,700</u>	<u>268,000</u>	<u>302,600</u>	<u>377,800</u>	
<u>38</u>	<u>205,400</u>	<u>269,700</u>	<u>305,000</u>	<u>380,400</u>	
<u>39</u>	<u>207,000</u>	<u>271,500</u>	<u>307,400</u>	<u>382,800</u>	
<u>40</u>	<u>208,600</u>	<u>273,300</u>	<u>309,800</u>	<u>385,300</u>	
<u>41</u>	<u>210,200</u>	<u>275,100</u>	<u>312,200</u>	<u>387,800</u>	
<u>42</u>	<u>211,800</u>	<u>276,900</u>	<u>314,600</u>	<u>390,200</u>	
<u>43</u>	<u>213,400</u>	<u>278,600</u>	<u>317,100</u>	<u>392,600</u>	
<u>44</u>	<u>215,000</u>	<u>280,400</u>	<u>319,500</u>	<u>395,000</u>	
<u>45</u>	<u>216,600</u>	<u>282,200</u>	<u>322,000</u>	<u>397,500</u>	
<u>46</u>	<u>218,200</u>	<u>284,000</u>	<u>324,500</u>	<u>399,900</u>	
<u>47</u>	<u>219,800</u>	<u>285,700</u>	<u>327,000</u>	<u>402,200</u>	
<u>48</u>	<u>221,400</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>404,500</u>	

<u>49</u>	<u>229,300</u>	<u>293,500</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
<u>50</u>	<u>230,800</u>	<u>295,100</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
<u>51</u>	<u>232,300</u>	<u>296,800</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	
<u>52</u>	<u>233,800</u>	<u>298,500</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
<u>53</u>	<u>235,200</u>	<u>300,200</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	
<u>54</u>	<u>236,700</u>	<u>301,900</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	
<u>55</u>	<u>238,200</u>	<u>303,600</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	
<u>56</u>	<u>239,700</u>	<u>305,200</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
<u>57</u>	<u>241,100</u>	<u>306,800</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
<u>58</u>	<u>242,500</u>	<u>308,400</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	
<u>59</u>	<u>244,000</u>	<u>310,000</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
<u>60</u>	<u>245,500</u>	<u>311,600</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
<u>61</u>	<u>247,000</u>	<u>313,200</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
<u>62</u>	<u>248,400</u>	<u>314,800</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
<u>63</u>	<u>249,900</u>	<u>316,400</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	
<u>64</u>	<u>251,400</u>	<u>318,000</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	
<u>65</u>	<u>252,900</u>	<u>319,500</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	
<u>66</u>	<u>254,400</u>	<u>321,100</u>	<u>373,400</u>	<u>437,200</u>	
<u>67</u>	<u>255,900</u>	<u>322,600</u>	<u>375,000</u>	<u>437,900</u>	
<u>68</u>	<u>257,300</u>	<u>324,200</u>	<u>376,500</u>	<u>438,600</u>	
<u>69</u>	<u>258,800</u>	<u>325,700</u>	<u>378,000</u>	<u>439,300</u>	
<u>70</u>	<u>260,300</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,000</u>	
<u>71</u>	<u>261,700</u>	<u>328,400</u>	<u>380,100</u>	<u>440,700</u>	
<u>72</u>	<u>263,100</u>	<u>329,800</u>	<u>381,000</u>	<u>441,400</u>	
<u>73</u>	<u>264,600</u>	<u>331,200</u>	<u>381,900</u>	<u>442,100</u>	
<u>74</u>	<u>266,000</u>	<u>332,600</u>	<u>382,700</u>	<u>442,800</u>	
<u>75</u>	<u>267,500</u>	<u>333,900</u>	<u>383,500</u>	<u>443,500</u>	
<u>76</u>	<u>269,000</u>	<u>335,300</u>	<u>384,200</u>	<u>444,100</u>	

<u>49</u>	<u>223,000</u>	<u>289,300</u>	<u>332,200</u>	<u>406,900</u>	
<u>50</u>	<u>224,600</u>	<u>291,000</u>	<u>334,900</u>	<u>409,300</u>	
<u>51</u>	<u>226,200</u>	<u>292,800</u>	<u>337,600</u>	<u>411,600</u>	
<u>52</u>	<u>227,800</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>413,800</u>	
<u>53</u>	<u>229,300</u>	<u>296,400</u>	<u>343,000</u>	<u>415,900</u>	
<u>54</u>	<u>230,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,600</u>	<u>417,900</u>	
<u>55</u>	<u>232,500</u>	<u>300,000</u>	<u>348,100</u>	<u>420,000</u>	
<u>56</u>	<u>234,100</u>	<u>301,700</u>	<u>350,500</u>	<u>422,000</u>	
<u>57</u>	<u>235,600</u>	<u>303,400</u>	<u>352,800</u>	<u>423,900</u>	
<u>58</u>	<u>237,100</u>	<u>305,100</u>	<u>355,100</u>	<u>425,800</u>	
<u>59</u>	<u>238,700</u>	<u>306,800</u>	<u>357,300</u>	<u>427,600</u>	
<u>60</u>	<u>240,300</u>	<u>308,500</u>	<u>359,400</u>	<u>429,400</u>	
<u>61</u>	<u>241,800</u>	<u>310,200</u>	<u>361,400</u>	<u>431,200</u>	
<u>62</u>	<u>243,300</u>	<u>311,800</u>	<u>363,400</u>	<u>432,700</u>	
<u>63</u>	<u>244,900</u>	<u>313,500</u>	<u>365,400</u>	<u>433,800</u>	
<u>64</u>	<u>246,400</u>	<u>315,100</u>	<u>367,300</u>	<u>434,700</u>	
<u>65</u>	<u>248,000</u>	<u>316,600</u>	<u>369,200</u>	<u>435,600</u>	
<u>66</u>	<u>249,600</u>	<u>318,200</u>	<u>371,000</u>	<u>436,400</u>	
<u>67</u>	<u>251,100</u>	<u>319,700</u>	<u>372,700</u>	<u>437,100</u>	
<u>68</u>	<u>252,600</u>	<u>321,300</u>	<u>374,300</u>	<u>437,800</u>	
<u>69</u>	<u>254,200</u>	<u>322,800</u>	<u>375,900</u>	<u>438,500</u>	
<u>70</u>	<u>255,800</u>	<u>324,300</u>	<u>377,000</u>	<u>439,200</u>	
<u>71</u>	<u>257,300</u>	<u>325,700</u>	<u>378,100</u>	<u>439,900</u>	
<u>72</u>	<u>258,800</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,600</u>	
<u>73</u>	<u>260,400</u>	<u>328,600</u>	<u>379,900</u>	<u>441,300</u>	
<u>74</u>	<u>261,900</u>	<u>330,100</u>	<u>380,800</u>	<u>442,000</u>	
<u>75</u>	<u>263,500</u>	<u>331,500</u>	<u>381,700</u>	<u>442,700</u>	
<u>76</u>	<u>265,100</u>	<u>332,900</u>	<u>382,500</u>	<u>443,300</u>	

<u>77</u>	<u>270,400</u>	<u>336,500</u>	<u>385,000</u>	<u>444,700</u>	
<u>78</u>	<u>271,900</u>	<u>337,600</u>	<u>385,700</u>	<u>445,400</u>	
<u>79</u>	<u>273,400</u>	<u>338,600</u>	<u>386,400</u>	<u>446,000</u>	
<u>80</u>	<u>274,800</u>	<u>339,500</u>	<u>387,100</u>	<u>446,600</u>	
<u>81</u>	<u>276,200</u>	<u>340,300</u>	<u>387,800</u>	<u>447,200</u>	
<u>82</u>	<u>277,600</u>	<u>341,100</u>	<u>388,400</u>	<u>447,800</u>	
<u>83</u>	<u>278,900</u>	<u>341,900</u>	<u>389,000</u>	<u>448,400</u>	
<u>84</u>	<u>280,300</u>	<u>342,600</u>	<u>389,500</u>	<u>449,000</u>	
<u>85</u>	<u>281,600</u>	<u>343,300</u>	<u>390,000</u>	<u>449,600</u>	
<u>86</u>	<u>283,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,500</u>	<u>450,200</u>	
<u>87</u>	<u>284,300</u>	<u>344,700</u>	<u>391,000</u>	<u>450,800</u>	
<u>88</u>	<u>285,600</u>	<u>345,400</u>	<u>391,600</u>	<u>451,300</u>	
<u>89</u>	<u>287,000</u>	<u>346,100</u>	<u>392,200</u>	<u>451,800</u>	
<u>90</u>	<u>288,200</u>	<u>346,700</u>	<u>392,800</u>	<u>452,400</u>	
<u>91</u>	<u>289,500</u>	<u>347,200</u>	<u>393,400</u>	<u>452,900</u>	
<u>92</u>	<u>290,900</u>	<u>347,600</u>	<u>393,900</u>	<u>453,400</u>	
<u>93</u>	<u>292,100</u>	<u>348,100</u>	<u>394,400</u>	<u>453,900</u>	
<u>94</u>	<u>293,300</u>	<u>348,600</u>	<u>395,000</u>	<u>454,400</u>	
<u>95</u>	<u>294,500</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>454,900</u>	
<u>96</u>	<u>295,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>455,400</u>	
<u>97</u>	<u>297,000</u>	<u>350,000</u>	<u>396,500</u>	<u>455,800</u>	
<u>98</u>	<u>298,200</u>	<u>350,500</u>	<u>397,000</u>		
<u>99</u>	<u>299,400</u>	<u>350,900</u>	<u>397,500</u>		
<u>100</u>	<u>300,700</u>	<u>351,400</u>	<u>398,000</u>		
<u>101</u>	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>	<u>398,500</u>		
<u>102</u>	<u>303,100</u>	<u>352,300</u>	<u>399,000</u>		
<u>103</u>	<u>304,300</u>	<u>352,800</u>	<u>399,500</u>		
<u>104</u>	<u>305,400</u>	<u>353,300</u>	<u>400,000</u>		

<u>77</u>	<u>266,600</u>	<u>334,200</u>	<u>383,300</u>	<u>443,900</u>	
<u>78</u>	<u>268,200</u>	<u>335,500</u>	<u>384,100</u>	<u>444,600</u>	
<u>79</u>	<u>269,800</u>	<u>336,700</u>	<u>384,900</u>	<u>445,200</u>	
<u>80</u>	<u>271,300</u>	<u>337,800</u>	<u>385,700</u>	<u>445,800</u>	
<u>81</u>	<u>272,800</u>	<u>338,800</u>	<u>386,500</u>	<u>446,400</u>	
<u>82</u>	<u>274,400</u>	<u>339,800</u>	<u>387,200</u>	<u>447,000</u>	
<u>83</u>	<u>275,900</u>	<u>340,800</u>	<u>387,900</u>	<u>447,600</u>	
<u>84</u>	<u>277,400</u>	<u>341,700</u>	<u>388,500</u>	<u>448,200</u>	
<u>85</u>	<u>278,900</u>	<u>342,500</u>	<u>389,100</u>	<u>448,800</u>	
<u>86</u>	<u>280,500</u>	<u>343,400</u>	<u>389,700</u>	<u>449,400</u>	
<u>87</u>	<u>282,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,300</u>	<u>450,000</u>	
<u>88</u>	<u>283,500</u>	<u>344,800</u>	<u>390,900</u>	<u>450,500</u>	
<u>89</u>	<u>285,000</u>	<u>345,500</u>	<u>391,500</u>	<u>451,000</u>	
<u>90</u>	<u>286,400</u>	<u>346,100</u>	<u>392,100</u>	<u>451,600</u>	
<u>91</u>	<u>287,900</u>	<u>346,600</u>	<u>392,700</u>	<u>452,100</u>	
<u>92</u>	<u>289,400</u>	<u>347,000</u>	<u>393,200</u>	<u>452,600</u>	
<u>93</u>	<u>290,800</u>	<u>347,500</u>	<u>393,700</u>	<u>453,100</u>	
<u>94</u>	<u>292,200</u>	<u>348,000</u>	<u>394,300</u>	<u>453,600</u>	
<u>95</u>	<u>293,600</u>	<u>348,500</u>	<u>394,800</u>	<u>454,100</u>	
<u>96</u>	<u>295,000</u>	<u>349,000</u>	<u>395,300</u>	<u>454,600</u>	
<u>97</u>	<u>296,400</u>	<u>349,400</u>	<u>395,800</u>	<u>455,000</u>	
<u>98</u>	<u>297,700</u>	<u>349,900</u>	<u>396,300</u>		
<u>99</u>	<u>298,900</u>	<u>350,300</u>	<u>396,800</u>		
<u>100</u>	<u>300,200</u>	<u>350,800</u>	<u>397,300</u>		
<u>101</u>	<u>301,400</u>	<u>351,300</u>	<u>397,800</u>		
<u>102</u>	<u>302,600</u>	<u>351,700</u>	<u>398,300</u>		
<u>103</u>	<u>303,800</u>	<u>352,200</u>	<u>398,800</u>		
<u>104</u>	<u>304,900</u>	<u>352,700</u>	<u>399,300</u>		

<u>105</u>	<u>306,500</u>	<u>353,700</u>	<u>400,400</u>		
<u>106</u>	<u>307,400</u>	<u>354,100</u>	<u>400,900</u>		
<u>107</u>	<u>308,300</u>	<u>354,500</u>	<u>401,400</u>		
<u>108</u>	<u>309,200</u>	<u>354,900</u>	<u>401,800</u>		
<u>109</u>	<u>310,000</u>	<u>355,300</u>	<u>402,200</u>		
<u>110</u>	<u>310,700</u>	<u>355,700</u>	<u>402,700</u>		
<u>111</u>	<u>311,400</u>	<u>356,100</u>	<u>403,200</u>		
<u>112</u>	<u>312,100</u>	<u>356,500</u>	<u>403,600</u>		
<u>113</u>	<u>312,800</u>	<u>356,900</u>	<u>404,000</u>		
<u>114</u>	<u>313,200</u>	<u>357,300</u>	<u>404,500</u>		
<u>115</u>	<u>313,700</u>	<u>357,700</u>	<u>405,000</u>		
<u>116</u>	<u>314,200</u>	<u>358,100</u>	<u>405,400</u>		
<u>117</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>405,800</u>		
<u>118</u>	<u>315,000</u>	<u>358,900</u>	<u>406,300</u>		
<u>119</u>	<u>315,300</u>	<u>359,300</u>	<u>406,700</u>		
<u>120</u>	<u>315,600</u>	<u>359,700</u>	<u>407,100</u>		
<u>121</u>	<u>315,900</u>	<u>360,100</u>	<u>407,500</u>		
<u>122</u>	<u>316,300</u>	<u>360,400</u>	<u>408,000</u>		
<u>123</u>	<u>316,600</u>	<u>360,800</u>	<u>408,400</u>		
<u>124</u>	<u>316,900</u>	<u>361,200</u>	<u>408,800</u>		
<u>125</u>	<u>317,200</u>	<u>361,600</u>	<u>409,200</u>		
<u>126</u>	<u>317,600</u>	<u>361,900</u>	<u>409,700</u>		
<u>127</u>	<u>317,900</u>	<u>362,300</u>	<u>410,100</u>		
<u>128</u>	<u>318,200</u>	<u>362,700</u>	<u>410,500</u>		
<u>129</u>	<u>318,500</u>	<u>363,100</u>	<u>410,900</u>		
<u>130</u>	<u>318,900</u>		<u>411,400</u>		
<u>131</u>	<u>319,200</u>		<u>411,800</u>		
<u>132</u>	<u>319,500</u>		<u>412,200</u>		

<u>105</u>	<u>306,000</u>	<u>353,100</u>	<u>399,700</u>		
<u>106</u>	<u>306,900</u>	<u>353,500</u>	<u>400,200</u>		
<u>107</u>	<u>307,800</u>	<u>353,900</u>	<u>400,700</u>		
<u>108</u>	<u>308,700</u>	<u>354,300</u>	<u>401,100</u>		
<u>109</u>	<u>309,500</u>	<u>354,700</u>	<u>401,500</u>		
<u>110</u>	<u>310,200</u>	<u>355,100</u>	<u>402,000</u>		
<u>111</u>	<u>310,900</u>	<u>355,500</u>	<u>402,500</u>		
<u>112</u>	<u>311,600</u>	<u>355,900</u>	<u>402,900</u>		
<u>113</u>	<u>312,300</u>	<u>356,300</u>	<u>403,300</u>		
<u>114</u>	<u>312,700</u>	<u>356,700</u>	<u>403,800</u>		
<u>115</u>	<u>313,200</u>	<u>357,100</u>	<u>404,300</u>		
<u>116</u>	<u>313,700</u>	<u>357,500</u>	<u>404,700</u>		
<u>117</u>	<u>314,100</u>	<u>357,900</u>	<u>405,100</u>		
<u>118</u>	<u>314,500</u>	<u>358,300</u>	<u>405,600</u>		
<u>119</u>	<u>314,800</u>	<u>358,700</u>	<u>406,000</u>		
<u>120</u>	<u>315,100</u>	<u>359,100</u>	<u>406,400</u>		
<u>121</u>	<u>315,400</u>	<u>359,500</u>	<u>406,800</u>		
<u>122</u>	<u>315,800</u>	<u>359,800</u>	<u>407,300</u>		
<u>123</u>	<u>316,100</u>	<u>360,200</u>	<u>407,700</u>		
<u>124</u>	<u>316,400</u>	<u>360,600</u>	<u>408,100</u>		
<u>125</u>	<u>316,700</u>	<u>361,000</u>	<u>408,500</u>		
<u>126</u>	<u>317,100</u>	<u>361,300</u>	<u>409,000</u>		
<u>127</u>	<u>317,400</u>	<u>361,700</u>	<u>409,400</u>		
<u>128</u>	<u>317,700</u>	<u>362,100</u>	<u>409,800</u>		
<u>129</u>	<u>318,000</u>	<u>362,500</u>	<u>410,200</u>		
<u>130</u>	<u>318,400</u>		<u>410,700</u>		
<u>131</u>	<u>318,700</u>		<u>411,100</u>		
<u>132</u>	<u>319,000</u>		<u>411,500</u>		

133	319,800	412,600		
134	320,200	413,000		
135	320,500	413,400		
136	320,800	413,800		
137	321,100	414,200		
138	321,400	414,600		
139	321,800	415,000		
140	322,100	415,400		
141	322,400	415,800		
142	322,700			
143	323,000			
144	323,300			
145	323,600			
146	323,900			
147	324,200			
148	324,500			
149	324,800			
定年前任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	198,800	230,900	271,600	313,700
				430,000

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず170,400円とする。

133	319,300	411,900		
134	319,700	412,300		
135	320,000	412,700		
136	320,300	413,100		
137	320,600	413,500		
138	320,900	413,900		
139	321,300	414,300		
140	321,600	414,700		
141	321,900	415,100		
142	322,200			
143	322,500			
144	322,800			
145	323,100			
146	323,400			
147	323,700			
148	324,000			
149	324,300			
定年前任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	198,300	230,400	271,000	313,000
				429,100

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず187,900円とする。

3 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表にかかわらず162,500円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

給料表の改

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級 号級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	147,800	231,400	268,900	300,300
	2	148,300	233,300	270,700	302,400
	3	148,800	235,000	272,400	304,500
	4	149,300	236,800	274,200	306,600
	5	149,800	238,500	276,000	308,700
	6	150,300	240,100	277,800	310,800
	7	150,800	241,600	279,600	312,900
	8	151,400	243,100	281,400	315,000
	9	152,000	244,500	283,200	317,000
	10	152,500	246,000	285,000	319,000
	11	153,200	247,500	286,800	321,000
	12	153,800	249,000	288,600	323,000
	13	154,400	250,500	290,400	324,900
	14	155,100	252,000	292,100	326,900
	15	155,900	253,500	293,800	328,800
	16	156,700	255,000	295,500	330,700
	17	157,500	256,400	297,200	332,600
	18	158,500	257,900	298,900	334,500
	19	159,600	259,400	300,500	336,400
	20	160,700	260,900	302,200	338,400
	21	161,800	262,400	303,900	340,200
	22	162,900	263,900	305,500	342,100
	23	164,000	265,400	307,100	343,900

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級 号級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	139,900	227,500	266,100	297,600
	2	140,400	229,400	267,900	299,700
	3	140,900	231,100	269,700	301,800
	4	141,400	232,900	271,500	303,900
	5	141,900	234,600	273,300	306,000
	6	142,400	236,200	275,100	308,100
	7	142,900	237,800	276,700	310,000
	8	143,500	239,400	278,700	312,300
	9	144,100	241,000	280,600	314,300
	10	144,600	242,600	282,500	316,300
	11	145,300	244,200	284,300	318,300
	12	145,900	245,800	286,100	320,300
	13	146,500	247,400	287,900	322,200
	14	147,200	249,000	289,600	324,200
	15	148,000	250,600	291,300	326,100
	16	148,800	252,200	293,000	328,000
	17	149,600	253,800	294,700	329,900
	18	150,600	255,400	296,500	331,800
	19	151,700	257,000	298,100	333,700
	20	152,800	258,600	299,800	335,700
	21	153,900	260,100	301,500	337,500
	22	155,000	261,700	303,100	339,400
	23	156,100	263,300	304,700	341,200

定



<u>24</u>	<u>165,100</u>	<u>266,900</u>	<u>308,700</u>	<u>345,700</u>
<u>25</u>	<u>166,200</u>	<u>268,400</u>	<u>310,300</u>	<u>347,500</u>
<u>26</u>	<u>167,500</u>	<u>269,900</u>	<u>311,800</u>	<u>349,200</u>
<u>27</u>	<u>168,900</u>	<u>271,400</u>	<u>313,300</u>	<u>350,800</u>
<u>28</u>	<u>170,300</u>	<u>272,900</u>	<u>314,700</u>	<u>352,400</u>
<u>29</u>	<u>171,700</u>	<u>274,400</u>	<u>316,100</u>	<u>354,000</u>
<u>30</u>	<u>173,200</u>	<u>276,000</u>	<u>317,600</u>	<u>355,200</u>
<u>31</u>	<u>174,700</u>	<u>277,500</u>	<u>319,000</u>	<u>356,400</u>
<u>32</u>	<u>176,200</u>	<u>278,900</u>	<u>320,400</u>	<u>357,600</u>
<u>33</u>	<u>177,800</u>	<u>280,400</u>	<u>321,800</u>	<u>358,800</u>
<u>34</u>	<u>179,300</u>	<u>281,900</u>	<u>323,200</u>	<u>359,900</u>
<u>35</u>	<u>180,900</u>	<u>283,200</u>	<u>324,600</u>	<u>360,900</u>
<u>36</u>	<u>182,500</u>	<u>284,600</u>	<u>325,900</u>	<u>362,000</u>
<u>37</u>	<u>184,100</u>	<u>285,900</u>	<u>327,200</u>	<u>363,000</u>
<u>38</u>	<u>185,600</u>	<u>287,300</u>	<u>328,400</u>	<u>364,000</u>
<u>39</u>	<u>187,200</u>	<u>288,700</u>	<u>329,600</u>	<u>364,900</u>
<u>40</u>	<u>188,800</u>	<u>289,900</u>	<u>330,700</u>	<u>365,800</u>
<u>41</u>	<u>190,300</u>	<u>291,200</u>	<u>331,800</u>	<u>366,700</u>
<u>42</u>	<u>191,700</u>	<u>292,400</u>	<u>332,800</u>	<u>367,500</u>
<u>43</u>	<u>193,100</u>	<u>293,600</u>	<u>333,700</u>	<u>368,300</u>
<u>44</u>	<u>194,500</u>	<u>294,700</u>	<u>334,600</u>	<u>369,100</u>
<u>45</u>	<u>195,800</u>	<u>295,800</u>	<u>335,500</u>	<u>369,800</u>
<u>46</u>	<u>196,900</u>	<u>296,800</u>	<u>336,400</u>	<u>370,400</u>
<u>47</u>	<u>198,000</u>	<u>297,800</u>	<u>337,200</u>	<u>371,000</u>
<u>48</u>	<u>199,100</u>	<u>298,800</u>	<u>338,000</u>	<u>371,600</u>
<u>49</u>	<u>200,100</u>	<u>299,800</u>	<u>338,800</u>	<u>372,100</u>
<u>50</u>	<u>201,100</u>	<u>300,800</u>	<u>339,600</u>	<u>372,600</u>
<u>51</u>	<u>202,100</u>	<u>301,700</u>	<u>340,300</u>	<u>373,000</u>

<u>24</u>	<u>157,200</u>	<u>264,900</u>	<u>306,300</u>	<u>343,000</u>
<u>25</u>	<u>158,300</u>	<u>266,400</u>	<u>307,900</u>	<u>344,800</u>
<u>26</u>	<u>159,600</u>	<u>268,000</u>	<u>309,400</u>	<u>346,500</u>
<u>27</u>	<u>161,000</u>	<u>269,600</u>	<u>310,900</u>	<u>348,100</u>
<u>28</u>	<u>162,400</u>	<u>271,000</u>	<u>312,300</u>	<u>349,700</u>
<u>29</u>	<u>163,800</u>	<u>272,600</u>	<u>313,700</u>	<u>351,300</u>
<u>30</u>	<u>165,300</u>	<u>274,200</u>	<u>315,200</u>	<u>352,500</u>
<u>31</u>	<u>166,800</u>	<u>275,700</u>	<u>316,600</u>	<u>353,700</u>
<u>32</u>	<u>168,300</u>	<u>277,100</u>	<u>318,000</u>	<u>354,900</u>
<u>33</u>	<u>169,900</u>	<u>278,600</u>	<u>319,400</u>	<u>356,100</u>
<u>34</u>	<u>171,400</u>	<u>280,100</u>	<u>320,800</u>	<u>357,200</u>
<u>35</u>	<u>173,000</u>	<u>281,400</u>	<u>322,200</u>	<u>358,200</u>
<u>36</u>	<u>174,600</u>	<u>282,800</u>	<u>323,500</u>	<u>359,300</u>
<u>37</u>	<u>176,200</u>	<u>284,100</u>	<u>324,800</u>	<u>360,300</u>
<u>38</u>	<u>177,700</u>	<u>285,500</u>	<u>326,000</u>	<u>361,300</u>
<u>39</u>	<u>179,300</u>	<u>286,900</u>	<u>327,200</u>	<u>362,200</u>
<u>40</u>	<u>180,900</u>	<u>288,100</u>	<u>328,300</u>	<u>363,100</u>
<u>41</u>	<u>182,400</u>	<u>289,400</u>	<u>329,400</u>	<u>364,000</u>
<u>42</u>	<u>183,800</u>	<u>290,600</u>	<u>330,400</u>	<u>364,800</u>
<u>43</u>	<u>185,200</u>	<u>291,800</u>	<u>331,300</u>	<u>365,600</u>
<u>44</u>	<u>186,600</u>	<u>292,900</u>	<u>332,200</u>	<u>366,400</u>
<u>45</u>	<u>187,900</u>	<u>294,000</u>	<u>333,100</u>	<u>367,100</u>
<u>46</u>	<u>189,100</u>	<u>295,000</u>	<u>334,000</u>	<u>367,700</u>
<u>47</u>	<u>190,300</u>	<u>296,000</u>	<u>334,800</u>	<u>368,300</u>
<u>48</u>	<u>191,500</u>	<u>297,000</u>	<u>335,600</u>	<u>368,900</u>
<u>49</u>	<u>192,600</u>	<u>298,000</u>	<u>336,400</u>	<u>369,400</u>
<u>50</u>	<u>193,700</u>	<u>299,000</u>	<u>337,200</u>	<u>369,900</u>
<u>51</u>	<u>194,800</u>	<u>299,900</u>	<u>337,900</u>	<u>370,300</u>

<u>52</u>	<u>203,000</u>	<u>302,600</u>	<u>341,000</u>	<u>373,400</u>
<u>53</u>	<u>204,000</u>	<u>303,500</u>	<u>341,700</u>	<u>373,800</u>
<u>54</u>	<u>205,100</u>	<u>304,400</u>	<u>342,400</u>	<u>374,200</u>
<u>55</u>	<u>206,200</u>	<u>305,300</u>	<u>343,000</u>	<u>374,600</u>
<u>56</u>	<u>207,400</u>	<u>306,100</u>	<u>343,600</u>	<u>375,000</u>
<u>57</u>	<u>208,700</u>	<u>306,900</u>	<u>344,200</u>	<u>375,300</u>
<u>58</u>	<u>209,900</u>	<u>307,700</u>	<u>344,700</u>	<u>375,700</u>
<u>59</u>	<u>211,200</u>	<u>308,500</u>	<u>345,200</u>	<u>376,100</u>
<u>60</u>	<u>212,500</u>	<u>309,300</u>	<u>345,700</u>	<u>376,400</u>
<u>61</u>	<u>213,800</u>	<u>310,100</u>	<u>346,100</u>	<u>376,700</u>
<u>62</u>	<u>215,100</u>	<u>310,700</u>	<u>346,500</u>	<u>377,100</u>
<u>63</u>	<u>216,400</u>	<u>311,300</u>	<u>346,900</u>	<u>377,500</u>
<u>64</u>	<u>217,700</u>	<u>311,900</u>	<u>347,300</u>	<u>377,800</u>
<u>65</u>	<u>218,900</u>	<u>312,500</u>	<u>347,700</u>	<u>378,100</u>
<u>66</u>	<u>220,200</u>	<u>313,100</u>	<u>348,100</u>	<u>378,500</u>
<u>67</u>	<u>221,500</u>	<u>313,700</u>	<u>348,500</u>	<u>378,900</u>
<u>68</u>	<u>222,800</u>	<u>314,300</u>	<u>348,900</u>	<u>379,200</u>
<u>69</u>	<u>224,000</u>	<u>314,800</u>	<u>349,200</u>	<u>379,500</u>
<u>70</u>	<u>225,300</u>	<u>315,400</u>	<u>349,600</u>	<u>379,800</u>
<u>71</u>	<u>226,600</u>	<u>315,900</u>	<u>350,000</u>	<u>380,100</u>
<u>72</u>	<u>227,900</u>	<u>316,400</u>	<u>350,300</u>	<u>380,400</u>
<u>73</u>	<u>229,200</u>	<u>316,900</u>	<u>350,600</u>	<u>380,700</u>
<u>74</u>	<u>230,500</u>	<u>317,400</u>	<u>351,000</u>	<u>381,000</u>
<u>75</u>	<u>231,800</u>	<u>317,900</u>	<u>351,300</u>	<u>381,300</u>
<u>76</u>	<u>233,100</u>	<u>318,400</u>	<u>351,600</u>	<u>381,600</u>
<u>77</u>	<u>234,400</u>	<u>318,800</u>	<u>351,900</u>	<u>381,900</u>
<u>78</u>	<u>235,600</u>	<u>319,300</u>	<u>352,300</u>	<u>382,200</u>
<u>79</u>	<u>236,900</u>	<u>319,700</u>	<u>352,600</u>	<u>382,500</u>

<u>52</u>	<u>195,800</u>	<u>300,800</u>	<u>338,600</u>	<u>370,700</u>
<u>53</u>	<u>196,800</u>	<u>301,700</u>	<u>339,300</u>	<u>371,100</u>
<u>54</u>	<u>198,000</u>	<u>302,600</u>	<u>340,000</u>	<u>371,500</u>
<u>55</u>	<u>199,300</u>	<u>303,500</u>	<u>340,600</u>	<u>371,900</u>
<u>56</u>	<u>200,700</u>	<u>304,300</u>	<u>341,200</u>	<u>372,300</u>
<u>57</u>	<u>202,100</u>	<u>305,100</u>	<u>341,800</u>	<u>372,600</u>
<u>58</u>	<u>203,300</u>	<u>305,900</u>	<u>342,300</u>	<u>373,000</u>
<u>59</u>	<u>204,700</u>	<u>306,700</u>	<u>342,800</u>	<u>373,400</u>
<u>60</u>	<u>206,100</u>	<u>307,500</u>	<u>343,300</u>	<u>373,800</u>
<u>61</u>	<u>207,500</u>	<u>308,300</u>	<u>343,700</u>	<u>374,100</u>
<u>62</u>	<u>208,900</u>	<u>308,900</u>	<u>344,100</u>	<u>374,500</u>
<u>63</u>	<u>210,300</u>	<u>309,500</u>	<u>344,500</u>	<u>374,900</u>
<u>64</u>	<u>211,700</u>	<u>310,100</u>	<u>344,900</u>	<u>375,200</u>
<u>65</u>	<u>213,000</u>	<u>310,700</u>	<u>345,300</u>	<u>375,500</u>
<u>66</u>	<u>214,400</u>	<u>311,300</u>	<u>345,700</u>	<u>375,900</u>
<u>67</u>	<u>215,800</u>	<u>311,900</u>	<u>346,100</u>	<u>376,300</u>
<u>68</u>	<u>217,200</u>	<u>312,500</u>	<u>346,500</u>	<u>376,600</u>
<u>69</u>	<u>218,500</u>	<u>313,000</u>	<u>346,800</u>	<u>376,900</u>
<u>70</u>	<u>219,900</u>	<u>313,600</u>	<u>347,200</u>	<u>377,200</u>
<u>71</u>	<u>221,400</u>	<u>314,100</u>	<u>347,600</u>	<u>377,500</u>
<u>72</u>	<u>222,700</u>	<u>314,600</u>	<u>347,900</u>	<u>377,800</u>
<u>73</u>	<u>224,000</u>	<u>315,100</u>	<u>348,200</u>	<u>378,100</u>
<u>74</u>	<u>225,400</u>	<u>315,600</u>	<u>348,600</u>	<u>378,400</u>
<u>75</u>	<u>226,800</u>	<u>316,100</u>	<u>348,900</u>	<u>378,700</u>
<u>76</u>	<u>228,100</u>	<u>316,600</u>	<u>349,200</u>	<u>379,000</u>
<u>77</u>	<u>229,500</u>	<u>317,000</u>	<u>349,500</u>	<u>379,300</u>
<u>78</u>	<u>230,800</u>	<u>317,500</u>	<u>349,900</u>	<u>379,600</u>
<u>79</u>	<u>232,100</u>	<u>317,900</u>	<u>350,200</u>	<u>379,900</u>

<u>80</u>	<u>238,200</u>	<u>320,100</u>	<u>352,900</u>	<u>382,800</u>
<u>81</u>	<u>239,400</u>	<u>320,500</u>	<u>353,200</u>	<u>383,100</u>
<u>82</u>	<u>240,700</u>	<u>320,900</u>	<u>353,500</u>	<u>383,400</u>
<u>83</u>	<u>242,000</u>	<u>321,300</u>	<u>353,800</u>	<u>383,700</u>
<u>84</u>	<u>243,200</u>	<u>321,600</u>	<u>354,100</u>	<u>384,000</u>
<u>85</u>	<u>244,500</u>	<u>321,900</u>	<u>354,400</u>	<u>384,200</u>
<u>86</u>	<u>245,800</u>	<u>322,300</u>	<u>354,700</u>	<u>384,500</u>
<u>87</u>	<u>247,100</u>	<u>322,700</u>	<u>355,000</u>	<u>384,800</u>
<u>88</u>	<u>248,400</u>	<u>323,000</u>	<u>355,300</u>	<u>385,100</u>
<u>89</u>	<u>249,600</u>	<u>323,300</u>	<u>355,600</u>	<u>385,400</u>
<u>90</u>	<u>250,900</u>	<u>323,700</u>	<u>355,900</u>	<u>385,700</u>
<u>91</u>	<u>252,200</u>	<u>324,000</u>	<u>356,200</u>	<u>386,000</u>
<u>92</u>	<u>253,500</u>	<u>324,300</u>	<u>356,500</u>	<u>386,300</u>
<u>93</u>	<u>254,800</u>	<u>324,600</u>	<u>356,800</u>	<u>386,600</u>
<u>94</u>	<u>256,100</u>	<u>325,000</u>	<u>357,100</u>	<u>386,900</u>
<u>95</u>	<u>257,300</u>	<u>325,300</u>	<u>357,400</u>	<u>387,200</u>
<u>96</u>	<u>258,500</u>	<u>325,600</u>	<u>357,700</u>	<u>387,500</u>
<u>97</u>	<u>259,600</u>	<u>325,900</u>	<u>358,000</u>	<u>387,800</u>
<u>98</u>	<u>260,800</u>	<u>326,300</u>	<u>358,300</u>	<u>388,100</u>
<u>99</u>	<u>262,000</u>	<u>326,600</u>	<u>358,600</u>	<u>388,400</u>
<u>100</u>	<u>263,100</u>	<u>326,900</u>	<u>358,900</u>	<u>388,700</u>
<u>101</u>	<u>264,100</u>	<u>327,100</u>	<u>359,200</u>	<u>389,000</u>
<u>102</u>	<u>265,200</u>	<u>327,400</u>	<u>359,500</u>	<u>389,300</u>
<u>103</u>	<u>266,300</u>	<u>327,700</u>	<u>359,800</u>	<u>389,600</u>
<u>104</u>	<u>267,400</u>	<u>328,000</u>	<u>360,100</u>	<u>389,900</u>
<u>105</u>	<u>268,400</u>	<u>328,300</u>	<u>360,300</u>	<u>390,200</u>
<u>106</u>	<u>269,400</u>	<u>328,700</u>	<u>360,600</u>	<u>390,500</u>
<u>107</u>	<u>270,400</u>	<u>329,000</u>	<u>360,900</u>	<u>390,800</u>

<u>80</u>	<u>233,500</u>	<u>318,300</u>	<u>350,500</u>	<u>380,200</u>
<u>81</u>	<u>234,800</u>	<u>318,700</u>	<u>350,800</u>	<u>380,500</u>
<u>82</u>	<u>236,200</u>	<u>319,100</u>	<u>351,100</u>	<u>380,800</u>
<u>83</u>	<u>237,600</u>	<u>319,500</u>	<u>351,400</u>	<u>381,100</u>
<u>84</u>	<u>238,900</u>	<u>319,800</u>	<u>351,700</u>	<u>381,400</u>
<u>85</u>	<u>240,300</u>	<u>320,100</u>	<u>352,000</u>	<u>381,700</u>
<u>86</u>	<u>241,700</u>	<u>320,500</u>	<u>352,300</u>	<u>382,000</u>
<u>87</u>	<u>243,100</u>	<u>320,900</u>	<u>352,600</u>	<u>382,300</u>
<u>88</u>	<u>244,500</u>	<u>321,200</u>	<u>352,900</u>	<u>382,600</u>
<u>89</u>	<u>245,800</u>	<u>321,500</u>	<u>353,200</u>	<u>382,900</u>
<u>90</u>	<u>247,200</u>	<u>321,900</u>	<u>353,500</u>	<u>383,200</u>
<u>91</u>	<u>248,600</u>	<u>322,200</u>	<u>353,800</u>	<u>383,500</u>
<u>92</u>	<u>250,000</u>	<u>322,500</u>	<u>354,100</u>	<u>383,800</u>
<u>93</u>	<u>251,400</u>	<u>322,800</u>	<u>354,400</u>	<u>384,100</u>
<u>94</u>	<u>252,900</u>	<u>323,200</u>	<u>354,700</u>	<u>384,400</u>
<u>95</u>	<u>254,300</u>	<u>323,500</u>	<u>355,000</u>	<u>384,700</u>
<u>96</u>	<u>255,600</u>	<u>323,800</u>	<u>355,300</u>	<u>385,000</u>
<u>97</u>	<u>256,800</u>	<u>324,100</u>	<u>355,600</u>	<u>385,300</u>
<u>98</u>	<u>258,200</u>	<u>324,500</u>	<u>355,900</u>	<u>385,600</u>
<u>99</u>	<u>259,600</u>	<u>324,800</u>	<u>356,200</u>	<u>385,900</u>
<u>100</u>	<u>261,000</u>	<u>325,100</u>	<u>356,500</u>	<u>386,200</u>
<u>101</u>	<u>262,100</u>	<u>325,300</u>	<u>356,800</u>	<u>386,500</u>
<u>102</u>	<u>263,400</u>	<u>325,600</u>	<u>357,100</u>	<u>386,800</u>
<u>103</u>	<u>264,700</u>	<u>325,900</u>	<u>357,400</u>	<u>387,100</u>
<u>104</u>	<u>265,900</u>	<u>326,200</u>	<u>357,700</u>	<u>387,400</u>
<u>105</u>	<u>267,100</u>	<u>326,500</u>	<u>358,000</u>	<u>387,700</u>
<u>106</u>	<u>268,100</u>	<u>326,900</u>	<u>358,300</u>	<u>388,000</u>
<u>107</u>	<u>269,100</u>	<u>327,200</u>	<u>358,600</u>	<u>388,300</u>

<u>108</u>	<u>271,400</u>	<u>329,200</u>	<u>361,200</u>	<u>391,100</u>
<u>109</u>	<u>272,400</u>	<u>329,500</u>	<u>361,500</u>	<u>391,400</u>
<u>110</u>	<u>273,400</u>	<u>329,800</u>	<u>361,800</u>	<u>391,700</u>
<u>111</u>	<u>274,400</u>	<u>330,100</u>	<u>362,100</u>	<u>392,000</u>
<u>112</u>	<u>275,100</u>	<u>330,400</u>	<u>362,400</u>	<u>392,300</u>
<u>113</u>	<u>276,000</u>	<u>330,700</u>	<u>362,700</u>	<u>392,600</u>
<u>114</u>	<u>276,800</u>	<u>331,000</u>	<u>363,000</u>	<u>392,900</u>
<u>115</u>	<u>277,600</u>	<u>331,300</u>	<u>363,300</u>	<u>393,200</u>
<u>116</u>	<u>278,400</u>	<u>331,600</u>	<u>363,600</u>	<u>393,500</u>
<u>117</u>	<u>279,100</u>	<u>331,900</u>	<u>363,900</u>	<u>393,800</u>
<u>118</u>	<u>279,700</u>	<u>332,200</u>	<u>364,200</u>	<u>394,100</u>
<u>119</u>	<u>280,300</u>	<u>332,500</u>	<u>364,500</u>	<u>394,400</u>
<u>120</u>	<u>280,800</u>	<u>332,800</u>	<u>364,800</u>	<u>394,700</u>
<u>121</u>	<u>281,300</u>	<u>333,100</u>	<u>365,100</u>	<u>395,000</u>
<u>122</u>	<u>281,800</u>	<u>333,400</u>	<u>365,400</u>	<u>395,300</u>
<u>123</u>	<u>282,200</u>	<u>333,700</u>	<u>365,700</u>	<u>395,600</u>
<u>124</u>	<u>282,600</u>	<u>334,000</u>	<u>366,000</u>	<u>395,900</u>
<u>125</u>	<u>283,000</u>	<u>334,300</u>	<u>366,300</u>	<u>396,200</u>
<u>126</u>	<u>283,400</u>	<u>334,600</u>	<u>366,600</u>	<u>396,500</u>
<u>127</u>	<u>283,800</u>	<u>334,900</u>	<u>366,900</u>	<u>396,800</u>
<u>128</u>	<u>284,200</u>	<u>335,200</u>	<u>367,200</u>	<u>397,100</u>
<u>129</u>	<u>284,500</u>	<u>335,500</u>	<u>367,500</u>	<u>397,400</u>
<u>130</u>	<u>284,900</u>	<u>335,800</u>	<u>367,800</u>	<u>397,700</u>
<u>131</u>	<u>285,300</u>	<u>336,100</u>	<u>368,100</u>	<u>398,000</u>
<u>132</u>	<u>285,700</u>	<u>336,400</u>	<u>368,400</u>	<u>398,300</u>
<u>133</u>	<u>286,000</u>	<u>336,700</u>	<u>368,700</u>	<u>398,600</u>
<u>134</u>	<u>286,300</u>	<u>337,000</u>	<u>369,000</u>	<u>398,900</u>
<u>135</u>	<u>286,600</u>	<u>337,300</u>	<u>369,300</u>	<u>399,200</u>

<u>108</u>	<u>270,100</u>	<u>327,400</u>	<u>358,900</u>	<u>388,600</u>
<u>109</u>	<u>271,100</u>	<u>327,700</u>	<u>359,200</u>	<u>388,900</u>
<u>110</u>	<u>272,100</u>	<u>328,000</u>	<u>359,500</u>	<u>389,200</u>
<u>111</u>	<u>273,100</u>	<u>328,300</u>	<u>359,800</u>	<u>389,500</u>
<u>112</u>	<u>273,800</u>	<u>328,600</u>	<u>360,100</u>	<u>389,800</u>
<u>113</u>	<u>274,700</u>	<u>328,900</u>	<u>360,400</u>	<u>390,100</u>
<u>114</u>	<u>275,500</u>	<u>329,200</u>	<u>360,700</u>	<u>390,400</u>
<u>115</u>	<u>276,300</u>	<u>329,500</u>	<u>361,000</u>	<u>390,700</u>
<u>116</u>	<u>277,100</u>	<u>329,800</u>	<u>361,300</u>	<u>391,000</u>
<u>117</u>	<u>277,800</u>	<u>330,100</u>	<u>361,600</u>	<u>391,300</u>
<u>118</u>	<u>278,400</u>	<u>330,400</u>	<u>361,900</u>	<u>391,600</u>
<u>119</u>	<u>279,000</u>	<u>330,700</u>	<u>362,200</u>	<u>391,900</u>
<u>120</u>	<u>279,600</u>	<u>331,000</u>	<u>362,500</u>	<u>392,200</u>
<u>121</u>	<u>280,100</u>	<u>331,300</u>	<u>362,800</u>	<u>392,500</u>
<u>122</u>	<u>280,600</u>	<u>331,600</u>	<u>363,100</u>	<u>392,800</u>
<u>123</u>	<u>281,000</u>	<u>331,900</u>	<u>363,400</u>	<u>393,100</u>
<u>124</u>	<u>281,400</u>	<u>332,200</u>	<u>363,700</u>	<u>393,400</u>
<u>125</u>	<u>281,800</u>	<u>332,500</u>	<u>364,000</u>	<u>393,700</u>
<u>126</u>	<u>282,200</u>	<u>332,800</u>	<u>364,300</u>	<u>394,000</u>
<u>127</u>	<u>282,600</u>	<u>333,100</u>	<u>364,600</u>	<u>394,300</u>
<u>128</u>	<u>283,000</u>	<u>333,400</u>	<u>364,900</u>	<u>394,600</u>
<u>129</u>	<u>283,300</u>	<u>333,700</u>	<u>365,200</u>	<u>394,900</u>
<u>130</u>	<u>283,700</u>	<u>334,000</u>	<u>365,500</u>	<u>395,200</u>
<u>131</u>	<u>284,100</u>	<u>334,300</u>	<u>365,800</u>	<u>395,500</u>
<u>132</u>	<u>284,500</u>	<u>334,600</u>	<u>366,100</u>	<u>395,800</u>
<u>133</u>	<u>284,800</u>	<u>334,900</u>	<u>366,400</u>	<u>396,100</u>
<u>134</u>	<u>285,100</u>	<u>335,200</u>	<u>366,700</u>	<u>396,400</u>
<u>135</u>	<u>285,400</u>	<u>335,500</u>	<u>367,000</u>	<u>396,700</u>

<u>136</u>	<u>286,900</u>	<u>337,600</u>	<u>369,600</u>	<u>399,500</u>
<u>137</u>	<u>287,200</u>	<u>337,900</u>	<u>369,900</u>	<u>399,800</u>
<u>138</u>	<u>287,500</u>	<u>338,200</u>	<u>370,200</u>	<u>400,100</u>
<u>139</u>	<u>287,800</u>	<u>338,500</u>	<u>370,500</u>	<u>400,400</u>
<u>140</u>	<u>288,100</u>	<u>338,800</u>	<u>370,800</u>	<u>400,700</u>
<u>141</u>	<u>288,400</u>	<u>339,100</u>	<u>371,100</u>	<u>401,000</u>
<u>142</u>	<u>288,700</u>	<u>339,400</u>	<u>371,400</u>	<u>401,300</u>
<u>143</u>	<u>289,000</u>	<u>339,700</u>	<u>371,700</u>	<u>401,600</u>
<u>144</u>	<u>289,300</u>	<u>340,000</u>	<u>372,000</u>	<u>401,900</u>
<u>145</u>	<u>289,600</u>	<u>340,300</u>	<u>372,300</u>	<u>402,200</u>
<u>146</u>	<u>289,800</u>	<u>340,600</u>	<u>372,600</u>	<u>402,500</u>
<u>147</u>	<u>290,100</u>	<u>340,900</u>	<u>372,900</u>	<u>402,800</u>
<u>148</u>	<u>290,400</u>	<u>341,200</u>	<u>373,200</u>	<u>403,100</u>
<u>149</u>	<u>290,700</u>	<u>341,500</u>	<u>373,500</u>	<u>403,400</u>
<u>150</u>	<u>291,000</u>	<u>341,800</u>	<u>373,800</u>	
<u>151</u>	<u>291,300</u>	<u>342,100</u>	<u>374,100</u>	
<u>152</u>	<u>291,600</u>	<u>342,400</u>	<u>374,400</u>	
<u>153</u>	<u>291,900</u>	<u>342,700</u>	<u>374,700</u>	
<u>154</u>	<u>292,200</u>	<u>343,000</u>	<u>375,000</u>	
<u>155</u>	<u>292,500</u>	<u>343,300</u>	<u>375,300</u>	
<u>156</u>	<u>292,800</u>	<u>343,600</u>	<u>375,600</u>	
<u>157</u>	<u>293,100</u>	<u>343,900</u>	<u>375,900</u>	
<u>158</u>	<u>293,400</u>	<u>344,200</u>	<u>376,200</u>	
<u>159</u>	<u>293,700</u>	<u>344,500</u>	<u>376,500</u>	
<u>160</u>	<u>294,000</u>	<u>344,800</u>	<u>376,800</u>	
<u>161</u>	<u>294,300</u>	<u>345,100</u>	<u>377,100</u>	
<u>162</u>	<u>294,600</u>	<u>345,400</u>	<u>377,400</u>	
<u>163</u>	<u>294,900</u>	<u>345,700</u>	<u>377,700</u>	

<u>136</u>	<u>285,700</u>	<u>335,800</u>	<u>367,300</u>	<u>397,000</u>
<u>137</u>	<u>286,000</u>	<u>336,100</u>	<u>367,600</u>	<u>397,300</u>
<u>138</u>	<u>286,300</u>	<u>336,400</u>	<u>367,900</u>	<u>397,600</u>
<u>139</u>	<u>286,600</u>	<u>336,700</u>	<u>368,200</u>	<u>397,900</u>
<u>140</u>	<u>286,900</u>	<u>337,000</u>	<u>368,500</u>	<u>398,200</u>
<u>141</u>	<u>287,200</u>	<u>337,300</u>	<u>368,800</u>	<u>398,500</u>
<u>142</u>	<u>287,500</u>	<u>337,600</u>	<u>369,100</u>	<u>398,800</u>
<u>143</u>	<u>287,800</u>	<u>337,900</u>	<u>369,400</u>	<u>399,100</u>
<u>144</u>	<u>288,100</u>	<u>338,200</u>	<u>369,700</u>	<u>399,400</u>
<u>145</u>	<u>288,400</u>	<u>338,500</u>	<u>370,000</u>	<u>399,700</u>
<u>146</u>	<u>288,700</u>	<u>338,800</u>	<u>370,300</u>	<u>400,000</u>
<u>147</u>	<u>289,000</u>	<u>339,100</u>	<u>370,600</u>	<u>400,300</u>
<u>148</u>	<u>289,300</u>	<u>339,400</u>	<u>370,900</u>	<u>400,600</u>
<u>149</u>	<u>289,600</u>	<u>339,700</u>	<u>371,200</u>	<u>400,900</u>
<u>150</u>	<u>289,900</u>	<u>340,000</u>	<u>371,500</u>	
<u>151</u>	<u>290,200</u>	<u>340,300</u>	<u>371,800</u>	
<u>152</u>	<u>290,500</u>	<u>340,600</u>	<u>372,100</u>	
<u>153</u>	<u>290,800</u>	<u>340,900</u>	<u>372,400</u>	
<u>154</u>	<u>291,100</u>	<u>341,200</u>	<u>372,700</u>	
<u>155</u>	<u>291,400</u>	<u>341,500</u>	<u>373,000</u>	
<u>156</u>	<u>291,700</u>	<u>341,800</u>	<u>373,300</u>	
<u>157</u>	<u>292,000</u>	<u>342,100</u>	<u>373,600</u>	
<u>158</u>	<u>292,300</u>	<u>342,400</u>	<u>373,900</u>	
<u>159</u>	<u>292,600</u>	<u>342,700</u>	<u>374,200</u>	
<u>160</u>	<u>292,900</u>	<u>343,000</u>	<u>374,500</u>	
<u>161</u>	<u>293,200</u>	<u>343,300</u>	<u>374,800</u>	
<u>162</u>	<u>293,500</u>	<u>343,600</u>	<u>375,100</u>	
<u>163</u>	<u>293,800</u>	<u>343,900</u>	<u>375,400</u>	

<u>164</u>	<u>295,200</u>	<u>346,000</u>	<u>378,000</u>	
<u>165</u>	<u>295,500</u>	<u>346,300</u>	<u>378,300</u>	
<u>166</u>	<u>295,800</u>	<u>346,600</u>	<u>378,600</u>	
<u>167</u>	<u>296,100</u>	<u>346,900</u>	<u>378,900</u>	
<u>168</u>	<u>296,400</u>	<u>347,200</u>	<u>379,200</u>	
<u>169</u>	<u>296,700</u>	<u>347,500</u>	<u>379,500</u>	
<u>170</u>	<u>297,000</u>	<u>347,800</u>	<u>379,800</u>	
<u>171</u>	<u>297,300</u>	<u>348,100</u>	<u>380,100</u>	
<u>172</u>	<u>297,600</u>	<u>348,400</u>	<u>380,400</u>	
<u>173</u>	<u>297,900</u>	<u>348,700</u>	<u>380,700</u>	
<u>174</u>	<u>298,200</u>	<u>349,000</u>	<u>381,000</u>	
<u>175</u>	<u>298,500</u>	<u>349,300</u>	<u>381,300</u>	
<u>176</u>	<u>298,800</u>	<u>349,600</u>	<u>381,600</u>	
<u>177</u>	<u>299,100</u>	<u>349,900</u>	<u>381,900</u>	
<u>178</u>	<u>299,400</u>	<u>350,200</u>	<u>382,200</u>	
<u>179</u>	<u>299,700</u>	<u>350,500</u>	<u>382,500</u>	
<u>180</u>	<u>300,000</u>	<u>350,800</u>	<u>382,800</u>	
<u>181</u>	<u>300,300</u>	<u>351,100</u>	<u>383,100</u>	
<u>182</u>	<u>300,600</u>	<u>351,400</u>	<u>383,400</u>	
<u>183</u>	<u>300,900</u>	<u>351,700</u>	<u>383,700</u>	
<u>184</u>	<u>301,200</u>	<u>352,000</u>	<u>384,000</u>	
<u>185</u>	<u>301,500</u>	<u>352,300</u>	<u>384,300</u>	
<u>186</u>	<u>301,800</u>	<u>352,600</u>	<u>384,600</u>	
<u>187</u>	<u>302,100</u>	<u>352,900</u>	<u>384,900</u>	
<u>188</u>	<u>302,400</u>	<u>353,200</u>	<u>385,200</u>	
<u>189</u>	<u>302,700</u>	<u>353,500</u>	<u>385,500</u>	
<u>190</u>	<u>303,000</u>	<u>353,800</u>	<u>385,800</u>	
<u>191</u>	<u>303,300</u>	<u>354,100</u>	<u>386,100</u>	

<u>164</u>	<u>294,100</u>	<u>344,200</u>	<u>375,700</u>	
<u>165</u>	<u>294,400</u>	<u>344,500</u>	<u>376,000</u>	
<u>166</u>	<u>294,700</u>	<u>344,800</u>	<u>376,300</u>	
<u>167</u>	<u>295,000</u>	<u>345,100</u>	<u>376,600</u>	
<u>168</u>	<u>295,300</u>	<u>345,400</u>	<u>376,900</u>	
<u>169</u>	<u>295,600</u>	<u>345,700</u>	<u>377,200</u>	
<u>170</u>	<u>295,900</u>	<u>346,000</u>	<u>377,500</u>	
<u>171</u>	<u>296,200</u>	<u>346,300</u>	<u>377,800</u>	
<u>172</u>	<u>296,500</u>	<u>346,600</u>	<u>378,100</u>	
<u>173</u>	<u>296,800</u>	<u>346,900</u>	<u>378,400</u>	
<u>174</u>	<u>297,100</u>	<u>347,200</u>	<u>378,700</u>	
<u>175</u>	<u>297,400</u>	<u>347,500</u>	<u>379,000</u>	
<u>176</u>	<u>297,700</u>	<u>347,800</u>	<u>379,300</u>	
<u>177</u>	<u>298,000</u>	<u>348,100</u>	<u>379,600</u>	
<u>178</u>	<u>298,300</u>	<u>348,400</u>	<u>379,900</u>	
<u>179</u>	<u>298,600</u>	<u>348,700</u>	<u>380,200</u>	
<u>180</u>	<u>298,900</u>	<u>349,000</u>	<u>380,500</u>	
<u>181</u>	<u>299,200</u>	<u>349,300</u>	<u>380,800</u>	
<u>182</u>	<u>299,500</u>	<u>349,600</u>	<u>381,100</u>	
<u>183</u>	<u>299,800</u>	<u>349,900</u>	<u>381,400</u>	
<u>184</u>	<u>300,100</u>	<u>350,200</u>	<u>381,700</u>	
<u>185</u>	<u>300,400</u>	<u>350,500</u>	<u>382,000</u>	
<u>186</u>	<u>300,700</u>	<u>350,800</u>	<u>382,300</u>	
<u>187</u>	<u>301,000</u>	<u>351,100</u>	<u>382,600</u>	
<u>188</u>	<u>301,300</u>	<u>351,400</u>	<u>382,900</u>	
<u>189</u>	<u>301,600</u>	<u>351,700</u>	<u>383,200</u>	
<u>190</u>	<u>301,900</u>	<u>352,000</u>	<u>383,500</u>	
<u>191</u>	<u>302,200</u>	<u>352,300</u>	<u>383,800</u>	

<u>192</u>	<u>303,600</u>	<u>354,400</u>	<u>386,400</u>	
<u>193</u>	<u>303,900</u>	<u>354,700</u>	<u>386,700</u>	
<u>194</u>	<u>304,200</u>	<u>355,000</u>		
<u>195</u>	<u>304,500</u>	<u>355,300</u>		
<u>196</u>	<u>304,800</u>	<u>355,600</u>		
<u>197</u>	<u>305,100</u>	<u>355,900</u>		
<u>198</u>	<u>305,400</u>	<u>356,200</u>		
<u>199</u>	<u>305,700</u>	<u>356,500</u>		
<u>200</u>	<u>306,000</u>	<u>356,800</u>		
<u>201</u>	<u>306,300</u>	<u>357,100</u>		
<u>202</u>	<u>306,600</u>	<u>357,400</u>		
<u>203</u>	<u>306,900</u>	<u>357,700</u>		
<u>204</u>	<u>307,200</u>	<u>358,000</u>		
<u>205</u>	<u>307,500</u>	<u>358,300</u>		
<u>206</u>	<u>307,800</u>	<u>358,600</u>		
<u>207</u>	<u>308,100</u>	<u>358,900</u>		
<u>208</u>	<u>308,400</u>	<u>359,200</u>		
<u>209</u>	<u>308,700</u>	<u>359,500</u>		
<u>210</u>	<u>309,000</u>	<u>359,800</u>		
<u>211</u>	<u>309,300</u>	<u>360,100</u>		
<u>212</u>	<u>309,600</u>	<u>360,400</u>		
<u>213</u>	<u>309,900</u>	<u>360,700</u>		
<u>214</u>	<u>310,200</u>	<u>361,000</u>		
<u>215</u>	<u>310,500</u>	<u>361,300</u>		
<u>216</u>	<u>310,800</u>	<u>361,600</u>		
<u>217</u>	<u>311,100</u>	<u>361,900</u>		
<u>218</u>	<u>311,400</u>	<u>362,200</u>		
<u>219</u>	<u>311,700</u>	<u>362,500</u>		

<u>192</u>	<u>302,500</u>	<u>352,600</u>	<u>384,100</u>	
<u>193</u>	<u>302,800</u>	<u>352,900</u>	<u>384,400</u>	
<u>194</u>	<u>303,100</u>	<u>353,200</u>		
<u>195</u>	<u>303,400</u>	<u>353,500</u>		
<u>196</u>	<u>303,700</u>	<u>353,800</u>		
<u>197</u>	<u>304,000</u>	<u>354,100</u>		
<u>198</u>	<u>304,300</u>	<u>354,400</u>		
<u>199</u>	<u>304,600</u>	<u>354,700</u>		
<u>200</u>	<u>304,900</u>	<u>355,000</u>		
<u>201</u>	<u>305,200</u>	<u>355,300</u>		
<u>202</u>	<u>305,500</u>	<u>355,600</u>		
<u>203</u>	<u>305,800</u>	<u>355,900</u>		
<u>204</u>	<u>306,100</u>	<u>356,200</u>		
<u>205</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>		
<u>206</u>	<u>306,700</u>	<u>356,800</u>		
<u>207</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>		
<u>208</u>	<u>307,300</u>	<u>357,400</u>		
<u>209</u>	<u>307,600</u>	<u>357,700</u>		
<u>210</u>	<u>307,900</u>	<u>358,000</u>		
<u>211</u>	<u>308,200</u>	<u>358,300</u>		
<u>212</u>	<u>308,500</u>	<u>358,600</u>		
<u>213</u>	<u>308,800</u>	<u>358,900</u>		
<u>214</u>	<u>309,100</u>	<u>359,200</u>		
<u>215</u>	<u>309,400</u>	<u>359,500</u>		
<u>216</u>	<u>309,700</u>	<u>359,800</u>		
<u>217</u>	<u>310,000</u>	<u>360,100</u>		
<u>218</u>	<u>310,300</u>	<u>360,400</u>		
<u>219</u>	<u>310,600</u>	<u>360,700</u>		

<u>220</u>	<u>312,000</u>	<u>362,800</u>		
<u>221</u>	<u>312,300</u>	<u>363,100</u>		
<u>222</u>	<u>312,600</u>	<u>363,400</u>		
<u>223</u>	<u>312,900</u>	<u>363,700</u>		
<u>224</u>	<u>313,200</u>	<u>364,000</u>		
<u>225</u>	<u>313,500</u>	<u>364,300</u>		
<u>226</u>	<u>313,800</u>			
<u>227</u>	<u>314,100</u>			
<u>228</u>	<u>314,400</u>			
<u>229</u>	<u>314,700</u>			
<u>230</u>	<u>315,000</u>			
<u>231</u>	<u>315,300</u>			
<u>232</u>	<u>315,600</u>			
<u>233</u>	<u>315,900</u>			
<u>234</u>	<u>316,200</u>			
<u>235</u>	<u>316,500</u>			
<u>236</u>	<u>316,800</u>			
<u>237</u>	<u>317,100</u>			
<u>238</u>	<u>317,400</u>			
<u>239</u>	<u>317,700</u>			
<u>240</u>	<u>318,000</u>			
<u>241</u>	<u>318,300</u>			
<u>242</u>	<u>318,600</u>			
<u>243</u>	<u>318,900</u>			
<u>244</u>	<u>319,200</u>			
<u>245</u>	<u>319,500</u>			
<u>246</u>	<u>319,800</u>			
<u>247</u>	<u>320,100</u>			

<u>220</u>	<u>310,900</u>	<u>361,000</u>		
<u>221</u>	<u>311,200</u>	<u>361,300</u>		
<u>222</u>	<u>311,500</u>	<u>361,600</u>		
<u>223</u>	<u>311,800</u>	<u>361,900</u>		
<u>224</u>	<u>312,100</u>	<u>362,200</u>		
<u>225</u>	<u>312,400</u>	<u>362,500</u>		
<u>226</u>	<u>312,700</u>			
<u>227</u>	<u>313,000</u>			
<u>228</u>	<u>313,300</u>			
<u>229</u>	<u>313,600</u>			
<u>230</u>	<u>313,900</u>			
<u>231</u>	<u>314,200</u>			
<u>232</u>	<u>314,500</u>			
<u>233</u>	<u>314,800</u>			
<u>234</u>	<u>315,100</u>			
<u>235</u>	<u>315,400</u>			
<u>236</u>	<u>315,700</u>			
<u>237</u>	<u>316,000</u>			
<u>238</u>	<u>316,300</u>			
<u>239</u>	<u>316,600</u>			
<u>240</u>	<u>316,900</u>			
<u>241</u>	<u>317,200</u>			
<u>242</u>	<u>317,500</u>			
<u>243</u>	<u>317,800</u>			
<u>244</u>	<u>318,100</u>			
<u>245</u>	<u>318,400</u>			
<u>246</u>	<u>318,700</u>			
<u>247</u>	<u>319,000</u>			



248	320,400			
249	320,700			
250	321,000			
251	321,300			
252	321,600			
253	321,900			
254	322,200			
255	322,500			
256	322,800			
257	323,100			
258	323,400			
259	323,700			
260	324,000			
261	324,300			
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	208,600	222,900	243,100	274,600

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

付 則  
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第17条の2第2項及び第3項の規定を除く。）は令和5年4月1日から、改正後の条例第17条の2第2項及び第3項並びに付則第5項及び第6項の規定は同年12月1日から適用する。  
（令和5年4月1日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）

248	319,300			
249	319,600			
250	319,900			
251	320,200			
252	320,500			
253	320,800			
254	321,100			
255	321,400			
256	321,700			
257	322,000			
258	322,300			
259	322,600			
260	322,900			
261	323,200			
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	208,100	222,400	242,600	274,000

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

- 3 令和5年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(施行日から令和6年3月31日までの間における異動者等の号級の調整)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(令和5年12月の勤勉手当の特例)
- 5 令和5年12月の勤勉手当に限り、改正後の条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同項第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の112.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の142.5」とあるのは「100分の147.5」とし、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。
- 6 令和5年12月の勤勉手当における改正後の条例第17条の2第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは「属する月の末日から4月を経過する日」とする。  
(給与の内払)
- 7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

8 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

議案第16号資料2

行政職給料表(1) 給料月額表 (令和5年4月1日適用) 新旧対照表

(単位:円)

職員区分	号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		号給				
		改正	現行	改正額	改正	現行	改正額	改正	現行	改正額	改正		現行	改正額		
	1	156,200	148,300	7,900	210,100	202,600	7,500	233,800	227,300	6,500	289,700	284,500	5,200	494,000	1,000	1
	2	157,100	149,200	7,900	211,800	204,300	7,500	235,500	229,100	6,400	292,000	286,900	5,100			2
	3	158,100	150,200	7,900	213,400	206,000	7,400	237,200	230,900	6,300	294,300	289,200	5,100			3
	4	159,100	151,200	7,900	215,100	207,800	7,300	238,900	232,700	6,200	296,500	291,500	5,000			4
	5	160,100	152,200	7,900	216,700	209,500	7,200	240,700	234,600	6,100	298,700	293,800	4,900			5
	6	161,100	153,200	7,900	218,300	211,200	7,100	242,400	236,400	6,000	300,900	296,100	4,800			6
	7	162,100	154,200	7,900	219,900	212,900	7,000	244,100	238,200	5,900	303,100	298,400	4,700			7
	8	163,100	155,200	7,900	221,600	214,700	6,900	245,900	240,100	5,800	305,400	300,700	4,700			8
	9	164,000	156,100	7,900	223,300	216,500	6,800	247,700	242,000	5,700	307,700	303,100	4,600			9
	10	164,900	157,000	7,900	224,900	218,200	6,700	249,500	243,900	5,600	310,000	305,500	4,500			10
	11	165,900	158,000	7,900	226,600	220,000	6,600	251,300	245,800	5,500	312,300	307,900	4,400			11
	12	166,900	159,000	7,900	228,300	221,800	6,500	253,100	247,700	5,400	314,600	310,300	4,300			12
	13	167,900	160,000	7,900	230,100	223,700	6,400	255,000	249,600	5,400	316,900	312,700	4,200			13
	14	169,100	161,200	7,900	231,800	225,500	6,300	257,100	251,700	5,400	319,300	315,200	4,100			14
	15	170,300	162,400	7,900	233,400	227,200	6,200	259,200	253,800	5,400	321,700	317,700	4,000			15
	16	171,500	163,600	7,900	235,100	229,000	6,100	261,200	255,800	5,400	324,100	320,100	3,900			16
	17	172,800	164,900	7,900	236,900	230,900	6,000	263,300	257,900	5,400	326,400	322,600	3,800			17
	18	174,900	167,000	7,900	238,600	232,700	5,900	265,400	260,000	5,400	328,900	325,200	3,700			18
	19	177,000	169,100	7,900	240,200	234,400	5,800	267,600	262,200	5,400	331,500	327,900	3,600			19
	20	179,200	171,300	7,900	241,900	236,200	5,700	269,800	264,400	5,400	334,000	330,500	3,500			20
	21	181,400	173,500	7,900	243,700	238,100	5,600	272,000	266,600	5,400	336,500	333,100	3,400			21
	22	183,200	175,300	7,900	245,400	239,900	5,500	274,200	268,800	5,400	339,200	335,800	3,400			22
	23	185,000	177,100	7,900	247,000	241,600	5,400	276,300	270,900	5,400	341,900	338,500	3,400			23
	24	186,800	178,900	7,900	248,700	243,400	5,300	278,500	273,100	5,400	344,600	341,200	3,400			24
	25	188,600	180,700	7,900	250,600	245,300	5,300	280,700	275,300	5,400	347,300	343,900	3,400			25
	26	190,500	182,600	7,900	252,500	247,200	5,300	282,900	277,500	5,400	350,000	346,600	3,400			26
	27	192,400	184,500	7,900	254,300	249,000	5,300	285,100	279,700	5,400	352,700	349,300	3,400			27
	28	194,300	186,400	7,900	256,100	250,800	5,300	287,300	282,000	5,300	355,500	352,100	3,400			28
	29	196,200	188,300	7,900	258,000	252,700	5,300	289,400	284,200	5,200	358,200	354,900	3,300			29
	30	198,100	190,200	7,900	260,100	254,800	5,300	291,600	286,500	5,100	361,200	357,900	3,300			30
	31	200,100	192,200	7,900	262,100	256,800	5,300	293,800	288,800	5,000	364,100	360,800	3,300			31
	32	202,100	194,200	7,900	264,200	258,900	5,300	296,000	291,100	4,900	367,000	363,700	3,300			32
	33	204,300	196,400	7,900	266,200	260,900	5,300	298,200	293,400	4,800	370,000	366,700	3,300			33
	34	206,100	198,300	7,800	268,000	262,700	5,300	300,400	295,700	4,700	372,800	369,600	3,200			34
	35	207,800	200,100	7,700	269,800	264,500	5,300	302,600	298,000	4,600	375,500	372,400	3,100			35
	36	209,500	201,900	7,600	271,600	266,300	5,300	304,800	300,300	4,500	378,200	375,200	3,000			36
	37	211,200	203,700	7,500	273,300	268,000	5,300	307,000	302,600	4,400	380,700	377,800	2,900			37
	38	212,800	205,400	7,400	274,900	269,700	5,200	309,300	305,000	4,300	383,200	380,400	2,800			38
	39	214,300	207,000	7,300	276,600	271,500	5,100	311,600	307,400	4,200	385,500	382,800	2,700			39
	40	215,800	208,600	7,200	278,400	273,300	5,100	313,900	309,800	4,100	387,900	385,300	2,600			40
	41	217,300	210,200	7,100	280,100	275,100	5,000	316,200	312,200	4,000	390,300	387,800	2,500			41
	42	218,800	211,800	7,000	281,800	276,900	4,900	318,500	314,600	3,900	392,600	390,200	2,400			42

定年前再任用  
短時間勤務職  
員以外の職員

43	220,300	213,400	6,900	283,400	278,600	4,800	320,900	317,100	3,800	394,900	392,600	2,300	43
44	221,800	215,000	6,800	285,100	280,400	4,700	323,200	319,500	3,700	397,200	395,000	2,200	44
45	223,300	216,600	6,700	286,800	282,200	4,600	325,600	322,000	3,600	399,600	397,500	2,100	45
46	224,800	218,200	6,600	288,500	284,000	4,500	328,000	324,500	3,500	401,900	399,900	2,000	46
47	226,300	219,800	6,500	290,100	285,700	4,400	330,400	327,000	3,400	404,100	402,200	1,900	47
48	227,800	221,400	6,400	291,800	287,500	4,300	332,900	329,600	3,300	406,300	404,500	1,800	48
49	229,300	223,000	6,300	293,500	289,300	4,200	335,400	332,200	3,200	408,600	406,900	1,700	49
50	230,800	224,600	6,200	295,100	291,000	4,100	338,100	334,900	3,200	410,900	409,300	1,600	50
51	232,300	226,200	6,100	296,800	292,800	4,000	340,800	337,600	3,200	413,100	411,600	1,500	51
52	233,800	227,800	6,000	298,500	294,600	3,900	343,500	340,300	3,200	415,300	413,800	1,500	52
53	235,200	229,300	5,900	300,200	296,400	3,800	346,200	343,000	3,200	417,300	415,900	1,400	53
54	236,700	230,900	5,800	301,900	298,200	3,700	348,800	345,600	3,200	419,200	417,900	1,300	54
55	238,200	232,500	5,700	303,600	300,000	3,600	351,300	348,100	3,200	421,200	420,000	1,200	55
56	239,700	234,100	5,600	305,200	301,700	3,500	353,700	350,500	3,200	423,100	422,000	1,100	56
57	241,100	235,600	5,500	306,800	303,400	3,400	356,000	352,800	3,200	424,900	423,900	1,000	57
58	242,500	237,100	5,400	308,400	305,100	3,300	358,200	355,100	3,100	426,700	425,800	900	58
59	244,000	238,700	5,300	310,000	306,800	3,200	360,300	357,300	3,000	428,400	427,600	800	59
60	245,500	240,300	5,200	311,600	308,500	3,100	362,300	359,400	2,900	430,200	429,400	800	60
61	247,000	241,800	5,200	313,200	310,200	3,000	364,200	361,400	2,800	432,000	431,200	800	61
62	248,400	243,300	5,100	314,800	311,800	3,000	366,200	363,400	2,800	433,500	432,700	800	62
63	249,900	244,900	5,000	316,400	313,500	2,900	368,100	365,400	2,700	434,600	433,800	800	63
64	251,400	246,400	5,000	318,000	315,100	2,900	369,900	367,300	2,600	435,500	434,700	800	64
65	252,900	248,000	4,900	319,500	316,600	2,900	371,700	369,200	2,500	436,400	435,600	800	65
66	254,400	249,600	4,800	321,100	318,200	2,900	373,400	371,000	2,400	437,200	436,400	800	66
67	255,900	251,100	4,800	322,600	319,700	2,900	375,000	372,700	2,300	437,900	437,100	800	67
68	257,300	252,600	4,700	324,200	321,300	2,900	376,500	374,300	2,200	438,600	437,800	800	68
69	258,800	254,200	4,600	325,700	322,800	2,900	378,000	375,900	2,100	439,300	438,500	800	69
70	260,300	255,800	4,500	327,100	324,300	2,800	379,000	377,000	2,000	440,000	439,200	800	70
71	261,700	257,300	4,400	328,400	325,700	2,700	380,100	378,100	2,000	440,700	439,900	800	71
72	263,100	258,800	4,300	329,800	327,100	2,700	381,000	379,000	2,000	441,400	440,600	800	72
73	264,600	260,400	4,200	331,200	328,600	2,600	381,900	379,900	2,000	442,100	441,300	800	73
74	266,000	261,900	4,100	332,600	330,100	2,500	382,700	380,800	1,900	442,800	442,000	800	74
75	267,500	263,500	4,000	333,900	331,500	2,400	383,500	381,700	1,800	443,500	442,700	800	75
76	269,000	265,100	3,900	335,300	332,900	2,400	384,200	382,500	1,700	444,100	443,300	800	76
77	270,400	266,600	3,800	336,500	334,200	2,300	385,000	383,300	1,700	444,700	443,900	800	77
78	271,900	268,200	3,700	337,600	335,500	2,100	385,700	384,100	1,600	445,400	444,600	800	78
79	273,400	269,800	3,600	338,600	336,700	1,900	386,400	384,900	1,500	446,000	445,200	800	79
80	274,800	271,300	3,500	339,500	337,800	1,700	387,100	385,700	1,400	446,600	445,800	800	80
81	276,200	272,800	3,400	340,300	338,800	1,500	387,800	386,500	1,300	447,200	446,400	800	81
82	277,600	274,400	3,200	341,100	339,800	1,300	388,400	387,200	1,200	447,800	447,000	800	82
83	278,900	275,900	3,000	341,900	340,800	1,100	389,000	387,900	1,100	448,400	447,600	800	83
84	280,300	277,400	2,900	342,600	341,700	900	389,500	388,500	1,000	449,000	448,200	800	84
85	281,600	278,900	2,700	343,300	342,500	800	390,000	389,100	900	449,600	448,800	800	85
86	283,000	280,500	2,500	344,100	343,400	700	390,500	389,700	800	450,200	449,400	800	86
87	284,300	282,000	2,300	344,700	344,100	600	391,000	390,300	700	450,800	450,000	800	87
88	285,600	283,500	2,100	345,400	344,800	600	391,600	390,900	700	451,300	450,500	800	88
89	287,000	285,000	2,000	346,100	345,500	600	392,200	391,500	700	451,800	451,000	800	89
90	288,200	286,400	1,800	346,700	346,100	600	392,800	392,100	700	452,400	451,600	800	90
91	289,500	287,900	1,600	347,200	346,600	600	393,400	392,700	700	452,900	452,100	800	91

92	290,900	289,400	1,500	347,600	347,000	600	393,900	393,200	700	453,400	452,600	800	92
93	292,100	290,800	1,300	348,100	347,500	600	394,400	393,700	700	453,900	453,100	800	93
94	293,300	292,200	1,100	348,600	348,000	600	395,000	394,300	700	454,400	453,600	800	94
95	294,500	293,600	900	349,100	348,500	600	395,500	394,800	700	454,900	454,100	800	95
96	295,700	295,000	700	349,600	349,000	600	396,000	395,300	700	455,400	454,600	800	96
97	297,000	296,400	600	350,000	349,400	600	396,500	395,800	700	455,800	455,000	800	97
98	298,200	297,700	500	350,500	349,900	600	397,000	396,300	700				98
99	299,400	298,900	500	350,900	350,300	600	397,500	396,800	700				99
100	300,700	300,200	500	351,400	350,800	600	398,000	397,300	700				100
101	301,900	301,400	500	351,900	351,300	600	398,500	397,800	700				101
102	303,100	302,600	500	352,300	351,700	600	399,000	398,300	700				102
103	304,300	303,800	500	352,800	352,200	600	399,500	398,800	700				103
104	305,500	304,900	500	353,300	352,700	600	400,000	399,300	700				104
105	306,500	306,000	500	353,700	353,100	600	400,400	399,700	700				105
106	307,400	306,900	500	354,100	353,500	600	400,900	400,200	700				106
107	308,300	307,800	500	354,500	353,900	600	401,400	400,700	700				107
108	309,200	308,700	500	354,900	354,300	600	401,800	401,100	700				108
109	310,000	309,500	500	355,300	354,700	600	402,200	401,500	700				109
110	310,700	310,200	500	355,700	355,100	600	402,700	402,000	700				110
111	311,400	310,900	500	356,100	355,500	600	403,200	402,500	700				111
112	312,100	311,600	500	356,500	355,900	600	403,600	402,900	700				112
113	312,800	312,300	500	356,900	356,300	600	404,000	403,300	700				113
114	313,200	312,700	500	357,300	356,700	600	404,500	403,800	700				114
115	313,700	313,200	500	357,700	357,100	600	405,000	404,300	700				115
116	314,200	313,700	500	358,100	357,500	600	405,400	404,700	700				116
117	314,600	314,100	500	358,500	357,900	600	405,800	405,100	700				117
118	315,000	314,500	500	358,900	358,300	600	406,300	405,600	700				118
119	315,300	314,800	500	359,300	358,700	600	406,700	406,000	700				119
120	315,600	315,100	500	359,700	359,100	600	407,100	406,400	700				120
121	315,900	315,400	500	360,100	359,500	600	407,500	406,800	700				121
122	316,300	315,800	500	360,400	359,800	600	408,000	407,300	700				122
123	316,600	316,100	500	360,800	360,200	600	408,400	407,700	700				123
124	316,900	316,400	500	361,200	360,600	600	408,800	408,100	700				124
125	317,200	316,700	500	361,600	361,000	600	409,200	408,500	700				125
126	317,600	317,100	500	361,900	361,300	600	409,700	409,000	700				126
127	317,900	317,400	500	362,300	361,700	600	410,100	409,400	700				127
128	318,200	317,700	500	362,700	362,100	600	410,500	409,800	700				128
129	318,500	318,000	500	363,100	362,500	600	410,900	410,200	700				129
130	318,900	318,400	500				411,400	410,700	700				130
131	319,200	318,700	500				411,800	411,100	700				131
132	319,500	319,000	500				412,200	411,500	700				132
133	319,800	319,300	500				412,600	411,900	700				133
134	320,200	319,700	500				413,000	412,300	700				134
135	320,500	320,000	500				413,400	412,700	700				135
136	320,800	320,300	500				413,800	413,100	700				136
137	321,100	320,600	500				414,200	413,500	700				137
138	321,400	320,900	500				414,600	413,900	700				138
139	321,800	321,300	500				415,000	414,300	700				139
140	322,100	321,600	500				415,400	414,700	700				140



行政職給料表(2) 給料月額表 (令和5年4月1日適用) 新旧対照表

(単位：円)

号給	1 級		2 級		3 級		4 級		号給
	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	
1	147,800	139,900	231,400	227,500	288,900	286,100	300,300	297,600	1
2	148,300	140,400	233,300	229,400	270,700	267,900	302,400	299,700	2
3	148,800	140,900	235,000	231,100	272,400	269,700	304,500	301,800	3
4	149,300	141,400	236,800	232,900	274,200	271,500	306,600	303,900	4
5	149,800	141,900	238,500	234,600	276,000	273,300	308,700	306,000	5
6	150,300	142,400	240,100	236,200	277,800	275,100	310,800	308,100	6
7	150,800	142,900	241,600	237,800	279,600	276,700	312,900	310,000	7
8	151,400	143,500	243,100	239,400	281,400	278,700	315,000	312,300	8
9	152,000	144,100	244,500	241,000	283,200	280,600	317,000	314,300	9
10	152,500	144,600	246,000	242,600	285,000	282,500	319,000	316,300	10
11	153,200	145,300	247,500	244,200	286,800	284,300	321,000	318,300	11
12	153,800	145,900	249,000	245,800	288,600	286,100	323,000	320,300	12
13	154,400	146,500	250,500	247,400	290,400	287,900	325,000	322,200	13
14	155,100	147,200	252,000	249,000	292,100	289,600	326,900	324,200	14
15	155,900	148,000	253,500	250,600	293,800	291,300	328,800	326,100	15
16	156,700	148,800	255,000	252,200	295,500	293,000	330,700	328,000	16
17	157,500	149,600	256,400	253,800	297,200	294,700	332,600	329,900	17
18	158,500	150,600	257,900	255,400	298,900	296,500	334,500	331,800	18
19	159,600	151,700	259,400	257,000	300,500	298,100	336,400	333,700	19
20	160,700	152,800	260,900	258,600	302,200	299,800	338,400	335,700	20
21	161,800	153,900	262,400	260,100	303,900	301,500	340,200	337,500	21
22	162,900	155,000	263,900	261,700	305,500	303,100	342,100	339,400	22
23	164,000	156,100	265,400	263,300	307,100	304,700	343,900	341,200	23
24	165,100	157,200	266,900	264,900	308,700	306,300	345,700	343,000	24
25	166,200	158,300	268,400	266,400	310,300	307,900	347,500	344,800	25
26	167,500	159,600	269,900	268,000	311,800	309,400	349,200	346,500	26
27	168,900	161,000	271,400	269,600	313,300	310,900	350,800	348,100	27
28	170,300	162,400	272,900	271,000	314,700	312,300	352,400	349,700	28
29	171,700	163,800	274,400	272,600	316,100	313,700	354,000	351,300	29
30	173,200	165,300	276,000	274,200	317,600	315,200	355,200	352,500	30
31	174,700	166,800	277,500	275,700	319,000	316,600	356,400	353,700	31
32	176,200	168,300	278,900	277,100	320,400	318,000	357,600	354,900	32
33	177,800	169,900	280,400	278,600	321,800	319,400	358,800	356,100	33
34	179,300	171,400	281,900	280,100	323,200	320,800	359,900	357,200	34
35	180,900	173,000	283,200	281,400	324,600	322,200	360,900	358,200	35
36	182,500	174,600	284,600	282,800	325,900	323,500	362,000	359,300	36
37	184,100	176,200	285,900	284,100	327,200	324,800	363,000	360,300	37
38	185,600	177,700	287,300	285,500	328,400	326,000	364,000	361,300	38
39	187,200	179,300	288,700	286,900	329,600	327,200	364,900	362,200	39
40	188,800	180,900	289,900	288,100	330,700	328,300	365,800	363,100	40
41	190,300	182,400	291,200	289,400	331,800	329,400	366,700	364,000	41
42	191,700	183,800	292,400	290,600	332,800	330,400	367,500	364,800	42

定年前再任用  
短時間勤務職  
員以外の職員



43	193,100	185,200	7,900	293,600	291,800	1,800	333,700	331,300	2,400	368,300	365,600	2,700	43
44	194,500	186,600	7,900	294,700	292,900	1,800	334,600	332,200	2,400	369,100	366,400	2,700	44
45	195,800	187,900	7,900	295,800	294,000	1,800	335,500	333,100	2,400	369,800	367,100	2,700	45
46	196,900	189,100	7,800	296,800	295,000	1,800	336,400	334,000	2,400	370,400	367,700	2,700	46
47	198,000	190,300	7,700	297,800	296,000	1,800	337,200	334,800	2,400	371,000	368,300	2,700	47
48	199,100	191,500	7,600	298,800	297,000	1,800	338,000	335,600	2,400	371,600	368,900	2,700	48
49	200,100	192,600	7,500	299,800	298,000	1,800	338,800	336,400	2,400	372,100	369,400	2,700	49
50	201,100	193,700	7,400	300,800	299,000	1,800	339,600	337,200	2,400	372,600	369,900	2,700	50
51	202,100	194,800	7,300	301,700	299,900	1,800	340,300	337,900	2,400	373,000	370,300	2,700	51
52	203,000	195,800	7,200	302,600	300,800	1,800	341,000	338,600	2,400	373,400	370,700	2,700	52
53	204,000	196,800	7,200	303,500	301,700	1,800	341,700	339,300	2,400	373,800	371,100	2,700	53
54	205,000	198,000	7,100	304,400	302,600	1,800	342,400	340,000	2,400	374,200	371,500	2,700	54
55	206,200	199,300	6,900	305,300	303,500	1,800	343,000	340,600	2,400	374,600	371,900	2,700	55
56	207,400	200,700	6,700	306,100	304,300	1,800	343,600	341,200	2,400	375,000	372,300	2,700	56
57	208,700	202,100	6,600	306,900	305,100	1,800	344,200	341,800	2,400	375,300	372,600	2,700	57
58	209,900	203,300	6,600	307,700	305,900	1,800	344,700	342,300	2,400	375,700	373,000	2,700	58
59	211,200	204,700	6,500	308,500	306,700	1,800	345,200	342,800	2,400	376,100	373,400	2,700	59
60	212,500	206,100	6,400	309,300	307,500	1,800	345,700	343,300	2,400	376,400	373,800	2,600	60
61	213,800	207,500	6,300	310,100	308,300	1,800	346,100	343,700	2,400	376,700	374,100	2,600	61
62	215,100	208,900	6,200	310,700	308,900	1,800	346,500	344,100	2,400	377,100	374,500	2,600	62
63	216,400	210,300	6,100	311,300	309,500	1,800	346,900	344,500	2,400	377,500	374,900	2,600	63
64	217,700	211,700	6,000	311,900	310,100	1,800	347,300	344,900	2,400	377,800	375,200	2,600	64
65	218,900	213,000	5,900	312,500	310,700	1,800	347,700	345,300	2,400	378,100	375,500	2,600	65
66	220,200	214,400	5,800	313,100	311,300	1,800	348,100	345,700	2,400	378,500	375,900	2,600	66
67	221,500	215,800	5,700	313,700	311,900	1,800	348,500	346,100	2,400	378,900	376,300	2,600	67
68	222,800	217,200	5,600	314,300	312,500	1,800	348,900	346,500	2,400	379,200	376,600	2,600	68
69	224,000	218,500	5,500	314,800	313,000	1,800	349,200	346,800	2,400	379,500	376,900	2,600	69
70	225,300	219,900	5,400	315,400	313,600	1,800	349,600	347,200	2,400	379,800	377,200	2,600	70
71	226,600	221,400	5,200	315,900	314,100	1,800	350,000	347,600	2,400	380,100	377,500	2,600	71
72	227,900	222,700	5,200	316,400	314,600	1,800	350,300	347,900	2,400	380,400	377,800	2,600	72
73	229,200	224,000	5,200	316,900	315,100	1,800	350,600	348,200	2,400	380,700	378,100	2,600	73
74	230,500	225,400	5,100	317,400	315,600	1,800	351,000	348,600	2,400	381,000	378,400	2,600	74
75	231,800	226,800	5,000	317,900	316,100	1,800	351,300	348,900	2,400	381,300	378,700	2,600	75
76	233,100	228,100	5,000	318,400	316,600	1,800	351,600	349,200	2,400	381,600	379,000	2,600	76
77	234,400	229,500	4,900	318,800	317,000	1,800	351,900	349,500	2,400	381,900	379,300	2,600	77
78	235,600	230,800	4,800	319,300	317,500	1,800	352,300	349,900	2,400	382,200	379,600	2,600	78
79	236,900	232,100	4,800	319,700	317,900	1,800	352,600	350,200	2,400	382,500	379,900	2,600	79
80	238,200	233,500	4,700	320,100	318,300	1,800	352,900	350,500	2,400	382,800	380,200	2,600	80
81	239,400	234,800	4,600	320,500	318,700	1,800	353,200	350,800	2,400	383,100	380,500	2,600	81
82	240,700	236,200	4,500	320,900	319,100	1,800	353,500	351,100	2,400	383,400	380,800	2,600	82
83	242,000	237,600	4,400	321,300	319,500	1,800	353,800	351,400	2,400	383,700	381,100	2,600	83
84	243,200	238,900	4,300	321,600	319,800	1,800	354,100	351,700	2,400	384,000	381,400	2,600	84
85	244,500	240,300	4,200	321,900	320,100	1,800	354,400	352,000	2,400	384,200	381,700	2,500	85
86	245,800	241,700	4,100	322,300	320,500	1,800	354,700	352,300	2,400	384,500	382,000	2,500	86
87	247,100	243,100	4,000	322,700	320,900	1,800	355,000	352,600	2,400	384,800	382,300	2,500	87
88	248,400	244,500	3,900	323,000	321,200	1,800	355,300	352,900	2,400	385,100	382,600	2,500	88
89	249,600	245,800	3,800	323,300	321,500	1,800	355,600	353,200	2,400	385,400	382,900	2,500	89
90	250,900	247,200	3,700	323,700	321,900	1,800	355,900	353,500	2,400	385,700	383,200	2,500	90
91	252,200	248,600	3,600	324,000	322,200	1,800	356,200	353,800	2,400	386,000	383,500	2,500	91

92	253,500	250,000	3,500	324,300	322,500	1,800	356,500	354,100	2,400	386,300	383,800	2,500	92
93	254,800	251,400	3,400	324,600	322,800	1,800	356,800	354,400	2,400	386,600	384,100	2,500	93
94	256,100	252,900	3,200	325,000	323,200	1,800	357,100	354,700	2,400	386,900	384,400	2,500	94
95	257,300	254,300	3,000	325,300	323,500	1,800	357,400	355,000	2,400	387,200	384,700	2,500	95
96	258,500	255,600	2,900	325,600	323,800	1,800	357,700	355,300	2,400	387,500	385,000	2,500	96
97	259,600	256,800	2,800	325,900	324,100	1,800	358,000	355,600	2,400	387,800	385,300	2,500	97
98	260,800	258,200	2,600	326,300	324,500	1,800	358,300	355,900	2,400	388,100	385,600	2,500	98
99	262,000	259,600	2,400	326,600	324,800	1,800	358,600	356,200	2,400	388,400	385,900	2,500	99
100	263,100	261,000	2,100	326,900	325,100	1,800	358,900	356,500	2,400	388,700	386,200	2,500	100
101	264,100	262,100	2,000	327,100	325,300	1,800	359,200	356,800	2,400	389,000	386,500	2,500	101
102	265,200	263,400	1,800	327,400	325,600	1,800	359,500	357,100	2,400	389,300	386,800	2,500	102
103	266,300	264,700	1,600	327,700	325,900	1,800	359,800	357,400	2,400	389,600	387,100	2,500	103
104	267,400	265,900	1,500	328,000	326,200	1,800	360,100	357,700	2,400	389,900	387,400	2,500	104
105	268,400	267,100	1,300	328,300	326,500	1,800	360,300	358,000	2,300	390,200	387,700	2,500	105
106	269,400	268,100	1,300	328,700	326,900	1,800	360,600	358,300	2,300	390,500	388,000	2,500	106
107	270,400	269,100	1,300	329,000	327,200	1,800	360,900	358,600	2,300	390,800	388,300	2,500	107
108	271,400	270,100	1,300	329,200	327,400	1,800	361,200	358,900	2,300	391,100	388,600	2,500	108
109	272,400	271,100	1,300	329,500	327,700	1,800	361,500	359,200	2,300	391,400	388,900	2,500	109
110	273,400	272,100	1,300	329,800	328,000	1,800	361,800	359,500	2,300	391,700	389,200	2,500	110
111	274,400	273,100	1,300	330,100	328,300	1,800	362,100	359,800	2,300	392,000	389,500	2,500	111
112	275,100	273,800	1,300	330,400	328,600	1,800	362,400	360,100	2,300	392,300	389,800	2,500	112
113	276,000	274,700	1,300	330,700	328,900	1,800	362,700	360,400	2,300	392,600	390,100	2,500	113
114	276,800	275,500	1,300	331,000	329,200	1,800	363,000	360,700	2,300	392,900	390,400	2,500	114
115	277,600	276,300	1,300	331,300	329,500	1,800	363,300	361,000	2,300	393,200	390,700	2,500	115
116	278,400	277,100	1,300	331,600	329,800	1,800	363,600	361,300	2,300	393,500	391,000	2,500	116
117	279,100	277,800	1,300	331,900	330,100	1,800	363,900	361,600	2,300	393,800	391,300	2,500	117
118	279,700	278,400	1,300	332,200	330,400	1,800	364,200	361,900	2,300	394,100	391,600	2,500	118
119	280,300	279,000	1,300	332,500	330,700	1,800	364,500	362,200	2,300	394,400	391,900	2,500	119
120	280,800	279,600	1,200	332,800	331,000	1,800	364,800	362,500	2,300	394,700	392,200	2,500	120
121	281,300	280,100	1,200	333,100	331,300	1,800	365,100	362,800	2,300	395,000	392,500	2,500	121
122	281,800	280,600	1,200	333,400	331,600	1,800	365,400	363,100	2,300	395,300	392,800	2,500	122
123	282,200	281,000	1,200	333,700	331,900	1,800	365,700	363,400	2,300	395,600	393,100	2,500	123
124	282,600	281,400	1,200	334,000	332,200	1,800	366,000	363,700	2,300	395,900	393,400	2,500	124
125	283,000	281,800	1,200	334,300	332,500	1,800	366,300	364,000	2,300	396,200	393,700	2,500	125
126	283,400	282,200	1,200	334,600	332,800	1,800	366,600	364,300	2,300	396,500	394,000	2,500	126
127	283,800	282,600	1,200	334,900	333,100	1,800	366,900	364,600	2,300	396,800	394,300	2,500	127
128	284,200	283,000	1,200	335,200	333,400	1,800	367,200	364,900	2,300	397,100	394,600	2,500	128
129	284,500	283,300	1,200	335,500	333,700	1,800	367,500	365,200	2,300	397,400	394,900	2,500	129
130	284,900	283,700	1,200	335,800	334,000	1,800	367,800	365,500	2,300	397,700	395,200	2,500	130
131	285,300	284,100	1,200	336,100	334,300	1,800	368,100	365,800	2,300	398,000	395,500	2,500	131
132	285,700	284,500	1,200	336,400	334,600	1,800	368,400	366,100	2,300	398,300	395,800	2,500	132
133	286,000	284,800	1,200	336,700	334,900	1,800	368,700	366,400	2,300	398,600	396,100	2,500	133
134	286,300	285,100	1,200	337,000	335,200	1,800	369,000	366,700	2,300	398,900	396,400	2,500	134
135	286,600	285,400	1,200	337,300	335,500	1,800	369,300	367,000	2,300	399,200	396,700	2,500	135
136	286,900	285,700	1,200	337,600	335,800	1,800	369,600	367,300	2,300	399,500	397,000	2,500	136
137	287,200	286,000	1,200	337,900	336,100	1,800	369,900	367,600	2,300	399,800	397,300	2,500	137
138	287,500	286,300	1,200	338,200	336,400	1,800	370,200	367,900	2,300	400,100	397,600	2,500	138
139	287,800	286,600	1,200	338,500	336,700	1,800	370,500	368,200	2,300	400,400	397,900	2,500	139
140	288,100	286,900	1,200	338,800	337,000	1,800	370,800	368,500	2,300	400,700	398,200	2,500	140

141	288,400	287,200	1,200	339,100	337,300	1,800	371,100	368,800	2,300	401,000	398,500	2,500	141
142	288,700	287,500	1,200	339,400	337,600	1,800	371,400	369,100	2,300	401,300	398,800	2,500	142
143	289,000	287,800	1,200	339,700	337,900	1,800	371,700	369,400	2,300	401,600	399,100	2,500	143
144	289,300	288,100	1,200	340,000	338,200	1,800	372,000	369,700	2,300	401,900	399,400	2,500	144
145	289,600	288,400	1,200	340,300	338,500	1,800	372,300	370,000	2,300	402,200	399,700	2,500	145
146	289,800	288,700	1,100	340,600	338,800	1,800	372,600	370,300	2,300	402,500	400,000	2,500	146
147	290,100	289,000	1,100	340,900	339,100	1,800	372,900	370,600	2,300	402,800	400,300	2,500	147
148	290,400	289,300	1,100	341,200	339,400	1,800	373,200	370,900	2,300	403,100	400,600	2,500	148
149	290,700	289,600	1,100	341,500	339,700	1,800	373,500	371,200	2,300	403,400	400,900	2,500	149
150	291,000	289,900	1,100	341,800	340,000	1,800	373,800	371,500	2,300				150
151	291,300	290,200	1,100	342,100	340,300	1,800	374,100	371,800	2,300				151
152	291,600	290,500	1,100	342,400	340,600	1,800	374,400	372,100	2,300				152
153	291,900	290,800	1,100	342,700	340,900	1,800	374,700	372,400	2,300				153
154	292,200	291,100	1,100	343,000	341,200	1,800	375,000	372,700	2,300				154
155	292,500	291,400	1,100	343,300	341,500	1,800	375,300	373,000	2,300				155
156	292,800	291,700	1,100	343,600	341,800	1,800	375,600	373,300	2,300				156
157	293,100	292,000	1,100	343,900	342,100	1,800	375,900	373,600	2,300				157
158	293,400	292,300	1,100	344,200	342,400	1,800	376,200	373,900	2,300				158
159	293,700	292,600	1,100	344,500	342,700	1,800	376,500	374,200	2,300				159
160	294,000	292,900	1,100	344,800	343,000	1,800	376,800	374,500	2,300				160
161	294,300	293,200	1,100	345,100	343,300	1,800	377,100	374,800	2,300				161
162	294,600	293,500	1,100	345,400	343,600	1,800	377,400	375,100	2,300				162
163	294,900	293,800	1,100	345,700	343,900	1,800	377,700	375,400	2,300				163
164	295,200	294,100	1,100	346,000	344,200	1,800	378,000	375,700	2,300				164
165	295,500	294,400	1,100	346,300	344,500	1,800	378,300	376,000	2,300				165
166	295,800	294,700	1,100	346,600	344,800	1,800	378,600	376,300	2,300				166
167	296,100	295,000	1,100	346,900	345,100	1,800	378,900	376,600	2,300				167
168	296,400	295,300	1,100	347,200	345,400	1,800	379,200	376,900	2,300				168
169	296,700	295,600	1,100	347,500	345,700	1,800	379,500	377,200	2,300				169
170	297,000	295,900	1,100	347,800	346,000	1,800	379,800	377,500	2,300				170
171	297,300	296,200	1,100	348,100	346,300	1,800	380,100	377,800	2,300				171
172	297,600	296,500	1,100	348,400	346,600	1,800	380,400	378,100	2,300				172
173	297,900	296,800	1,100	348,700	346,900	1,800	380,700	378,400	2,300				173
174	298,200	297,100	1,100	349,000	347,200	1,800	381,000	378,700	2,300				174
175	298,500	297,400	1,100	349,300	347,500	1,800	381,300	379,000	2,300				175
176	298,800	297,700	1,100	349,600	347,800	1,800	381,600	379,300	2,300				176
177	299,100	298,000	1,100	349,900	348,100	1,800	381,900	379,600	2,300				177
178	299,400	298,300	1,100	350,200	348,400	1,800	382,200	379,900	2,300				178
179	299,700	298,600	1,100	350,500	348,700	1,800	382,500	380,200	2,300				179
180	300,000	298,900	1,100	350,800	349,000	1,800	382,800	380,500	2,300				180
181	300,300	299,200	1,100	351,100	349,300	1,800	383,100	380,800	2,300				181
182	300,600	299,500	1,100	351,400	349,600	1,800	383,400	381,100	2,300				182
183	300,900	299,800	1,100	351,700	349,900	1,800	383,700	381,400	2,300				183
184	301,200	300,100	1,100	352,000	350,200	1,800	384,000	381,700	2,300				184
185	301,500	300,400	1,100	352,300	350,500	1,800	384,300	382,000	2,300				185
186	301,800	300,700	1,100	352,600	350,800	1,800	384,600	382,300	2,300				186
187	302,100	301,000	1,100	352,900	351,100	1,800	384,900	382,600	2,300				187
188	302,400	301,300	1,100	353,200	351,400	1,800	385,200	382,900	2,300				188
189	302,700	301,600	1,100	353,500	351,700	1,800	385,500	383,200	2,300				189

190	303,000	301,900	1,100	353,800	352,000	1,800	355,800	353,500	2,300	190
191	303,300	302,200	1,100	354,100	352,300	1,800	356,100	353,800	2,300	191
192	303,600	302,500	1,100	354,400	352,600	1,800	356,400	354,100	2,300	192
193	303,900	302,800	1,100	354,700	352,900	1,800	356,700	354,400	2,300	193
194	304,200	303,100	1,100	355,000	353,200	1,800				194
195	304,500	303,400	1,100	355,300	353,500	1,800				195
196	304,800	303,700	1,100	355,600	353,800	1,800				196
197	305,100	304,000	1,100	355,900	354,100	1,800				197
198	305,400	304,300	1,100	356,200	354,400	1,800				198
199	305,700	304,600	1,100	356,500	354,700	1,800				199
200	306,000	304,900	1,100	356,800	355,000	1,800				200
201	306,300	305,200	1,100	357,100	355,300	1,800				201
202	306,600	305,500	1,100	357,400	355,600	1,800				202
203	306,900	305,800	1,100	357,700	355,900	1,800				203
204	307,200	306,100	1,100	358,000	356,200	1,800				204
205	307,500	306,400	1,100	358,300	356,500	1,800				205
206	307,800	306,700	1,100	358,600	356,800	1,800				206
207	308,100	307,000	1,100	358,900	357,100	1,800				207
208	308,400	307,300	1,100	359,200	357,400	1,800				208
209	308,700	307,600	1,100	359,500	357,700	1,800				209
210	309,000	307,900	1,100	359,800	358,000	1,800				210
211	309,300	308,200	1,100	360,100	358,300	1,800				211
212	309,600	308,500	1,100	360,400	358,600	1,800				212
213	309,900	308,800	1,100	360,700	358,900	1,800				213
214	310,200	309,100	1,100	361,000	359,200	1,800				214
215	310,500	309,400	1,100	361,300	359,500	1,800				215
216	310,800	309,700	1,100	361,600	359,800	1,800				216
217	311,100	310,000	1,100	361,900	360,100	1,800				217
218	311,400	310,300	1,100	362,200	360,400	1,800				218
219	311,700	310,600	1,100	362,500	360,700	1,800				219
220	312,000	310,900	1,100	362,800	361,000	1,800				220
221	312,300	311,200	1,100	363,100	361,300	1,800				221
222	312,600	311,500	1,100	363,400	361,600	1,800				222
223	312,900	311,800	1,100	363,700	361,900	1,800				223
224	313,200	312,100	1,100	364,000	362,200	1,800				224
225	313,500	312,400	1,100	364,300	362,500	1,800				225
226	313,800	312,700	1,100							226
227	314,100	313,000	1,100							227
228	314,400	313,300	1,100							228
229	314,700	313,600	1,100							229
230	315,000	313,900	1,100							230
231	315,300	314,200	1,100							231
232	315,600	314,500	1,100							232
233	315,900	314,800	1,100							233
234	316,200	315,100	1,100							234
235	316,500	315,400	1,100							235
236	316,800	315,700	1,100							236
237	317,100	316,000	1,100							237
238	317,400	316,300	1,100							238



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な改正概要

令和5年東京都人事委員会勧告等を踏まえ、次のとおり改定する。

1 初任給（令和5年度から実施）

初任給を引き上げ、上級職を196,200円に、中級職を170,400円に、初級職を160,100円に改定する。

2 給料表（令和5年度から実施）

人材確保等の観点から初任層に重点を置きつつ、全級全号給の給料について引上げ改定する。

3 期末・勤勉手当（令和5年12月期から実施）

年間支給月数を0.1月（再任用職員については、0.05月）引き上げ、4.65月（再任用職員については、2.45月）に改定する。引上げについては、勤勉手当で実施する。

4 影響額

給料	勤勉手当	その他手当	計
22,959 千円	29,772 千円	8,894 千円	61,625 千円

※ 影響額は、令和5年4月1日現在の人数に基づき算出

議案第16号資料4

令和5年 国及び東京都の勧告状況並びに小金井市の給与改定状況

区分	国	東京都	小金井市
改定率(引上げ額)	0.96% (3,869円)	全級全号給の給料を改定 (500円～7,900円)	全級全号給の給料を改定 (500円～7,900円)
初任給	上級職 200,700円(11,000円) 中級職 196,200円(11,000円) 初級職 166,600円(12,000円)	196,200円(8,300円) 170,400円(7,900円) 160,100円(7,900円)	196,200円(8,300円) 170,400円(7,900円) 160,100円(7,900円)
勤勉手当の引上げ支給月数	0.10月 (4.50月)	0.10月 (4.65月)	0.10月 (4.65月)
実施時期	令和5年4月に遡及して実施 令和5年12月支給の勤勉手当から 実施	令和5年4月に遡及して実施 令和5年12月支給の勤勉手当から 実施	令和5年4月に遡及して実施 令和5年12月支給の勤勉手当に遡 及して実施

※ 勤勉手当の引上げ支給月数( )は、期末・勤勉手当の年間支給月数

## 多摩26市における給与改定の状況

令和6年1月19日現在

自治体名	給与改定	給料表	改正後 期末勤勉手当 年間支給月数	勤勉手当 引上月数
小金井市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
八王子市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
立川市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
武蔵野市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
三鷹市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
青梅市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
府中市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
昭島市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
調布市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
町田市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
小平市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
日野市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
東村山市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
国分寺市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
国立市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
福生市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
狛江市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
東大和市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
清瀬市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
東久留米市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
武蔵村山市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
多摩市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
稲城市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
羽村市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
あきる野市	有り	都準拠	4.65月	0.10月
西東京市	有り	都準拠	4.65月	0.10月

※ 改定予定の自治体を含む。



議案第17号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があること等から、本案を提出するものであります。

## 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第17号資料1

### 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額の改定を行うものである（以下「条例」とは、この改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

#### 2 改正内容

##### (1) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定

22万円を24万円に改める（条例第2条第3項、第22条第1項各号列記以外の部分）。

##### (2) 減額基準額の改定

###### ア 5割減額対象基準額の改定

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額である29万円を29万5,000円に改める（条例第22条第1項第2号）。

###### イ 2割減額対象基準額の改定

国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額である53万5,000円を54万5,000円に改める（条例第22条第1項第3号）。

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する（付則第1項）。

#### 4 経過措置

改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。



ち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア }  
イ }  
ウ }  
省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者)のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア }  
イ }  
ウ }  
省略

2 省略

付 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

ち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア }  
イ }  
ウ }  
省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者)のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア }  
イ }  
ウ }  
省略

2 省略

5 割減額対象  
基準額の改定

2 割減額対象  
基準額の改定

議案第18号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(揭示等)                      第 2 3 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</u></p> <p>(電磁的記録等)                      第 5 3 条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる</p>	<p>(揭示)                      第 2 3 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならぬ。</p> <p>(電磁的記録等)                      第 5 3 条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる</p>	<p>備考                      供覧方法に係る規定の追加</p>
<p>(電磁的記録等)                      第 5 3 条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる</p>	<p>(電磁的記録等)                      第 5 3 条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる</p>	



る。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 省略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 }  
? }  
6 }

省略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

る。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 省略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 }  
? }  
6 }

省略

内閣府令の改正に伴う用語の整備

議案第19号

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

第9期介護保険事業計画策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を改定するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「33,600円」を「34,900円」に改め、同項第2号中「43,600円」を「44,900円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「52,900円」に改め、同項第4号中「58,800円」を「67,200円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「76,800円」に改め、同項第6号中「78,900円」を「90,200円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「85,600円」を「97,900円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「97,400円」を「107,500円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「100,800円」を「111,300円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「107,500円」を「119,000円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「117,600円」を「126,700円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に、「750万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号ア中「750万円」を「520万円」に、「1,000万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「144,400円」を「142,000円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「620万円」に、「1,500万円」を「720万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「154,500円」を「149,700円」に改め、同号ア中「1,500万円」を「720万円」に、「2,000万円」を「820万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第16号イ又は第17

号イ」を加え、同項第15号中「164,600円」を「211,900円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第14号の次に次の3号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 161,200円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 178,100円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 195,000円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第2項中「20,100円」を「21,800円」に改め、同条第3項中「20,100円」を「21,800円」に、「26,800円」を「29,500円」に改め、同条第4項中「20,100円」を「21,800円」に、「47,000円」を「52,600円」に改める。

第13条第3項中「もしくは第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ、第16号イもしくは第17号イ」に、「第14号まで」を「第17号まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条及び第13条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第11条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3, 900円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44, 900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52, 900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67, 200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76, 800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>90, 200円</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>97, 900円</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第11条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3, 600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43, 600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50, 400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58, 800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67, 200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>78, 900円</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85, 600円</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第</p>	<p>保険料率適用年度の変更、保険料率の改定、第1号被保険者の区分に係る合計所得金額の変更及び第1号被保険者の区分の追加並びに号の繰下げ</p>

1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 107, 500円

ア 省略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 111, 300円

ア 省略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 119, 000円

ア 合計所得金額が350万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、

1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 97, 400円

ア 省略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 100, 800円

ア 省略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 107, 500円

ア 合計所得金額が350万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

イ又は第17号イに該当する者を除く。)

- (11) 次のいずれかに該当する者 126, 700円  
ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 134, 400円  
ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 142, 000円  
ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 117, 600円

- ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 134, 400円  
ア 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 144, 400円  
ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)



- (14) 次のいずれかに該当する者 149, 700円
- ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）
- (15) 次のいずれかに該当する者 161, 200円
- ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）
- (16) 次のいずれかに該当する者 178, 100円
- ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。） 又は次号イに該当する者を除く。）
- (17) 次のいずれかに該当する者 195, 000円
- ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当

- (14) 次のいずれかに該当する者 154, 500円
- ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 211,900円  
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,800円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,800円」とあるのは「29,500円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,800円」とあるのは「52,600円」と読み替えるものとする。  
（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第13条 省略

2 省略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロもしくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロもしくは第5号ロ又は第11条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イもしくは第17号イに該当するに至つ

(19) 前各号のいずれにも該当しない者 164,600円  
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,100円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,100円」とあるのは「26,800円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,100円」とあるのは「47,000円」と読み替えるものとする。  
（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第13条 省略

2 省略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロもしくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロもしくは第5号ロ又は第11条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イもしくは第14号イに該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、

減額賦課に係る保険料率の改定

同上

同上

第1号被保険者の区分

<p>た第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第1項第1条第39号から第11条第1項第6号から第14号までのいずれかにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 省略</p>	<p>当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第1項第1条第39号から第14号までのいずれかにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 省略</p>	<p>の追加に伴う規定の整備</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第11条及び第13条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>		

議案第19号資料2

第8期事業計画期間及び第9期事業計画期間の所得段階区分別介護保険料比較

区分	旧対象者	第8期事業計画期間			新対象者	第9期事業計画期間			上昇額 (年額)
		基準額に 対する比率	構成比	保険料年額		基準額に 対する比率	構成比	保険料年額	
第1段階	生活保護受給者もしくは高齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯又は世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.300	16.1	20,100	生活保護受給者もしくは高齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯又は世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.285	15.7	21,800	1,700
第2段階	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下	0.400	6.1	26,800	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下	0.385	6.7	29,500	2,700
第3段階	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円を超える。	0.700	5.4	47,000	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円を超える。	0.685	6.1	52,600	5,600
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者があり、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.875	13.1	58,800	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者があり、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.875	11.6	67,200	8,400
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者があり、第4段階以外	1.000	10.7	67,200	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者があり、第4段階以外	1.000	11.0	76,800	9,600
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満	1.175	10.6	78,900	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満	1.175	10.7	90,200	11,300
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.275	14.7	85,600	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.275	16.0	97,900	12,300
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.450	9.4	97,400	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.400	9.3	107,500	10,100
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上350万円未満	1.500	2.6	100,800	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上350万円未満	1.450	1.6	111,300	10,500
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が350万円以上500万円未満	1.600	4.9	107,500	本人が市民税課税者で合計所得金額が350万円以上420万円未満	1.550	2.9	119,000	11,500
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が500万円以上750万円未満	1.750	2.6	117,600	本人が市民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.650	2.3	126,700	9,100～ 19,200
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.000	1.2	134,400	本人が市民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満	1.750	1.2	134,400	16,800
第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.150	1.1	144,400	本人が市民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満	1.850	0.8	142,000	24,400
第14段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.300	0.5	154,500	本人が市民税課税者で合計所得金額が720万円以上820万円未満	1.950	0.6	149,700	15,300～ 32,100
第15段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が2,000万円以上	2.450	1.0	164,600	本人が市民税課税者で合計所得金額が820万円以上1,000万円未満	2.100	0.8	161,200	26,800
第16段階					本人が市民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.320	1.0	178,100	33,700
第17段階					本人が市民税課税者で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.540	0.6	195,000	40,500
第18段階					本人が市民税課税者で合計所得金額が2,000万円以上	2.760	1.1	211,900	47,300

※第1から3段階までについては、公費負担割合(第8期事業計画期間の第1段階:0.2、第2段階:0.25、第3段階:0.05、第9期事業計画期間の第1段階:0.17、第2段階:0.2、第3段階:0.005)を差し引いた率。公費負担は、消費税財源を用いた社会保障の充実の一つとして実施

※第11段階以降の上昇額(年額)は、第8期事業計画期間の区分に相当する第9期事業計画期間の区分における年額に基づき算出

議案第20号

小金井市アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例

小金井市アスベスト飛散防止条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

大気汚染防止法等の改正に伴い、同法等との整合を図る必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例

小金井市アスベスト飛散防止条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条の2—第20条」を「第11条—第17条」に、「第21条—第23条」を「第18条—第20条」に改める。

第1条中「するとともに」の次に「、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）に基づく措置のほか」を加える。

第2条第1号中「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 吹付けアスベスト等 アスベスト含有材のうち、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第10条の2に規定する吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「における管理の基準を定め、アスベストの飛散防止の」を「に大気中に排出され、又は飛散するアスベストによる市民の健康被害を防止する」に改める。

第7条中「、この条例による市長への届出等を通じて」を削る。

第10条の2を削る。

第13条を削り、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「発注者」の次に「（注文者のうち、当該解体工事等を他の者から請け負わないで注文しているものをいう。以下同じ。）」を加え、同条を第12条とする。

第3章中第12条の前に次の1条を加える。

（事前調査結果の掲示）

第11条 建築物等の解体工事等の施工者（建築物等の解体工事等を請負契約によらないで自ら施工する者を含む。以下同じ。）が、法第18条の15第5項の規定による掲示をするときは、規則で定めるところにより掲示しなければならない。

第14条を次のように改める。

（標識の設置）

第14条 アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者が、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）第16条の4第2号に規定する掲示板（以下「標識」という。）を設置するときは、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。ただし、災害その他非常事態の発生により、当該解体工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該解体工事等の施工者は、当該解体工事等を開始する前に、同項の標識を設置しなければならない。

第15条第1項を次のように改める。

前条第1項に規定する解体工事等の施工者で、工事対象面積が500平方メートル以上のものを施工するものは、規則で定めるところにより、当該解体工事等に関して説明会その他の方法により関係住民に説明しなければならない。ただし、当該解体工事等における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の箇所が局所であつて、当該作業を規則で定める方法により行うときは、この限りでない。

第16条第1項中「第13条」を「第14条第1項」に改める。

第17条を次のように改める。

（建築物等の解体工事等に係る勧告）

第17条 市長は、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者が、第11条及び第13条から前条（同条第1項を除く。）までの規定に従わないときは、当該解体工事等の施工者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第18条から第20条までを削る。

第4章第21条第1項中「発注者等」を「発注者」に改め、「受注者」の次に「（他の者から請け負った解体工事等の受注者を除く。以下同じ。）」を加え、同条を第18条とする。

第22条第1項第1号中「第20条」を「第17条」に改め、同項第2号中「発注者等」を「発注者」に改め、同条を第19条とし、第23条を第20条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市アスベスト飛散防止条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する解体工事等（この条例による改正前の小金井市アスベスト飛散防止条例第13条、第17条及び第18条の規定による届出がされた解体工事等で、施行日前に着手していないもの（以下「未着手工事」という。）を除く。）について適用し、施行日前に着手した解体工事等（未着手工事を含む。）については、なお従前の例による。



小金井市アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止 (第11条—第17条)</p> <p>第4章 雑則 (第18条—第20条)</p> <p>付則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、アスベストの飛散防止について、小金井市(以下「市」という。)、建築物等の所有者等及び解体工事等の施工者等の責務を明らかにするとともに、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)に基づく措置のほか、アスベストの飛散防止に係る措置等について必要な事項を定めることにより、市民の健康被害の防止とともに安全な生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) アスベスト 法第2条第8項に規定する石綿をいう。</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) } 省略</p> <p>(5) } 省略</p> <p>(6) 吹付けアスベスト等 アスベスト含有材のうち、大気</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止 (第10条の2—第20条)</p> <p>第4章 雑則 (第21条—第23条)</p> <p>付則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、アスベストの飛散防止について、小金井市(以下「市」という。)、建築物等の所有者等及び解体工事等の施工者等の責務を明らかにするとともに、アスベストの飛散防止に係る措置等について必要な事項を定めることにより、市民の健康被害の防止とともに安全な生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) アスベスト 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第2条第8項に規定する石綿をいう。</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) } 省略</p> <p>(5) } 省略</p> <p>(6) 吹付けアスベスト等 アスベスト含有材のうち、吹付け</p>	<p>規定の整備 同上</p> <p>同上</p> <p>用語の整備、</p>

汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第10条の2に規定する吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

(市の責務)

第3条 市は、アスベスト含有材を使用する建築物等の使用、改修、解体及び埋設物除去時に大気中に排出され、又は飛散するアスベストによる市民の健康被害を防止するための施策を実施しなければならない。

- 2 省略
- 3 省略

(台帳の整備)

第7条 市長は、アスベストの飛散による健康に係る被害を防止するために適切な措置を講ずることができよう、吹付けアスベスト等を使用する建築物等に関して、台帳の整備に努めるものとする。

けアスベスト又はアスベストを含有する吹付け材もしくは保温材等であって、規則で定めるものをいう。

(7) アスベスト含有成形板 アスベスト含有材のうち、吹付けアスベスト等以外の建築材料であって、規則で定めるものをいう。

- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

(市の責務)

第3条 市は、アスベスト含有材を使用する建築物等の使用、改修、解体及び埋設物除去時における管理の基準を定め、アスベストの飛散防止のための施策を実施しなければならない。

- 2 省略
- 3 省略

(台帳の整備)

第7条 市長は、アスベストの飛散による健康に係る被害を防止するために適切な措置を講ずることができよう、吹付けアスベスト等を使用する建築物等に関して、この条例による市長への届出等を通じて、台帳の整備に努めるものとする。

第3章 建築物等の解体工事等におけるアスベストの飛散防止

(解体工事等に係る調査及び説明等)

第10条の2 建築物等の解体工事等（当該解体工事等がアスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等に該当しないことが明らかでないものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の受注者（他の者から請

号の削除及び繰上げ

規定の整備

届出に係る規定の整備

法改正に伴う調査に係る規定の削除

け負った解体工事等の受注者を除く。以下同じ。)は、当該解体工事等がアスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等に該当するか否かについて調査するとともに、規則で定めるところにより、当該解体工事等の発注者(注文者のうち、当該解体工事等を他の者から請け負わないで注文しているものをいう。以下同じ。)に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。ただし、法第18条の17第1項の規定による調査及び説明をする場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、解体工事等の発注者は、当該解体工事等の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 建築物等の解体工事等を請負契約によらないで自ら施工する者(以下「自主施工者」という。)は、当該解体工事等がアスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等に該当するか否かについて調査を行わなければならない。ただし、法第18条の17第3項の規定による調査をする場合は、この限りでない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体工事等を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体工事等の場所において市民に見やすいように掲示しなければならない。ただし、法第18条の17第4項の規定による掲示をする場合は、この限りでない。

第11条 建築物等の解体工事等の施工者（建築物等の解体工事等を請負契約によらないで自ら施工する者を含む。以下同じ。）が、法第18条の15第5項の規定による揭示をするときは、規則で定めるところにより揭示しなければならない。

（発注者の責務）

第12条 建築物等の解体工事等の発注者（注文者のうち、当該解体工事等を他の者から請け負わないで注文しているものをいう。以下同じ。）は、当該解体工事等の施工者に対して、設計図書（建築物等に関する工事用の図面及び仕様書をいう。）その他当該建築物等に係るアスベスト含有材の使用の状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 省略

（作業基準の遵守）

第13条 省略

規定の追加

（発注者の責務）

第11条 建築物等の解体工事等の発注者は、当該解体工事等の施工者に対して、設計図書（建築物等に関する工事用の図面及び仕様書をいう。）その他当該建築物等に係るアスベスト含有材の使用の状況に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 省略

（作業基準の遵守）

第12条 省略

（吹付けアスベスト等を使用する建築物等の解体工事等の届出）

第13条 建築物等の解体工事等で、吹付けアスベスト等を使用する壁面、天井その他の部分を有するものに係る解体工事等の発注者又は自主施工者（以下「発注者等」という。）は、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、法第18条の15第1項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第124条第1項の規定に基づく届出をする場合は、この限りでない。

（標識の設置）

第14条 前条に規定する解体工事等の施工者は、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところ

条の繰下げ  
法改正に伴  
う届出に係  
る規定の前  
除

法改正に伴  
う標識設置  
に係る規定

生省、通商産業省令第1号)第16条の4第2号に規定する掲示板(以下「標識」という。)を設置するときは、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。ただし、災害その他非常事態の発生により、当該解体工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該解体工事等の施工者は、当該解体工事等を開始する前に、同項の標識を設置しなければならない。

(住民説明会の開催)

第15条 前条第1項に規定する解体工事等の施工者で、工事対象面積が500平方メートル以上のものを施工するものは、規則で定めるところにより、当該解体工事等に関して説明会その他の方法により関係住民に説明しなければならない。ただし、当該解体工事等における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業の箇所が局所であつて、当該作業を規則で定める方法により行うときは、この限りでない。

2 省略

(測定等の指示)

第16条 市長は、第14条第1項に規定する解体工事等において、必要があると認めるときは、当該解体工事等の施工者に対し、規則で定めるところにより大気中におけるアスベストの濃度の測定等を指示することができる。この場合において、当該解体工事等の施工者は、規則で定める要件を満たした第三者機関に測定を依頼して濃度測定の客観性を高めるよう努めなければならない。

2 省略

(建築物等の解体工事等に係る勧告)

第17条 市長は、アスベスト含有材を使用する建築物等の

により標識を設置しなければならない。

の整備

(住民説明会の開催)

第15条 第13条に規定する解体工事等の施工者は、工事対象面積が500平方メートル以上である場合には、当該解体工事等に関して関係住民に対し説明会を開催しなければならない。

住民説明会の開催要件に係る規定の整備

2 省略

(測定等の指示)

第16条 市長は、第13条に規定する解体工事等において、必要があると認めるときは、当該解体工事等の施工者に対し、規則で定めるところにより大気中におけるアスベストの濃度の測定等を指示することができる。この場合において、当該解体工事等の施工者は、規則で定める要件を満たした第三者機関に測定を依頼して濃度測定の客観性を高めるよう努めなければならない。

2 省略

(アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出)

法改正に伴う届出に係る

解体工事等の施工者が、第11条及び第13条から前条(同条第1項を除く。)までの規定に従わないときは、当該解体工事等の施工者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第17条 工事対象面積が80平方メートル以上の建築物等の解体工事等で、アスベスト含有成形板を使用する壁面、天井その他の部分を有するものに係る解体工事等の発注者等は、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(アスベスト含有材が敷地内の地下に存する建築物等の解体工事等の届出)

第18条 工事対象面積が80平方メートル以上の建築物等の解体工事等で、アスベスト含有材がその敷地内の地下に存する場合は、解体工事等の発注者等は、当該解体工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 建築物等の跡地で、地下にアスベスト含有材が存する敷地に、新たな工事、埋設物除去工事等を施工するときも、前項と同様とする。

(準用)

第19条 第14条から第16条までの規定は、前2条に規定する解体工事等及び新たな工事、埋設物除去工事等について準用する。

(建築物等の解体工事等に係る勧告)

第20条 市長は、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等(第18条に規定する工事を含む。次条及び第22条において同じ。)の施工者又は発注者等が、第12条から第18条まで(第16条第1項を除き、前条において準用する場合を含む。)の規定に従わないときは、その解体工事等の施工者又は発注者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第4章 雑則  
(立入検査等)

第4章 雑則  
(立入検査等)

る規定の整備

法改正に伴う届出に係る規定の削除

同上

同上

第18条 市長は、この条例の施行に際し必要な限度において、特定建築物の所有者等、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者又は発注者もしくは受注者（他の者から請け負った解体工事等の受注者を除く。以下同じ。）に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、又は当該職員もしくは市長が指定した者（以下「指定職員等」という。）に必要な場所に立ち入り、検査し、もしくは関係人に対する指導を行わせることができる。

2 省略  
3 省略  
(公表)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- (1) 第10条又は第17条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。
- (2) 特定建築物の所有者等、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者又は発注者もしくは受注者が、前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

2 省略  
3 省略  
(委任)  
第20条 省略

付 則  
(施行期日)

第21条 市長は、この条例の施行に際し必要な限度において、特定建築物の所有者等、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者又は発注者もしくは受注者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、又は当該職員もしくは市長が指定した者（以下「指定職員等」という。）に必要な場所に立ち入り、検査し、もしくは関係人に対する指導を行わせることができる。

2 省略  
3 省略  
(公表)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- (1) 第10条又は第20条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。
- (2) 特定建築物の所有者等、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者又は発注者もしくは受注者が、前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

2 省略  
3 省略  
(委任)  
第23条 省略

条の繰上げ

条の繰上げ  
及び用語の  
整備

規定及び用  
語の整備並  
びに条の繰  
上げ

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市アスベスト飛散防止条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する解体工事等（この条例による改正前の小金井市アスベスト飛散防止条例第13条、第17条及び第18条の規定による届出がされた解体工事等で、施行日前に着手していないもの（以下「未着手工事」という。）を除く。）について適用し、施行日前に着手した解体工事等（未着手工事を含む。）については、なお従前の例による。



## 議案第20号資料2

### 大気汚染防止法及び小金井市アスベスト飛散防止条例の改正概要


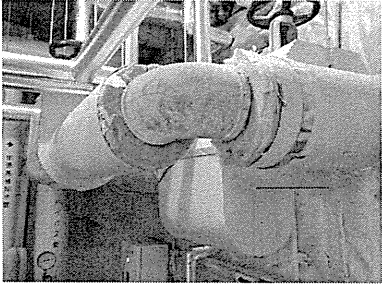

#### 1 改正の理由について

- (1) 小金井市アスベスト飛散防止条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）のみで規制されていたアスベスト含有成形板等（レベル3）が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の規制対象になったため（2(1)）。
- (2) 事前調査結果報告制度（法第18条の15第6項）により条例の届出内容と同様の内容が確認可能になったため（2(4)）。
- (3) 事前調査結果報告制度の施行から1年半以上が経過し、業界内に本制度が認知されたことにより報告漏れがなくなったため（2(4)）。
- (4) 令和4年度から、東京都から建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の届出情報が提供されるようになり、その届出情報とダブルチェックが可能になったため。

#### 2 法及び法施行規則（以下「法規則」という。）について

- (1) 全てのアスベスト含有建材を規制対象に拡大（法第18条の14関係） 令和3年4月～

不適切な除去によるアスベストの飛散を防止するため、吹付けアスベスト（レベル1）、アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル2）に加え、その他のアスベスト含有建材（成形板等）（レベル3）も対象とした。

レベル1	レベル2	レベル3
		

- (2) アスベストの除去等を正しい方法で実施しない場合の直接罰の創設（法第34条第3号関係） 令和3年4月～

除去、飛散防止の作業において違反があった場合、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金を適用するとした。

- (3) 作業結果の報告等の義務付け（法第18条の23関係） 令和3年4月～

取り残しや不適切作業によるアスベストの飛散を防止するため、作業の記録及び取り残しの確認（資格を有する者による目視確認）をし、その結果を書面で発注者へ報告することが新たに義務付けられた。

- (4) 事前調査結果の都道府県等への報告の義務付け（法第18条の15第6項関係）  
令和4年4月～

不適切な調査によるアスベスト含有建材の見落としを防止するため、事前調査を実施し、一定規模以上の工事を行う場合は都道府県等に報告しなければならないとした。

- (5) 必要な資格を有する者による事前調査の実施の義務付け（法規則第16条の5第2項関係） 令和5年10月～

書面による調査及び目視による調査は、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者に行わせなければならないとした。

### 3 条例の特徴及び条例施行規則（以下「条例規則」という。）について

#### (1) 特徴

- ア アスベスト含有成形板等（レベル3）の規制
- イ 事前調査結果及び標識の掲示方法について明記
- ウ 一定規模以上の解体工事等を行う際の住民説明会の開催
- エ アスベスト濃度の測定等の指示

#### (2) 改正概要

- ア 法と重複する部分の手續に係る規定の削除
  - (7) 解体工事等に係る調査及び説明等（現行条例第10条の2）  
→法第18条の15第1項、第2項及び第5項と重複
  - (4) 吹付けアスベスト等を使用する建築物等の解体工事等の届出（現行条例第13条）→法第18条の17と重複
  - (6) アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出（現行条例第17条）→法第18条の15第6項と重複
  - (2) アスベスト含有材が敷地内の地下に存する建築物等の解体工事等の届出（現行条例第18条）→法第18条の15第6項と重複
- イ 法で規定していない事前調査結果の掲示の方法に係る規定の追加（改正条例第11条、改正条例規則）
- ウ その他の規定の整備
  - (7) 標識の設置（改正条例第14条、改正条例規則）  
法施行規則で定められた標識（A3の大きさ等）の設置方法を規定する。
  - (4) 住民説明会の開催（改正条例第15条、改正条例規則）  
説明会に加え、その他の方法でも関係住民に説明できるよう規定する。
  - (7) 文言の整理  
法に合わせた文言に整理する。

議案第21号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

下水道法施行令の改正に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出する  
ものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第4の5の項中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号資料

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第4 (第11条の2関係)		別表第4 (第11条の2関係)		
物質又は項目	水質の基準	物質又は項目	水質の基準	
省略		省略		備考 省略
5 六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.2ミリグラム以下	5 六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム以下	
備考 省略		備考 省略		
<p>付 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>				

議案第 22 号

小金井市地域公共交通活性化協議会条例の一部を改正する条例

小金井市地域公共交通活性化協議会条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

道路運送法等の改正に伴い、運賃等を協議するための部会を設置する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市地域公共交通活性化協議会条例の一部を改正する条例

小金井市地域公共交通活性化協議会条例（令和5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第4項」の次に「及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項」を加える。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、第5号に掲げる事項の協議は、第7条第1項の運賃部会において行う。

第2条第4号中「及び運賃・料金等」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項

第3条第1項第3号中「3人」を「4人」に改める。

第7条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「協議会は」の次に「、前項に掲げるもののほか、第2条各号（第5号を除く。）に掲げる事項について協議等を行うため」を加え、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

協議会は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき乗合旅客運送の運賃・料金等について協議を行うため、運賃部会を置く。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市地域公共交通活性化協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条の規定による地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)の作成及び実施に關し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議等を行うため、小金井市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。ただし、第5号に掲げる事項の協議は、第7条第1項の運賃部会において行う。</p> <p>(1) } 省略          (2) }          (3) }</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項</p> <p>(5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項</p> <p>(6) 省略          (7) 省略          (組織)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条の規定による地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)の作成及び実施に關し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議等を行うため、小金井市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) } 省略          (2) }          (3) }</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(5) 省略          (6) 省略          (組織)</p>	<p>設置根拠 法令の追加</p> <p>運賃部会に係る所掌事項の明確化</p>



<p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 省略  (2) 省略  (3) 関係行政機関の職員 4人以内  (4) } 省略  (7) }</p> <p>2 省略 (部会)</p> <p>第7条 協議会は、<u>道路運送法第9条第4項の規定に基づき乗合旅客運送の運賃・料金等について協議を行うため、運賃部会を置く。</u></p> <p>2 協議会は、<u>前項に掲げるもののほか、第2条各号(第5号を除く。)</u>に掲げる事項について協議等を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p>3 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 省略  (2) 省略  (3) 関係行政機関の職員 3人以内  (4) } 省略  (7) }</p> <p>2 省略 (部会)</p> <p>第7条</p> <p>協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>関係行政機関の職員の変更</p> <p>運賃部会の設置の新設</p> <p>項の繰り下げ及び規定の整備</p> <p>項の繰り下げ</p>
--	--	--

道路運送法の改正に伴う運賃部会の設置について

令和5年10月1日から、改正された道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）が施行され、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の協議方法が規定されたことにより、今後、CoCoバスの運賃に関わる変更等については、運賃部会で協議する。

**改正前**

小金井市地域公共交通活性化協議会の  
全体で協議

公衆市民	市	学識経験者
バス事業者	タクシー事業者	鉄道事業者
バス協会	タクシー協会	バス労働組合
運輸支局	交通管理者	道路管理者
高齢者団体	障害者団体	福祉有償運送事業者

↑

**改正後**

運賃の協議は、以下の4者で構成する運賃部会で行う。

**運賃部会**

市民代表	市	バス事業者	運輸支局
------	---	-------	------

※バス事業者が複数の場合には、運賃部会はそれぞれで行う。

**【法第9条第4項】**  
運賃の協議に参加する主体を以下の4者に限定

- ① 市
- ② 当該運行事業者
- ③ 関東運輸局長
- ④ 市長が指名する住民の意見を代表する者

**【法第9条第5項】**  
運賃の協議をする時は、公聴会の開催など、住民、利用者、利害関係者（交通事業者）の意見を反映させる方法を講じること。

**【法第9条第4項】の運賃協議への対応**

小金井市地域公共交通活性化協議会条例を改正し、「運賃部会」を設置し、CoCoバスの運賃の変更等を協議することを規定  
 （所掌事項）第2条 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項は、第7条第1項の運賃部会において行う。  
 （部会）第7条第1項 運賃・料金等の協議を行うため、運賃部会を置く。

**【法第9条第5項】の公聴会等への対応**

CoCoバスの運賃の協議を行う際には、国が提示している以下の方法を参考に、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を募集  
 ①公聴会の開催 ②パブリックコメント ③市報・ホームページへの掲載 ④アンケート調査・運行事業者へのヒヤリング等

↑  
協議経過及び協議結果は、地域公共交通活性化協議会へ報告する（協議会の承認は求めない。）。

## 議案第23号

### 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

令和6年2月20日提出

小金井市長 白 井 亨

#### （提案理由）

後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から分賦金として支弁することに伴い、規約変更を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現行								
<p>附 則</p> <p>5 令和6年度分及び令和7年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="430 246 718 560"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>附 則</p> <p>5 令和4年度分及び令和5年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="430 560 718 1008"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
<p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1085 246 1372 560"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1085 560 1372 1008"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め  
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め  
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和5年11月 1日から  
令和6年 1月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約業者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	6330	令和5年11月6日	管路施設補修工事 金澤建設(株)	31,185,000	令和5年11月7日から 令和6年3月15日まで	・止水補修工(レベル1) 64.7m ・防食被覆工 9.6㎡ ・止水工(リング工法) 11箇所	制限付一般競争入札1者	40
2	6674	令和5年11月16日	雨水浸透桝設置工事 金澤建設(株)	21,450,000	令和5年11月17日から 令和6年3月13日まで	・雨水浸透桝設置工 32箇所	指名競争入札 8者	30
3	6679	令和5年11月16日	マンホール鉄蓋取替工事 鴨下設備工業(株)	18,810,000	令和5年11月17日から 令和6年3月11日まで	・マンホール鉄蓋取替工 100箇所	指名競争入札 8者	40
4	6700	令和5年11月17日	市道第787号線歩道拡幅工事 新発田建設(株)	11,550,000	令和5年11月20日から 令和6年3月22日まで	・L型擁壁工(H=1.0m) L=2.0m ・L型擁壁工(H=0.8m) L=2.0m ・転落防止柵設置工 L=35.0m ・境石工(一般部) L=113.7m ・照明灯移設工 N=7基 ・歩道舗装工(19型) A=139.0㎡	制限付一般競争入札2者	20
5	6714	令和5年11月17日	市道第345号線道路補修工事 新発田建設(株)	11,660,000	令和5年11月20日から 令和6年3月22日まで	・転落防止柵設置工 L=214.6m ・舗装工(歩道部) A=209.0㎡ ・視覚障害者誘導用シート設置工 A=3.4㎡	制限付一般競争入札2者	32

進捗率は、令和6年2月1日現在

# 小金井市全図 建設環境委員会

市道第345号線道路補修工事

マンホール鉄蓋取替工事

市道第787号線歩道拡幅工事

雨水浸透柵設置工事

管路施設補修工事

